

# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black




GB22

7



00707168





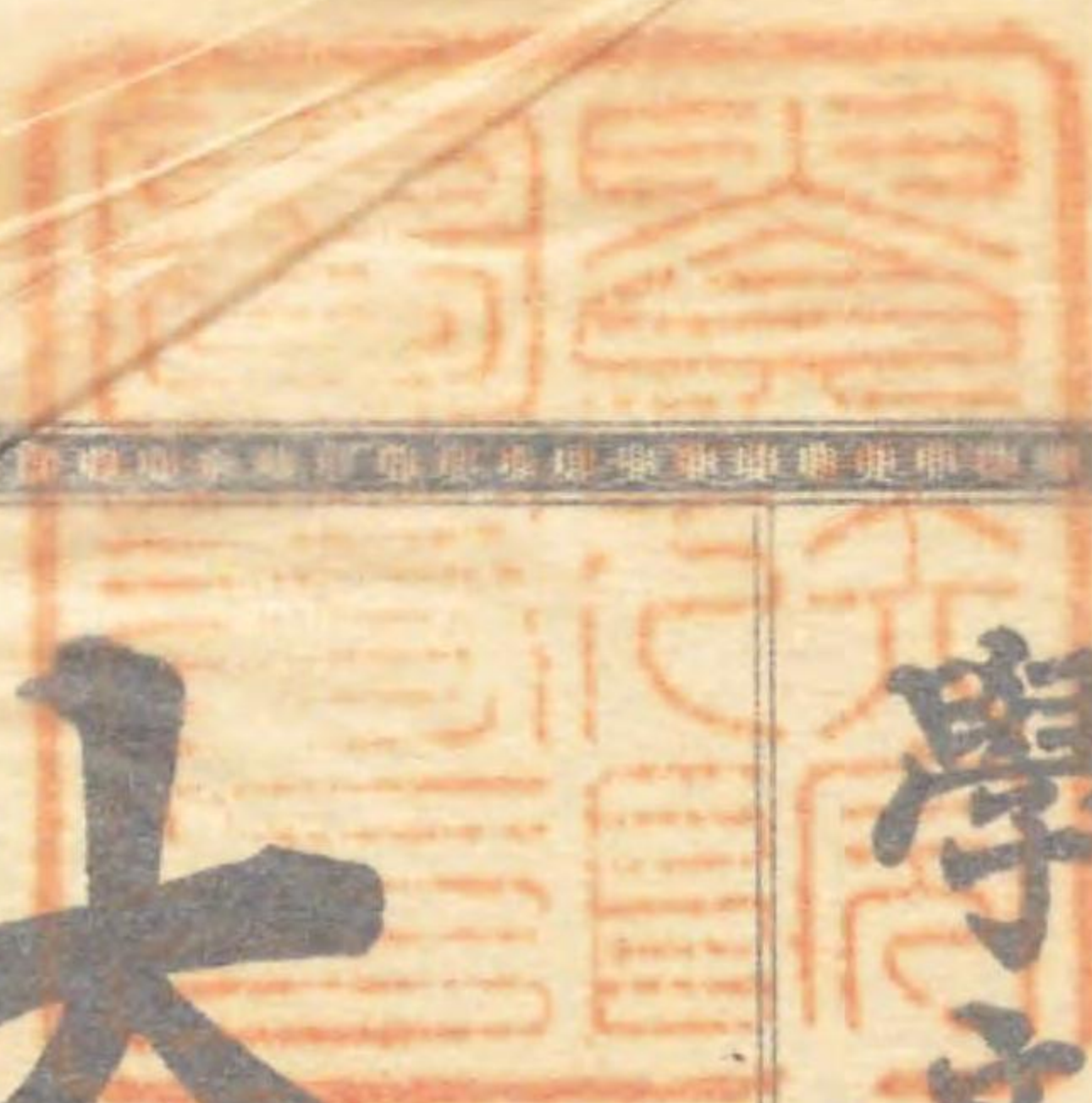


東京帝國大學文學部 史料編纂所編纂

大日本史料

第八編 之十八

東京帝國大學藏版







東京帝國大學  
學文學部 史料編纂所編纂

# 大日本史料

第八編  
之十八

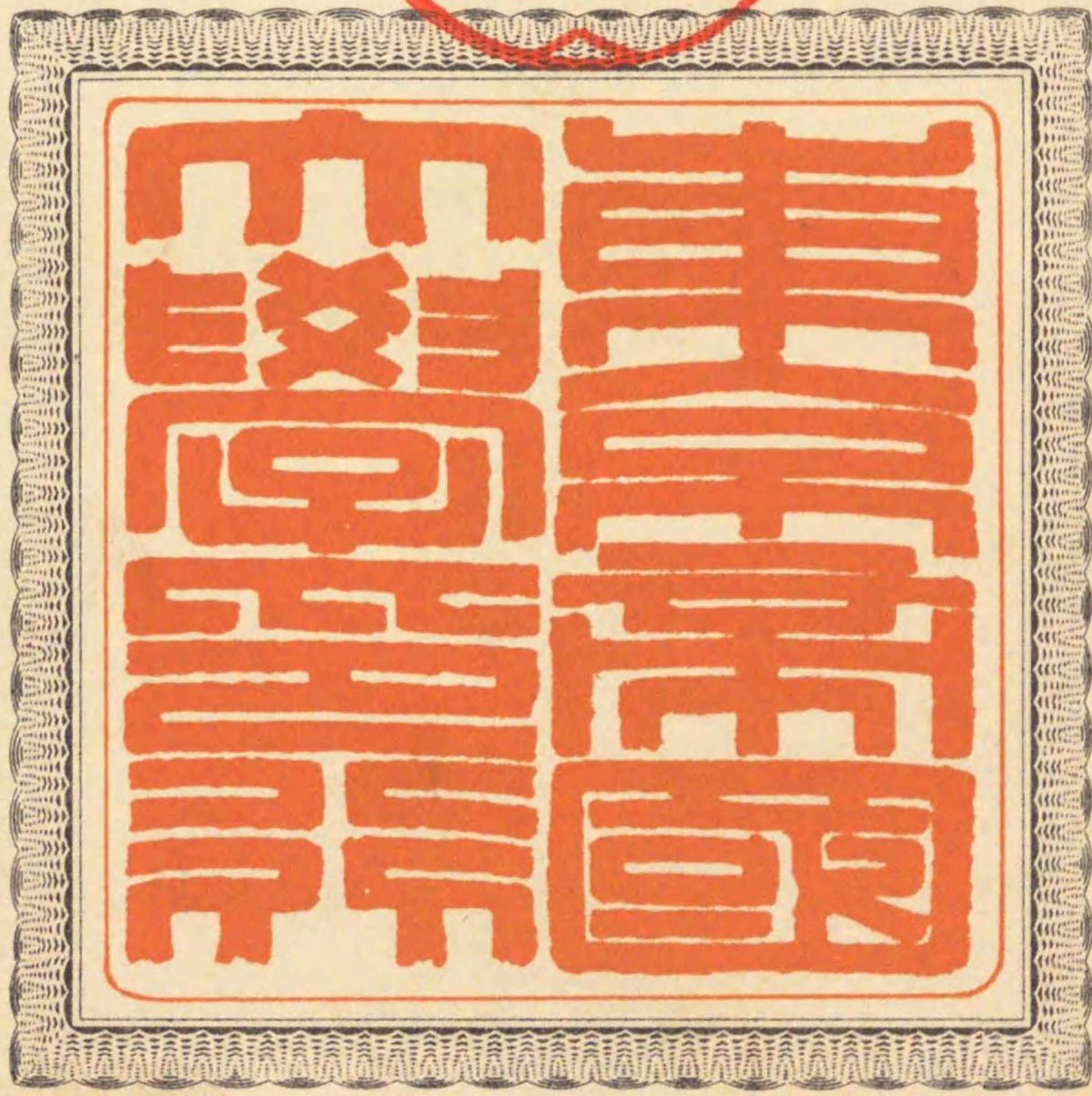
東京帝國大學藏版





~~210.08~~  
~~To 456d~~  
GB22

7



707168

# 大日本史料

## 第八編之十八目次

後土御門天皇

文明十八年

正月

一日 四方拜ヲ行ヒ、平座ヲ停メラル、……………一  
二日以後ノ御祝、  
諸家正月ノ祝、  
 春日社ノ神鏡墜ツ、……………七  
 勝仁親王、物ヲ獻ゼラル、……………七  
コノ後、勝仁親王及ヒ尊敦親王、物ヲ獻ゼラル、  
義政父子、物ヲ獻ズ、  
宮、門跡、尼宮、社寺及ヒ諸家等、物ヲ獻ズ、  
 禁裏外様番衆、歳首ヲ賀ス、……………二四  
 目次 文明十八年正月



コノ後、延臣、歳首ヲ賀ス、  
諸家相互ノ參賀、  
義尙、近衛尙通ニ物ヲ贈ル、……………三〇  
コノ後、義尙、尙通ニ扇ヲ贈ル、  
二日 權僧正公範、尊敦親王ノ師範ト爲ル、○始メテ參仕ス、……………三〇  
義政誕生、……………三一  
四日 千秋萬歳アリ、……………三一  
八日、千秋萬歳アリ、  
尊敦親王ニ扇ヲ賜フ、……………三一  
コノ後、宮、門跡、尼宮、延臣等ニ物ヲ賜フ、  
義尙、義政夫妻ニ物ヲ進ム、……………三三  
五日 征夷大將軍右近衛大將足利義尙ヲ右馬寮御監ニ補ス、……………三三  
御手斧始、……………三五  
伊勢貞陸、義政ニ物ヲ進ム、……………三五  
コノ後、諸將士、社寺等、物ヲ義政夫妻及ビ義尙ニ進ム、

六日 義政徳日ニ依リ、細川政元、物ヲ義政ニ進ム、○一色義直、赤松政則等モ亦物ヲ進ム、……………四一  
播磨守護赤松政則、山名政豊ノ兵ヲ同國英賀ニ破ル、○坂本ニ之ヲ破ル、……………四四  
七日 嘉樂門院ニ物ヲ進メラル、……………四五  
義尙、東山第二義政ヲ省ス、○義政、小川第二臨ム、……………四五  
八日 後七日法ヲ停メ、太元護摩ヲ山城醍醐寺理性院ニ修セシム、……………四六  
護持僧參賀、……………四七  
十日 第三皇子<sup>尊仁</sup>、第四皇子御參内、○歳首ヲ賀セラレ、○延臣、禁裏及ビ幕府ニ參賀ス、……………四七  
コノ後、宮、門跡、延臣、社寺等參内、年始ヲ賀ス、  
五山僧侶、義政、義尙及ビ細川政元等ニ參賀ス、  
住心院僧正公意、御加持ニ候ス、……………五二  
十一日 近臣及ビ宮女、勝仁親王ニ酒饌ヲ獻ズ、……………五三  
十二日 勝仁親王、三條西實隆ニ物ヲ賜フ、……………五三



十三日 御宴アリ、○庚申連歌御會ヲ行ハセラル、……………五四  
三月十四日以後、庚申和漢聯句及ビ連歌御會  
 義尙、小川第二猿樂ヲ張行ス、○義政之ニ臨ム、……………五八  
廿五日、義尙、小川第二猿樂ヲ張行ス、  
 十四日 月食、……………五九  
 義政、等持院ニ詣ラントス、○同院住持禮久室、寺家窮乏ノ故  
 ヲ以テ之ヲ辭ス、……………六〇  
 十五日 三毬打アリ、……………六〇  
諸家三毬打、  
 義政東山第三毬打アリ、……………六一  
 相國寺蔭涼軒集證龜泉、義政ニ物ヲ進ム、……………六二  
コノ後、諸寺、義政及ビ義尙等ニ物ヲ進ム、  
 十六日 禁中恒例百萬遍念佛、……………六四  
五月十六日及ビ九月十六日、禁中百萬遍念佛、  
 信濃諏訪守矢繼實ヲ宮内少丞ニ任ズ、……………六五

十七日 雪ヲ賞シ給フ、……………六六  
 十八日 義政、鹿苑院ニ詣ル、○相國寺ニ赴ク、……………六六  
 十九日 近臣、宮女、酒饌ヲ獻ズ、……………七一  
コノ後、宮女等、酒饌ヲ獻ズ、  
 二十日 御祝、……………七三  
 御不豫、……………七三  
 近臣ヲ召シテ、月次和漢聯句御會ヲ行ハセラル、……………七三  
二月以後ノ近臣月次和漢聯句御會、  
外様番衆ノ月次和漢聯句御會、  
近衛政家第及ビ中院通秀第月次和漢聯句會、  
 義尙、生母日野氏ヲ省ス、……………九九  
 廿二日 嘉樂門院御參内、……………一〇〇  
コノ後、宮門跡、尼宮等御參内、  
 廿三日 連歌御會、……………一〇二  
コノ後、御連歌、



飛鳥井雅康第連歌會、

宮女ヲ鞍馬寺ニ遣シ、代拜セシメラル、……………一〇三

コノ後、宮女ヲ鞍馬寺ニ遣シ、代拜セシメラル、

廿四日 月次和歌御會、……………一〇四

二月以後ノ月次和歌御會、

禁裏ノ御修理ヲ始メサセラル、……………一〇八

社寺、諸家等、庭樹ヲ獻ズ、

廿五日 月次連歌御會、……………一一一

二月以後ノ月次連歌御會、

宮女ヲ清荒神ニ遣シ、代拜セシメラル、……………一二〇

コノ後、白川忠富及ビ宮女等ヲ清荒神ニ遣シ、代拜セシメラル、

幕府月次和歌會、……………一二一

二月以後ノ幕府月次和歌會、

廣澤尙俊第月次和歌會、

廿六日 宮女等、平等寺因幡ニ七人詣ヲナス、……………一二四

コノ後、宮女等、平等寺因幡ニ七人詣ヲナス、

白川忠富ヲ平等寺因幡ニ遣シ、代拜セシメラル、

前右大臣從一位徳大寺公有薨ズ、……………一二五

廿七日 泉涌寺住持教見ヲ召シテ、受戒アラセラル、……………一三二

二月以後、毎月二十七日ノ御受戒、

廿八日 御祝、……………一三三

二月以後、毎月二十八日ノ御祝、

御聞香アリ、……………一三四

コノ後、御聞香アリ、

甘露寺親長第十種香、

義政、飯尾元連ヲ建仁寺別奉行ト爲ス、○義尙、飯尾清房ヲ相

國寺別奉行ト爲ス、……………一三五

義政、東福寺、普廣院等ノ別奉行及ビ東寺寺奉行ヲ定ム、

細川政誠、相國寺法住院領山城粟田ノ地ヲ押領ス、○義政、政

誠ヲシテ、之ヲ同院ニ還付セシム、……………一五一



廿九日 神宮奏事始、……………一五二  
是月 筒井順尊、十市遠相等、大和小山戸、鞆田等ニ陣ス、……………一五三

二月

一日 御祝、……………一五四

四日 外様番衆、酒饌ヲ獻ジ、手猿樂ヲ張行ス、……………一五四

安藝、備後ノ將庄、吉川、江田、山内等六人、播磨ノ陣ヲ撤シ、赤松

政則ノ部將浦上某、英保某等ニ送ラレテ、兵庫ニ退ク、……………一五七

五日 明ヨリ歸朝ノ江南院寂譽前參議萬里小路春房ヲ召サセラル、……………一五七

六日 興福寺薪猿樂、……………一五九

八日 春日祭ヲ延引ス、○追行ス、……………一六一

御方違行幸、……………一六二

コノ後ノ御方違行幸、

十日 義尙、近江石山寺ニ參詣セントス、……………一六三

十一日 曲舞アリ、……………一六三

伏見宮邦高親王、三條西實隆ニ物ヲ賜フ、……………一六四

コノ後、邦高親王、實隆ニ物ヲ賜フ、

十二日 義政夫人日野氏、近衛政家ニ物ヲ贈ル、……………一六四

十三日 丑ノ日御祝、……………一六四

コノ後、丑ノ日御祝、

周防興隆寺妙見社下宮遷宮、○同國守護大内政弘、子龜童丸

興ト之ニ臨ム、……………一六六

山城ノ住民、宇治平等院ニ會シテ、國中ノ掟ヲ定メントス、……………一七四

十四日 義尙參内遅ル、ニ依リ、先ヅ物ヲ獻ズ、……………一七四

楠葉西忍歿ス、……………一七四

十五日 涅槃會、○御捧物ヲ山城般舟三昧院及ビ禁裏御持佛堂本尊

ニ進メラル、……………一八二

十六日 義政等持寺ニ詣ル、……………一八二

山城安樂院、冷泉家ノ、同院領越中油田ヲ押領スルヲ義政ニ

訴フ、……………一八五

十七日 幕府、安藤政藤ヲ申次衆ニ加フ、……………一八六



十九日 甘露寺親長、源氏物語ヲ新寫シ、供養和歌會ヲ行フ、○御製ヲ賜フ、(宸翰御詠草)……………一八八

二十日 和漢聯句御會、……………一九一

コノ後ノ和漢聯句御會、

諸家和漢聯句、

三千院堯胤法親王ニ預ケラレタル御櫃ノ中ヨリ、和歌及ビ

源氏物語ノ抄物ヲ取寄セラル、……………一九四

宮女等ヲ召シテ、御宴アリ、……………一九五

廿二日 御樂始、……………一九五

幕府水無瀬宮法樂和歌會、……………一九七

六月廿二日、義尙、水無瀬宮法樂和歌ノ題ヲ三條西實隆ニ與ヘテ、詠進セ

シム、

義尙、三條西實隆ヲシテ、撰歌合ヲ書寫セシム、……………一九八

三月十五日、義尙、實隆ヲシテ、打開五十首ヲ書寫セシム、

廿三日 安藝小早川弘平ヲ中務少輔ニ任ズ、……………一九九

幕府、弘平ヲ赦免ス、

御嗅茶アリ、……………二〇〇

コノ後ノ御嗅茶、

三條西實隆、遺教經ニ眞名ヲ付シテ獻ズ、……………二〇二

義政室日野氏第猿樂アリ、……………二〇二

廿四日 宮門跡、尼宮等、酒饌ヲ獻ゼラル、……………二〇二

飛鳥井雅親、廷臣ヲ會シテ、當座和歌會ヲ張行ス、……………二〇三

諸家和歌會、

義政、天龍寺住寺周薰、<sup>舜</sup>臨川寺住持英珍<sup>秀</sup>等ニ掛絡ヲ與フ、……………二〇九

義政、萬壽寺永猛、建仁寺光澤庵喜足等ニ掛絡、七條衣ヲ與フ、

義尙、景三ニ法衣ヲ與フ、

大乘院門跡尋尊、興福寺別當政覺ト共ニ上洛ス、○歸ル、……………二一六

廿五日 伏見宮邦高親王、和歌會ヲ御張行アラセラル、……………二一七

八月六日、邦高親王、二十首續歌御張行、

細川政元、千句連歌ヲ張行ス、○義尙、其發句ヲ詠ズ、……………二一八



廿六日 觀櫻御宴アリ、……………二二二

三月十六日、藤ヲ賞シテ御宴アリ、

廿七日 勝仁親王、山城嵯峨ニ御出遊アリ、……………二二三

廿八日 幕府和歌會、……………二二四

コノ後、幕府、屢和歌會ヲ張行ス、

一色義直、細川政元等、和歌會張行、

義政、建仁寺嘉隱軒ニ、同軒領攝津耳原莊代官職ヲ、又十地院

ニ、同院領三條烏丸ノ地ヲ安堵セシム、……………二三一

廿九日 義政、周麟<sup>景</sup>徐<sup>景</sup>ヲ山城景德寺住持ト爲ス、……………二三二

義政、諸寺ノ住持ヲ定ム、

義政、喝食度僧、相伴給仕等ヲ免許ス、

三十日 連歌御會、……………二四七

安藝國內ニ雜說アルニ依リ、大内政弘、久芳永清ヲシテ、出兵  
セシメ、備後鏡城ニ在番セシム、……………二四八

三月

一日 御祝、……………二五〇

義尙、義政ヲ省ス、……………二五〇

三日 節供御祝、○鬪鶏アリ、……………二五〇

尊敦親王、日次著到和歌ヲ御張行アラセラル、……………二五一

伶人山井景兼、丹波重長所領丹波大河内ヲ、其相傳ノ地ト稱

シテ訴フルニ依リ、之ヲ景兼ニ安堵セシム、○事露レ、景兼ノ

出仕ヲ停ム、……………二五二

四日 宮、門跡及ビ廷臣ヲ召シテ、酒饌ヲ賜フ、○當座和歌御會ヲ行

ハセラル、……………二五四

勝仁親王、三條西實隆ヲシテ、十炷香ノ簡ヲ書カシメラル、……………二五六

五月四日、勝仁親王、實隆ヲシテ、御扇ニ和歌ヲ書カシメラル、

五日 御小弓アリ、……………二五六

コノ後、御小弓ヲ行ハセラル、

六日 前豊後守護大友政親、同國田北村ノ地ヲ、賀來八幡社ニ寄進



ス、……………二五八

七日 勝仁親王、和歌ヲ詠ゼラル、……………二五九

義尙、三條西實隆ヲシテ、連歌發句ヲ撰進セシム、……………二五九

義尙、中院通秀ヲシテ、發句ヲ撰進セシメ、又題ヲ送リテ、和歌ヲ詠進セシム、……………二六〇

八日 本願寺兼壽、河内出口ヲ出デ、紀伊ニ至ル、……………二六〇

十日 越後守護上杉房定ヲ相模守ニ任ズ、……………二六六

房定、從四位下ニ敘セララル、……………二六六

十一日 上巳御祓、……………二六九

十二日 賀茂社祝重脩ヲ罷メ、同社權祝重則ヲ以テ之ニ更フ、……………二七〇

賀茂貞久ヲ左京大夫ニ任ズ、……………二七〇

幕府、本郷政泰ニ、若狹本郷及ビ越中米田保等ノ地ヲ返付ス、……………二七一

義政、西芳寺指東庵建立奉加ノ爲メ、住持坐公文ヲ出ス、○同庵造立事始アリ、……………二七三

十三日 義尙、正親町三條公治ノ推舉ニ依リ、畠山義就ノ罪ヲ宥シ、同

政長ト和セシム、○政長及ビ細川政元、命ニ應ゼズ、○政元上洛シ、公治第ヲ襲ヒテ之ヲ火ク、……………二八〇

十七日 大神宮、賀茂社及ビ南都七大寺等ヲシテ、變異ヲ祈禳セシム、……………二九五

十八日 北野社法樂連歌御會、……………二九六

コノ後、北野社法樂連歌御會、……………二九六

十九日 義尙ノ請ニ依リ、御發句ヲ賜フ、……………三〇八

義尙、和歌ノ題ヲ獻ズルニ依リ、御製ヲ賜フ、……………三〇八

廿三日 内侍所臨時御神樂、……………三〇九

大内政弘、周防善福寺ニ豊前仲津郡ノ地ヲ造營料所トシテ寄進ス、……………三一三

廿五日 未ノ日御祝、……………三一三

コノ後ノ未ノ日御祝、……………三一三

廿六日 義尙、紫宸殿ノ橘樹ヲ植ウ、……………三一五

義尙、植ウル橘樹ニ實結ビタルヲ、義尙ニ遣サル、……………三一五

伊豫河野通昭、二神式部丞ヲシテ、同道全跡目惣領職ヲ安堵



廿七日 山城貴布禰社、同社領由良莊ノ年貢無沙汰ニ依リ、祭祀ヲ行ハズ、○同社ヲシテ、神事ノ闕怠ナカラシム、……………三一六

廿八日 越中大光明寺勸進ヲ行フ、○義政室日野氏之ニ奉加ス、(大光明寺奉加帳)……………三一七

前典侍甘露寺親子祐卒ス、……………三一九

廿九日 三月盡連歌御會、……………三二〇

周防長門豊前筑前守護大内政弘評定式日ニ奉行衆參仕ノ掟ヲ定ム、……………三二〇

政弘門役關番、奉書案文等ニツキ、掟ヲ定ム、……………三二一

是月 義尙、梅枝ニ和歌ヲ添ヘテ、勝仁親王ニ獻ズ、○親王、返歌ヲ賜フ、……………三二三

轉法輪三條公敦、大内政弘ノ子龜童丸義興ニ孝經ヲ贈ル、(孝經)……………三二三

是春 武藏太田道灌、建長、圓覺兩寺ノ學僧等ヲ請ジ、隅田河ニ船ヲ浮ベテ、詩歌ノ會ヲ催ス、……………三二五

四月

一日 御祝、○氷ヲ供ス、……………三二六

周防長門豊前筑前守護大内政弘、分國內相伴衆著座ノ數ヲ定ム、……………三二六

二日 貝覆ノ御遊アリ、……………三二六

三日 太白、月ヲ侵ス、……………三二七

四日 稻荷祭ヲ停ム、○追行ス、……………三二七

五日 御不豫、……………三二九

六日 萬松軒等貴、二十首和歌ヲ勸進セララル、○義尙モ之ヲ詠ズ、……………三三〇

義尙、結城尙隆勸進ノ和歌ヲ詠ズ、……………三三〇

義尙、尙隆ト和歌ヲ贈答ス、……………三三〇

義尙、屢和歌ヲ詠ズ、……………三三三

九日 勝仁親王御所御蹴鞠、……………三三三

諸家ノ蹴鞠、……………三三三

義尙、石清水八幡宮ニ和歌三十首ヲ納ム、……………三三七



七月是月、義尙、三十三首ノ和歌ヲ同社ニ納ム、

日向伊東祐良、叔父祐邑ノ非謀ヲ疑ヒテ之ヲ殺シ、其一族ヲ  
自刃セシム、……………三三七

十日 伊勢北畠具方ヲ右近衛少將ニ任ズ、……………三四一

十三日 相國寺勝定院、同院領出雲宇賀莊ノ還付ヲ義政ニ請フ、……………三四一

十五日 義政、相國寺鹿苑院ヨリ、十三佛及ビ千體地藏ヲ徵ス、……………三四二

十六日 建仁寺永源庵永琮浦合寂ス、○義政、永琮ニ建仁寺坐公文ヲ與  
フ、……………三四二

十七日 義政、相國寺住持梵怡季睦ヲ罷ム、○等恩天澤ヲ再ビ同寺住持ト  
爲ス、……………三四五

十八日 當座和歌御會、……………三四六

十九日 聖護院准后道興、山城大雲寺ニ灌頂ヲ行フ、……………三四七

義尙、生母日野氏ト共ニ、義政ヲ東山第二省ス、……………三四七

廿一日 日吉祭、……………三五一

廿二日 賀茂祭、……………三五二

幕府褒貶歌合、……………三五二

コノ後、幕府、褒貶和歌會ヲ行ハントス、

廿三日 幕府、峯彈正忠ノ、松木宗綱家領伊勢智積御厨ヲ押妨スルヲ  
退ケ、宗綱ニ之ヲ安堵セシム、……………三六二

義尙、鹿苑院ニ直垂ヲ贈ル、……………三六三

コノ後、義政及ビ義尙、諸寺ニ物ヲ贈ル、

廿四日 義政、等持院ノ請ニ依リ、明年ヨリ同寺都管職ヲ略スルコト  
ヲ許ス、……………三六七

廿五日 權中納言中御門宣胤ヲ越前ニ下シ、同國守護朝倉氏景ヲ諭  
シテ、御料所ノ年貢ヲ納メシム、○宣胤、歸洛ス、……………三六八

三條西實隆、義政ニ物ヲ贈ル、……………三六九

コノ後、實隆、義政ニ物ヲ贈ル、

廿七日 幕府、政所寄人清貞枝ヲ段錢奉行トシテ、伊勢ニ下ス、○貞枝、  
同地ニ卒ス、……………三六九

廿八日 正四位下鴨祐武ヲ從三位ニ敍ス、……………三七二



賀茂重則、日野政資、葉室光忠等ノ被位、

近江守護京極高濂部下坂與一、同注記ヲ襲ヒ、其第ヲ火ク、三七七

廿九日 周防長門豊前筑前守護大内政弘分國內禁制五條ヲ定ム、三七八

五月

一日 御祝、三八〇

二日 幕府、赤松政則ノ冷泉政爲所領播磨細川莊ニ兵糧米催促ノ使者ヲ入部セシムルヲ停止ス、三八〇

三日 京都清水寺ノ請ニ依リ、同寺本尊ノ開帳ヲ行ハシム、三八三

信濃小笠原光康卒ス、○子家長嗣グ、三八五

四日 幕府犬追物アリ、三八九

五日 賀茂競馬、三八九

節供御祝、三九〇

六日 足利義滿忌辰、○義政、鹿苑院ニ詣ラントシ、鴨河洪水ニ依リテ止ム、三九一

七日 義政、鹿苑院末寺林光院ノ訴ニ依リ、菊亭公興ノ、同院領攝津

九日 米谷村ヲ違亂スルヲ止メシム、三九二

紫野今宮祭、○幕府、神馬ヲ同社ニ寄進ス、三九五

幕府、神馬ヲ東大寺八幡宮ニ寄進ス、

伊勢貞宗、神馬ヲ日吉社ニ寄進ス、

十日 尊敦親王御稽古ノ爲メ、連歌御會ヲ行ハセラル、三九六

コノ後、尊敦親王御稽古ノ爲メ、連歌御會ヲ行ハセラル、

十二日 義政、景三横川ヲシテ、寶鏡寺ノ額字ヲ代書セシム、三九九

十三日 幕府、攝津守護細川政元ヲシテ、長鹽彌四郎ノ同國江口關務ヲ違亂スルヲ退ケ、飯尾元連ニ之ヲ安堵セシム、四〇〇

備中守護細川勝久ノ被官石河某、同成之ノ被官上野某ト、相

國寺玉潤軒領同國河邊ノ代官職ヲ争フ、○幕府、相國寺ノ訴

ニ依リ、石河某ノ競望ヲ退ケシム、四〇〇

清水寺成就院願阿寂ス、四〇一

十六日 大德寺住持宗肅ノ奏請ニ依リ、同寺ニ勅額ヲ賜フ、四〇三

十七日 義政、幕府奉行入等ヲシテ、寺院領競望ノ輩ヲ退ケシメ、又同



訴訟ノ執進ヲ禁ズ、……………四〇五

義尚、三條西實隆ヲシテ、自作ノ俳諧歌二十首ニ點ヲ加ヘシム、……………四〇六

十八日 大和福滿寺造營ニ就キ、太刀ヲ御寄進アラセラル、○廷臣モ奉加ス、……………四〇六

興福寺一乘院教玄、東北院任圓ト山城西院莊ヲ争フ、○大乘院尋尊、之ヲ仲裁ス、……………四〇六

十九日 近江極樂寺ヲ御祈願寺ト爲ス、……………四二二

廿二日 水無瀬宮法樂和歌御會、……………四二四

諸家ノ法樂和歌及ビ同連歌、……………四三一

廿四日 義政、京都寶鏡寺ニ詣ル、……………四三一

御不豫、……………四三二

幕府遣明使、肥前奈留浦ニ著ス、○義政、永塰屋ヲ遣シテ、其歸京ヲ促ス、○遣明使上洛ス、……………四三二

廿五日 幕府、攝津守護代藥師寺元長ヲシテ、山城法輪寺領攝津安滿

奈本莊内ノ地ヲ同寺ニ渡付セシム、……………四四八

廿六日 嘉樂門院、御夢想ニ依リ、愛染明王ノ版木ヲ獻ゼラル、……………四四八

幕府、三條西實隆ノ訴ニ依リ、越後守護上杉房定ヲシテ、苧座ノ外濫リニ青苧ヲ賣買スルヲ禁ゼシム、……………四四八

幕府、伊勢貞陸ヲ山城守護職ニ補ス、……………四五〇

因幡應福寺、鹿苑寺住持梵桂馨ノ推舉ニ依リテ、同寺ヲ安堵セシム、……………四五〇

周防長門豊前筑前守護大内政弘、分國內寺領ノ訴訟ニ就キ、其中途ニ貢租ヲ押置スル事等ヲ禁ズ、……………四五二

下野宇都宮成綱、茂呂山ヲ同國成高寺ニ寄進ス、……………四五二

廿七日 眞盛ヲ召シテ、往生要集ヲ講進セシメラル、○上人號ヲ賜フ、……………四五三

廿八日 山城松尾社神主相郷及ビ權神主相冬ノ訴ニ依リ、同社領越中松永莊預所職相賀ヲ罷メ、相郷ヲ以テ之ニ替フ、○幕府、相郷、相冬ニ同莊ヲ安堵セシム、……………四五六

廿九日 義政、東福寺、建仁寺等ノ涅槃像ヲ徵シテ之ヲ見ル、……………四六六



六月

一日 御祝……………四六七

前右大臣轉法輪三條公敦、高野山并ニ粉河寺ニ詣デントシ

テ、周防ヨリ攝津住吉ニ至ル、○住吉ヲ發シテ、周防ニ歸ル、……………四六七

二日 義尙、景三横川ヲシテ、扇子ノ畫ニ贊ヲ書セシム、……………四六九

前妙心寺住持宗深江雪寂ス、筆蹟 肖像……………四六九

三日 山名政豐ノ部將田公豐職、但馬日光坊ニ、同國小佐郷恒富内

漆田名、住吉名等ノ年貢ヲ安堵セシム、……………五〇八

四日 延曆寺六月會ヲ停ム、○追行ス、……………五〇九

五日 義政ノ執奏ニ依リ、故從四位下大内教弘ニ從三位ヲ贈ル、……………五〇九

六日 聖護院准后道興、東國ヲ巡歴セントシテ、御暇乞ニ參内ス、○

京都ヲ發ス、○歸洛ス、……………五一二

義尙、景觀省ヲ山城大光明寺住持ト爲ス、○景觀、入寺ス、……………五七七

八日 東福寺住持桂悟了庵、周防ニ下リ、同國守護大内政弘ヲ訪フ、○

歸洛ス、……………五七八

桂洵、伊賀ニ赴ク、  
一韻、尾張ニ赴ク、

十日 義尙ノ女誕生、○天ス、……………五八三

武藏太田道灌、父資清眞道ヲ同國越生ニ訪フ、○詩歌會アリ、……………五八四

十一日 御蟲拂……………五八四

坊城俊名ヲシテ、洛中散在ノ左京職領ヲ安堵セシム、……………五八四

幕府ヲシテ、東寺領及ビ同境内段錢、棟別錢、地口錢以下臨時

課役ヲ免除セシム、……………五八五

十二日 幕府、齋藤基紀ヲシテ、山城遍照心院領地口錢ノ催促ヲ止メ

シム、……………六〇九

十三日 常光院堯惠、美濃、飛驒、越中等ヲ巡歴シテ、越後ニ入ル、○國府

ニ至ル、○同國守護上杉房定、之ヲ最勝院ニ遇ス、○堯惠、信濃、

上野、武藏、相模等ヲ歴遊ス、……………六一〇

十九日 九條、一條兩家、東福寺ノ檀那ヲ爭フニ依リ、義政ヲシテ、之ヲ

裁決セシム、○義政、一條家ノ所管ト定ム、……………六二三



二十日 三條西實隆ヲ召シテ、御製ニ就キ諮ハセラル、……………六二七  
 前左大史小槻長興薙髮ス、○其子時元、近衛政家ノ執奏ニ依  
 リテ、左大史ニ任ゼラル、……………六二八  
 廿四日 盜賊、京都及ビ近郊ニ横行ス、○伏見庭田雅行第ヲ侵ス、○山  
 科言國ヲ伏見宮第ニ遣シ、御見舞アラセラル、……………六三七  
 足利義教忌辰、○幕府、相國寺普廣院ニ佛事ヲ修ス、○義政、之  
 ニ臨ム、○等持寺ニ法華八講ヲ行ヒテ、其冥福ニ資ス、……………六四〇  
 十三日、義政母日野氏忌辰、  
 廿五日 石清水八幡宮護國寺別當田中奏清、同社務職ヲ競望ス、○勸  
 修寺教秀ヲシテ、之ヲ義政ニ諮ラシメラル、……………六五一  
 廿六日 權中納言三條西實隆ヲ伏見宮邦高親王ノ勅別當ニ補ス、……………六五一  
 二階堂政行ヲ正五位上ニ敍ス、……………六五二  
 伏見宮貞常親王御忌辰ニ依リ、邦高親王ニ物ヲ賜フ、……………六五二  
 幕府、攝津守護代藥師寺元長ヲシテ、同國多田院領ニ義尙右  
 大將拜賀段錢ヲ課スルヲ止メシム、……………六五三

幕府、五辻富仲ノ訴ニ依リ、天龍寺ヲシテ、同寺領阿波那賀山  
 莊公用未納分ヲ富仲ニ納メシム、……………六五五  
 廿八日 義尙、三條西實隆ニ其詠草ヲ借覽ス、……………六五六  
 コノ後、義尙、實隆ニ詠草ヲ進メシム、  
 廿九日 六月祓、……………六五七  
 中院通秀家ノ六月祓、  
 是月 大内政弘、家臣ノ猥リニ官稱ヲ唱フルヲ禁ズ、……………六五七

七月

一日 御祝、……………六五九  
 二日 穢ニ依リ、神祇伯資氏王ヲシテ、代拜セシメラル、……………六五九  
 義政、湯河長秀ノ、天龍寺領丹波瓦屋南莊代官職ヲ望ムニ依  
 リ、奉行飯尾元連等ヲシテ、之ヲ議セシム、……………六五九  
 三日 寄月十如是ノ和歌ヲ詠ジ給フ、……………六六一  
 越前守護朝倉氏景卒ス、○子貞景嗣グ、……………六六三  
 五日 幕府、重ネテ、本郷政泰ニ、若狹本郷、越中米田保等ノ地ヲ返付



ス、……………六七四

七日 七夕御遊、○和歌御會、……………六七六

勝仁親王、三條西實隆ニ伊勢物語ヲ借覽アラセラル、……………六七八

三條西實隆、伏見宮邦高親王ニ自筆ノ萬葉集ヲ獻ズ、……………六七八

十一日 生御魂御祝、○勝仁親王及ビ尊敦親王等、酒饌ヲ獻ゼラル、……………六七八

近衛房嗣第及ビ二條持通第ノ生御魂祝、

幕府生御魂祝、○義政、之ニ臨ム、……………六七九

十三日 義政、鹿苑院施食會ニ臨ム、○等持寺、等持院、誓願寺等ニ詣ル、……………六七九

十五日 孟蘭盆會、○義尙等、燈籠ヲ獻ズ、……………六八七

山城大慈庵、松木宗綱ノ爲メニ、寺領伊勢智積御厨三分一ヲ  
押領セラル、ヲ義政ニ訴フ、……………六八七

伊勢大日寺、宗綱ノ爲メニ、寺領同國智積御厨ヲ押領セラル、ニ依リ、伊  
勢貞宗母ノ吹擧ニ依リテ、之ヲ幕府ニ訴ヘントス、

義尙、周貞ヲ相國寺ニ掛搭セシメントス、○同寺住持等恩澤  
及ビ評定衆等、之ヲ肯ゼズ、……………六八九

幕府奉行結城七郎ノ部下、細川政元ノ被官安富與三右衛門  
ノ部下ヲ殺ス、○七郎、近江ニ奔ル、○上洛ス、……………六九一

十六日 月食、……………六九二

幕府、山城鞍馬寺境内及ビ同寺領ノ段錢、棟別、臨時課役等ヲ  
免除ス、……………六九三

十七日 權中納言四辻季經ヲ罷ム、……………六九四

東福寺、同寺領糠辻子棟別錢ノ免除ヲ義政ニ請フ、○義政、松  
田數秀ヲシテ、之ヲ裁許セシム、……………六九四

十九日 出雲法王寺ニ勅額ヲ賜フ、○同寺住持ヲシテ、寶祚延長ヲ祈  
ラシメラル、……………六九五

畠山政長ノ子次郎、細川政元第二元服シ、尙順ト名ク、○從五位下ニ敍シ、尾張守ニ任ゼラル、……………六九六

出雲守護京極政經ヲ大膳大夫ニ、其子經秀ヲ治部少輔ニ任ズ、

廿一日 足利義勝忌辰、○義政、寄進ノ爲メニ、眞如寺住持坐公文ヲ出  
ス、……………六九八



近衛政家、義尙ノ依囑ニ依リ、興福寺一乘院ヨリ、春日社ノ神物ヲ徵シテ、之ヲ贈ル、……………六九八

安藝小早川元平上洛シ、幕府ニ請ヒテ、名ヲ敬平ト改ム、……………六九九

廿二日 御不豫、……………七一四

義政、北野社ニ七條衣ヲ寄進ス、……………七一六

廿三日 參議冷泉爲廣ノ右衛門督ヲ罷メテ、侍從ヲ兼ネシメ、前權中納言柳原量光ヲ權中納言ニ還任シ、右衛門督檢非違使別當ニ補ス、○量光、之ヲ辭ス、……………七一七

萬里小路賢房及ビ舟橋宣賢ヲ藏人ニ、廣橋守光ヲ檢非違使ニ補ス、

廿三日 丹波守護細川政元、北野社領同國船井莊罪科人跡闕所ヲ新寄進地トシテ、同社家ニ返付ス、○波多野秀久、之ヲ遵行ス、……………七二三

廿四日 權大納言一條實久ヲ罷メ、前權大納言武者小路資世ヲ還任ス、……………七二六

廿五日 細川政元ヲ從五位下ニ敍シ、右京大夫ニ任ズ、○幕府、之ヲ管領ニ補ス、○政元、幕府ニ參賀ス、……………七二七

廿六日 相模守護上杉定正、左衛門大夫太田道灌ヲ同國糟屋ニ殺ス

(道灌筆蹟)

七二九

道灌ノ妻子及ビ家臣ノ事蹟

廿七日 義尙室日野氏、勝光女出家ス、……………七九四

廿九日 右近衛大將足利義尙、拜賀ス、……………七九四

大乘院尋尊、政覺等、上洛ス、

是月 藏人頭園基富、加賀ノ家領ニ下向シ、上洛遲引セシヲ以テ、其

官ヲ解ク、○右中辨日野政資ヲ藏人頭ニ補ス、……………八六八

八月

一日 御祝、○八朔ノ贈遺アリ、……………八七一

廷臣及ビ興福寺、幕府ニ贈遺ス、

諸家ノ贈遺、

二日 宣澤岩ヲ、泉涌寺竝ニ悲田院住持ト爲ス、……………八七三

三日 豊後守護大友親豊、長野清左衛門尉ニ父ノ遺領ヲ安堵セシ

ム、……………八七四



四日 義政、僧等堅ヲ朝鮮ニ遣シ、越後安國寺ノ爲メニ大藏經ヲ求ム、○朝鮮王李藝、義政ニ復書ス、……………八七四

五日 長門守護大内政弘、長岡盛實ニ、同國秋吉別府ノ地ヲ充行フ、……………八八四

六日 參議勸修寺政顯ヲ權中納言ニ任ズ、……………八八四

伊勢國司北畠政郷致仕ス、○子具方嗣グ、……………八八六

八日 宮女ヲ大神宮ニ遣シテ、代拜セシメラル、……………八八七

九日 權大納言武者小路資世ヲ罷メ、權中納言二條尙基ヲ權大納言ニ、九條尙經ヲ權中納言ニ、前權中納言四辻季經ヲ右衛門督ニ、左中辨甘露寺元長ヲ參議兼右大辨ニ任ズ、……………八八九

萬里小路賢房及ビ葉室光忠等ノ拜賀、

近江白蓮寺住持圓安ヲ山城元應寺住持ト爲ス、……………八九四

十日 三條西實隆ヲシテ、樵談治要ヲ書寫セシメラル、……………八九五

十二日 幕府小河第怪異アリ、……………八九五

十五日 連歌御會、……………八九六

三條西實隆、月ヲ賞シテ和歌ヲ詠ジ、姉小路基綱之ニ和ス、

幕府和歌會、……………九〇〇

十六日 三條西實隆ノ執奏ニ依リ、大内政弘ノ請ヲ容レテ、周防興隆寺ニ勅額ヲ賜フ、……………九〇〇

義政、瑞仙源桃ヲ相國寺住持ト爲ス、○瑞仙入院ス、……………九〇五

京都本能寺、西坊城長光ト同寺敷地ヲ爭ヒ、之ヲ幕府ニ訴フ、

十七日 ○幕府之ヲ裁シテ、本能寺ニ還付セシム、……………九〇八

近江多賀宗直、京極高濤ニ抗ス、○高濤、同國三雲ニ遁ル、○高濤ノ被官京都所司代多賀高忠、軍中ニ卒ス、……………九一一

右近衛中將正四位下中院通世、上階ヲ望ム、○聽サレズ、……………九三七

十九日 西大寺西室住持ヲシテ、末寺京都長福寺住持職ヲ定メシメラル、……………九三八

廿一日 義政、京都妙蓮寺ニ詣ル、……………九三九

廿四日 京都ニ德政一揆蜂起ス、○幕府、細川政元等ヲシテ之ヲ撃タシム、○一揆、東寺ニ據リ、同寺金堂以下ノ堂舎ヲ火ク、……………九三九

東寺八幡宮假殿立柱上棟日時定及ビ假殿遷座、



幕府、近衛政家ノ請ニ依リ、同家領加賀安江保ニ年貢未進ヲ督促ス、……………九五八

廿七日 幕府、叡慮ニ依リテ、一色義直ノ、禁裏御料所若狹小濱ヲ管スルヲ罷メ、武田國信ニ還付セシム、○義直之ヲ恨ミテ丹後ニ歸ル、……………九五九

義政、室日野氏ヲ小河第二訪ヒ、猿樂ヲ觀ル、……………九六〇

是月 醍醐寺三寶院、山城小野莊、四宮散在ニツキ、山科言國ト爭論シ、之ヲ幕府ニ訴フ、……………九六一

義政、景三横川ヲ相國寺崇壽院住持ト爲ス、……………九六二

(目次終)

大日本史料

第八編之十八

後土御門天皇

文明十八年丙午

正月小盡 戊申朔

一日、戊申四方拜ヲ行ヒ、平座ヲ停メラル、

〔宣秀五位藏人御教書案〕文明十七年

四方拜事

四方拜任例可令申沙汰給、仍執達如件、

十二月十一日

(五辻富仲)藏人中務丞殿

權右少辨(中御門)宣秀

御劔役正親町實澄

五辻富仲參仕

一四方拜可令候御劔給、者依天氣執達如件、

十二月十一日

謹上 正親町中將殿(實澄)

權右少辨宣秀

文明十八年正月一日







文明十八年正月一日

〔親長卿記〕

十七

正月一日

雨申日下午後晴寅申日尅午後晴行水拜天地四方諸神本地、依、産佛等、穢氣也。

早旦祝著之儀如例年傳聞有四方拜云々雨儀、軒廊下、經長橋、并奉行藏人權

辨宣秀早參頭辨元長朝臣、自夜前歸宿、中御釵次將實澄朝臣云々無平座用

脚武家不進之故也千疋武田大膳國守大夫進上被付四方拜歟元三五ヶ日御祝

御膳供御同無貢馬傳奏權帥也、不申沙汰歟、

〔實隆公記〕

九

正月一日戊申宿雨未晴鶴鳴以前驚寢小時依召參常御所

爲四方拜出御々裝束□程也源大納言雅行奉仕之下官御前裝束如形沙汰

之出御自階間經長橋入紫宸殿西第一間妻戸自西階下御於軒廊第二間有

御拜太末御屏風以下立廻頭左中辨候御裾元長朝臣權右少辨宣秀候御草鞋今朝奉行也正親町

中將實澄朝臣候御劔脂燭宣秀源富仲等候之事了還御於常御所源大納言□

予等賜御盃上臈權大納言典侍新典侍新内侍□伊與等被候之未明退出中

傳聞禁裏御強供御今日計云々

〔後法興院政家記〕

十一

正月一日戊夜來時々小雨晚景止中傳聞依用

脚未到不被行平座有四方拜云々奉行權辨宣秀云々

〔續史愚抄〕

後四十一土御門院中之下

正月一日戊申四方拜依雨於軒奉行藏人

權右少辨宣秀無平座依用途事也長曆親長卿記、實條公記追

○二日以後御祝ノコト便宜左ニ合致ス

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫庫記錄甲二十七所收

正月二日あさ御ちり月らりあさ

うせ持々ふもらり御ちりとめ昨日らりへさよ小せん御うちしたのいこ

ん申より柔ぬらり御い且持こんはりりりり御さちしよはしめぬ御

さとあり○中略けさより御さいよなる天下といる持よ御心の御まよあ

るへしめてとし

三日あさ御ちり月おあし何さうせ持々ふもらり御い且持もあさし

四日あさ御ちり月おあし

五日あさ御ちり月おあし

六日あさ御ちり月おあし

七日御ミそう御ちり月としくのことし中あよひハ御こまく御らり

御所くへもあさしまくしのこんもうりあり

八日中あさ御ちり月おあし

九日あさ御ちり月らり

文明十八年正月一日

幕府要脚  
不進平座  
ハ平座行  
武田國信  
千疋進上  
貢馬傳奏  
葉室教忠  
實隆召内  
依り參内

御草鞋役  
宣秀

二日以後  
ノ御祝  
御窗固  
吉書始

三日  
四日  
五日  
六日  
七日  
八日  
九日



文明十八年正月一日

中院通秀  
家ノ祝

觀世長若

千秋萬歲  
來ル

三條西實  
隆家ノ祝

人丸影前  
詠ニ和歌ヲ

古文孝經  
ヲ物語シ源  
氏卷ヲ覽  
音ル

○諸家正月ノ祝ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔十輪院内府記〕

中

正月一日、天晴風靜、和氣同堯年之春者乎、珍重々々、朝

間細雨、仍恒例下地上、雖拜天地、於出居拜也、天地四方、北白川、其後向東方拜

禁裏方、其後准后東山殿、二拜了、看經、聖天供物、別看誦如恒、晝三獻如恒祝著了、

觀世長若來、

二日、看經等如恒、理趣分讀誦、鬼若來、給扇子綿了、召出被官人給盃了、

三日、無事、理趣分當修正了、

四日、湯殿始也、入夜齒固如形也、

六日、無殊事、千秋萬歲來、

〔實隆公記〕

九

正月一日、戊申、宿雨未晴、鶴鳴以前驚寢、小時依召參常御所、

略○中 未明退出、行水遙拜等如例、書般若心經、唯識三十頌等各一卷、致年中懇

祈、朝膳祝著之後、於柿本影前詠一首和歌、年中祝詞等每事滿足、珍重々々、及

晚如形有祝著之事、滋野井羽林等在座、今日公武出頭、依不合期省略、

二日、己酉、晴、誦古文孝經、覽初音卷、

三日、庚戌、晴、略○中 午後祝著盃酌如例、

七日、甲寅、陰、人日之嘉兆幸甚々々、祝著之儀等如例、

春日社ノ神鏡墜ツ、

〔大乘院日記目錄〕

四

正月一日、夜、春日第三御殿六面之御正體之下之中

落御、二日早旦、神人奉見付之、

〔大乘院寺社雜事記〕

百二

正月七日、

一傳聞、正月一日曉、二日朝歟、社頭第三御殿之中御正體落御云々、不可然事

也、年始之間、兩惣官等不及披露歟云々、重而可尋記之、

〔御湯殿上日記〕

庫

○京都御所東山御文  
庫記錄甲二十七所收

正月廿二日、略○中 (幸田) 友の二位、春

日乃夢、并よりてうら方らり、

〔十輪院内府記〕

中

正月廿四日、大藏卿入來、正月二日春日三社正體墮地

云々、仍官寮進古文、御樂事云々、

勝仁親王、物ヲ獻ゼラル、

〔御湯殿上日記〕

庫

○京都御所東山御文  
庫記錄甲二十七所收

正月一日、略○中 (勝仁親王) 宮比御ウよりく

ろ御とりらり、御所より御あふ發りいらる、

○コノ後、勝仁親王及ビ尊敦親王ノ物ヲ獻ゼラル、コト、便宜左ニ合

文明十八年正月一日

二日早旦  
神人發見

吉田兼俱  
古文ヲ進

雁



敘ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山七所收

九月廿一日、宮の御うとより御て

うしてゐりて、御さう月らら。

十月九日、○中宮御うとよりすしきらら。

十日、○中宮の御うとよりきくらら。

十一日、○中二の宮比御方よりきくらら。

廿一日、○中宮の御うとより、めうきんしよりららとて、御うまらけの物御

てうしらら。

十二月廿三日、○中いまわら宮の御方より二色一うらら。

○義政父子、物ヲ獻ズルコト、便宜左ニ合敘ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山七所收

正月四日、○中むろまち殿より御

あふき、ひふつ三色らら、御つう拵てんそう、

〔親郷日記〕

正月四日、辛亥、

一京御所様より禁裏へ鵠一、鴈二、塩引三、ゐる、長橋局へ納之、上田、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山七所收

正月七日、○中ひんうし山殿より

御銚子

鱸

菊

義政父子  
物ヲ獻ズ

美扇  
物

鹽引  
鵠

花袋

鮎

海鼠腸

榮螺

鯉

くゝぬ一、ひしくひ一、こもし二、あう御まぬ二、ぬひ一折らら、さいし所へく

み物らら、  
二月三日、<sup>あし急雨ふる、</sup>むろまち殿より御花ふくろらら、いつをのどく御所くへも

いらせらるし、

十日、○中ひんうし山殿より山ふき一折らら、

十五日、○中むろまちとのよりましくしともへそまふくろふ、やうてく

しよて御とりともあり、御そつをまくハラへ一らら、

廿二日、

ひんうし山殿よりこうせい五十らら、

三月二日、むろまち殿よりけいいらら、

九日、ひんうし山殿より山ふき一ありらら、

十三日、ひんうし山よりこもし二らら、

四月七日、○中むろまち殿よりうしいの枝らら、花さき、まかりておもしろ

くお海しめす、

十九日、ひんうし山とのよりあり十うう、御さる十う、御さう月のさいらら、



御ちり月百いりて、御ひしくと御しやうくまんあり、御むろ、きんき、そん  
きう御百いり、おとこさちもきうくとまこう、すしめこゆとあそひす、く御

れん

花菖蒲

廿八日、雨ふる、略、中、むろまちとのより花菖やうぬまいる、御志とておもしろし、

苺

廿九日、くもる、略、中、昨日のをきしやうふ、入江とのへりいらさるゝ、

梅ノ枝

五月一日、はる、略、中、入江とのよりいちこらり、

杏子

十四日、ひるより、略、中、むろまちとのより梅のえとらり、

鶯

十六日、ひるより、略、中、ひんろし山殿よりあむしゆのありらり、

近江瓜

六月九日、夕立をる、略、中、むろまちとのよりすゝたらり、

蓮

十日、ひんろし山殿よりさたらり、

魚

七月六日、神なる、雨ちとふる、むろまち殿よりとしくのあふま百こらり、よそより百いりさ  
るをとり入候へてそくよらりよし申せ、御くそりいつをのとし、

丹波瓜

十二日、ひんろし山殿より御うり百こらり、御くそりよあまこさとへり  
いる、

鮭

十六日、夜雨ふる、略、中、ひんろし山殿より不もしらり、

雁

廿六日、とる、ひんろし山殿よりあんと御うり一うらり、むろまち殿よりそま  
いる、

魚

八月九日、雨ふる、ひんろし山殿より御まお三色らり、

初雁

九月二日、むろまち殿よりそつうらり、ひんろし山とのよりあう御ま  
ハしめてらり、

柿

四日、略、中、ひんろし山殿よりそめうらり、

菱喰

十一日、略、中、むろまち殿よりひしくぬをしめてらり、

猪口茸

十三日、雨ふる、夜ふけてそる、略、中、ひんろし山殿よりうた一折らり、

松茸

十八日、略、中、夜よ入て、むろまち殿よりかた一折らり、

猪口茸

廿日、むろまち殿よりまゆの大ありらり、まいし所へらり、御ふと御所、ひん  
ろしのとうぬん殿、おう殿、不うあい寺殿へもらり、御くそりよもさるゝ、  
御人そいゝ御ふさりのこる、

猪口茸

廿八日、略、中、ひんろし山とのよりいくちらり、

猪口茸

十月十三日、ひんろし山殿よりまゆ一ありらり、

猪口茸

十四日、昨日のまゆふしととのへらり、

猪口茸

文明十八年正月一日

猪口茸

伏見宮  
高親王  
松茸ヲ賜

猪口茸

一

猪口茸

一

猪口茸

一

猪口茸

一

猪口茸

一

猪口茸

一

猪口茸

一

猪口茸

一

猪口茸

一

猪口茸

一

猪口茸

一

猪口茸

一

猪口茸

一



鯛フ

蜜柑

鱒

鮭ノ子

藤波秀忠  
物ヲ獻ズ

日野苗子  
美物ヲ獻ズ

山城宇治  
報恩院梅  
濱等ヲ獻ズ

南天

菱喰

鳴草

美物

近衛政家  
二色二荷  
進獻

梅枝

雁雁

杉原

文明十八年正月一日

一一

廿日、中ひんうし山とのより御ひら一ありらり。

廿四日、むろまち殿よりあり御まぢらり。

廿六日、ひんうし山殿よりあり御まぢらり。

十一月五日、中ひんうし山殿よりあり御まぢらり。

廿一日、ひんうし山殿よりあり御まぢらり。（左脱カ）あいにし所、ひんう

しのとうゐんと、御所へもらり、御くそりよもある。

十二月七日、ひんうし山とのよりあり物三、ひしくる三、せらゝこのおける

いる。

○宮門跡、尼宮、社寺及び諸家等ノ物ヲ獻ズルコト、便宜左ニ合致ス、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 庫記録甲二十七所收 正月四日、中いざのさいし御そ

らゑ御くき物一をりらり。

六日、中北（日野苗子）こうち殿よりひふり三色らり。

七日、中なうあい寺殿より御まぢ二色らり。

八日、中うちのなうをん院よりくもし、むめつけらり、御うしういとうき

くもくもしゐいらせる。

（頭書）うちのちちん院よりあんでんのうふともあまさらり、（冬見）一條殿より文

いりて梅の枝もらり、□の御所よりひしくるこそこのことくらり。

九日、中御門（金瓶）より草ともいろくくらり、久我の中納言（兼通）より玉まさらし

たゐあなうらかこよ入てらり。

十二日、中日野よりとしのうち此ひふり三色らり、御むろより大あり二

うら、御さる二うらり。

十三日、こんゑ殿より二色御さる二うらり。

〔後法興院政家記〕十一 正月十三日、庚巳刻以後屬晴、中二荷兩種令進

上内裏、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 庫記録甲二十七所收 正月十七日、中ふりさう院との

より梅の枝らり。

廿三日、中かすうの御しよりかた一せん、うちんらり、うしみあるよより

く御まはゐいらせましたなり。

廿五日、中くもんそくよりかかん一、あり御まぢ、御さる二うらり。

廿六日、中玉なう院より御あふさすたはら十帖らり、北のなうしやう

文明十八年正月一日

一一



紅梅

廿九日、中 ちかろそしより御くやうのあまらり。  
二月九日、上らぬより御てうし二色略、中 新大すもしよりそまらり。新  
そもしよりこうせいりり。

赤貝

十日、略 中 さいをん寺、（實徳） ちんろしより梅のえとらり。そうかうもまいらせる。  
十一日、雨ふる ちんをう院より枝梅のお夢もらり。略 中 （白川忠徳） みんな部卿よりたくのふと  
りり。略 中 新大そもしよりあういりり。

牡丹

十二日、略 中 ちやうれん院殿よりかんでむりり。  
十三日、略 中 ちんちゆうしよりむめの枝あうせい五りり。略 中 ちん部卿  
より木なうとんりり。

山芋

十八日、略 中 ちかろより山の御いもらり。

梅實

十九日、ふよひ大雨ふる、（通） ゆたつすのあそんかん一りり。そくより御ひら二りり。

燕

廿日、略 中 中院より梅の枝りり。

子花

廿一日、雨ふる、（通秀） さいじんぬんよりむきむめおけよ入てりり。

牡丹ノ花

卅日、略 中 ひんろしのとうぬ殿より二色御とる一りり。

燕

三月六日、略 中 （富山政長） ちんちんせいまいらせるとて、みんな部卿よりくいぬ一、こうそ  
い百をけりり。

鯉

八日、（持通） 二條殿より御庭のとてう夢たそとらり。

蕨

十日、みちこの御うとよりこもしりり。ちうハしよりやまふきりり。望しや  
う院よりむらりり。北こうち殿へまいらせらる。

牡丹ノ花

十一日、略 中 ちめうちん寺より不とんの花りり。三不う院よりむらりり。御く  
そりよせらる。

酒漬鯛

十四日、（兼吉） ちのよりあう御まかりり。北こうち殿よりそまふりりり。  
十七日、雨ふる、略 中 山（三國） しか二色ち中とる一まいらせらる。御しやうくちんあり。  
廿八日、おなし、（はる） 略 中 ちくよりさう御ひらりり。略 中 ひんろしのとうぬんと（通秀） のより  
ちんとう一御ふとらり。八ととの田中とけまいらせる。略 中 中院（通秀） の前内大

筍

臣よりうらかま十帖りり。

唐紙

四月二日、雨ふる、略 中 ちやましちよりいそちしのひけこりり。いまとちゆくきせ。

岩梨

四日、略 中 ちうく寺（性善） のちゆこうより御ちやりり。

茶

五日、（観心尼） あんせん寺とのよりいむちしりり。藤大納言殿よりも一御ふとらり。



青海苔  
毒

十日、あんきん寺殿よりあ抜のもしらり、おろとのよりやささる物らり。  
廿五日、略。中、望しやうゐんよりいちこらり。  
廿六日、とけ田、いらせるとて、御まが二色らり、又よそより二色の中三つ  
らり、こ御所まで御さう月らり。

甘藷

廿九日、三不うゐんよりいちこらり。  
五月一日、略。中、さう上らぬ御、いらしくしの入道（神法輪三條公教）右ふよりとてあまつる  
ゐいらせらるゝ、略。中、山くふよりところのあり、やまの御いもらり、院ちや  
うとけゐいらせらる。

薄

二日、みん部卿よりそゝ羨らり、略。中、望しやう院より御いちこらり。

草花

四日、略。中、大せもしよりゐ中とてこつ不らり。  
八日、略。中、大つうゐんよりくさそ殿らり、略。中、ゐんのちやうとけゐいらせ  
る。

青蓮院ニ  
宮ニ食籠  
酒海ヲ獻  
ズ

十一日、ちやう竹、ゐいらせらる。  
十二日、略。中、まやうきん院より二宮の御うとへまきろう御しゆくいりらり、  
略。中、望しやう院よりむし竹らり。

青蓮院ニ  
食籠ヲ返  
サセラル

十四日、院のちやうとけゐいらせらる、略。中、まやうれん院へ御しゆくい御し  
たろう返しゐいらるゝ、あまよりのまひきうへ、さいくありくくと御  
まきろうのいれやうみとてよし。

枇杷

十五日、略。中、きん不寺よりとしくのいちこ三十うららり、これを女そ  
うとちの御くそりまきらほる。

高檀紙

十六日、略。中、院のちやうと夢ゐいらせらる。

瓜

十七日、山しちよりひむのうこらり。  
十九日、てうさく梅の枝ゐいらせらる、九條殿よりあうとむし一そくらり、  
廿日、うち拵とのよりむし竹らり、略。中、院のちやうと夢ゐいらせらる。

廿二日、略。中、左衛門すけよりむめ一ふとらり。

六月九日、略。中、ひんうしのとうゐん殿より御うりらり。  
十日、略。中、源大納言よりぬしとの御宮夢とてすゝ羨らり、新大を夢殿ふし  
とへ御ありたの御とやけは御うりらり。

十三日、ひんうしのとうゐんとのより御うりらり。

十六日、略。中、御ちの人より御うりらり。



般舟三昧  
院ニ瓜ヲ  
賜フ

酒糟  
大和瓜

三條西實  
隆瓜ヲ獻  
ス

花瓜

文明十八年正月一日

一八

十七日、夕さちをる、中やまとの田中としくの御うり三つまいらる、そんしゆ三

まい院へ一うらり、ひんうしのとうぬん殿へ一こ、ふしととのへ一こらり、

廿日、あんせん寺殿より御うり一御ふとらり、

廿一日、二條殿よりいつとよてひやされて御うり一うらり、

廿五日、

(西書)そくよりさうひてらり、

廿六日、雨ふる、(政平)あつつうさ殿より山と御うり一うらり、うち井殿へまいらる

し、略○中さいおんしより御うり一うらり、御くそりある、

廿七日、略○中からの一さう院より御うり一うらり、御むるへうとくまい

らせらる、大内さより御うり五こらり、おう殿へ二こ、なうあい寺とのへ

二こらり、

七月一日、雨ふる、○中侍從中納言よりいつもの御うり一おりらり、御くそりまき

らる、略○中おう殿よりとしくの御うりらり、一こ大しやう寺とのへま

いる、そくよりおうりらり、みんな部卿もにしの宮より返りて、ぬいと

おうりらり、

〔實隆公記〕

了、七月一日、甲辰、小雨酒、略○中自御牧瓜到来、則禁裏、略○中進之

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文 七月四日、ふしと殿よりそくま

いる、源大納言もまいらせらる、御しやうまんとねま御まやうくまん何

り、みんな部卿にしの宮に御ままともまいらせらる、さう御ひらおましく

ぬいとち、ぬいとまうり、御とる一、略○中おう殿より御うりらり、

五日、略○中ぬんのちやう御うりまいらる、神なる、雨ちとふる、

六日、略○中とうさく御うりまいらる、

八日、北こうち殿よりとんと一うらり、まやうせん院殿へまいらせらる、

まけちうぬんを一うまいらる、

十七日、略○中おとけ山まいらするとて、みんな部卿よりままと卅らり、

十九日、日野よりぬんを御うり一うらり、略○中みんな部卿ぬんをうり一うま

いる、

廿四日、略○中みんな部卿より御うり五こらり、

八月四日、雨ふる、風ふく、やまとの田中からのさやうとい、御とちまいらる、

丹波瓜  
青蓮院尊  
應ニ賜フ

文明十八年正月一日

一九



蓮 初粟

脊腸

柿

興福寺紙  
ヲ獻ズ

葡萄

零餘子

平草  
木通

八日、中のみろとより二色御とる一うらら、略中北ととけよりひしくゐま

いる、略中ゑしやう院よりとすらら、

十二日、雨ふる、略望しやう院を御くりらら、

十三日、略中（麻アカカ）老とのゆミやもちまんしやうをる、

十七日、略中（長直）ひんかしのとや院殿よりとくしやうゐんゐいらせるととて、き

わと二をけしる物らら、くまんまゆうしよりゐ中御とる二う、うた一折ま  
いる、きまとつらハさるゝ、

十九日、略南（頭書）とのこうふく寺よりららととて、やまく百そくらら、

十九日、略中源大納言よりうたの御ふとらら、

廿一日、略不うあい寺殿より御くり一折らら、さうハしよりふとらら、やま

との田中ぬうこゐいらせる、

廿三日、略中（はるゝ、略）ミん部卿よりとすらら、いまりのうんぬしとち返まうちやく

ととて、三色二うゐいらせるよし、さうハしより御申、

廿七日、略中御ちの人より御くりらら、きいしゆそより同御ふとらら、

九月四日、ゐん乃ちやうひらととけ一折ゐいらせる、望しやう院よりあけひ

松茸

りら、略中上らぬよりおもしろま一ふとらら、

五日、略めうまん寺より松のちりらら、

六日、雨ふる、略あちよりとしくの御くりの折らら、

七日、略とけあゐいらせるととて、すゑよりあう御まぬらら、

十日、略中山しちよりとしくの御くりらら、略中（はるゝ、略）里うくさうよりうたゐ

いる、

十一日、こんゑ殿よりまゆらら、大しやう寺とのより御くりのふとらら、（長直）ま

つの木うたのふとゐいらるゝ、略中源大納言まつゐいらるゝ、さうハしよ

りほつらら、

十二日、（はるゝ、略）松の木よりうたの御ふとらら、

十五日、雨ふる、略あんまやう院よりうき一こらら、

十八日、（長直）あちつしより二色二うらら、さくよりさうひて二をけらら、

廿二日、やまとの田中よりまゆの折二うらら、御ちの人よりうたらら、き

いけんしよたのちちんの事おそきられて二こらら、

廿三日、北こうち殿よりまゆ一折らら、



文明十八年正月一日

二三

廿五日、略○中二そん院よりうきらら。

廿八日、略○中花山院より三色二くらら。

十月四日、略○中ミん部卿よりうたらら。

五日、略○中前藤大納言よりきくらら。

七日、略○中めうなうぬん殿よりとしくの御ちや五十ふくろらら。

八日、略○中新大を孝殿よりすしきらら。

九日、いぎのゑんおう寺よりいつもの御ちや五十御せらいのはこらら。中○

略きいけんしよりこきん一くらら。

十一日、略○中<sup>上座院</sup>下うら殿より御ふくの物あいらて、御さう月らら。めてとし

十二日、さうハしよりあふとよりとてまゆ二こらら。一こらんをへゆうハ

さるし、

十四日、略○中あう殿よりうき一ふとらら。そむろよりとしくの御くり二

こらら。

廿日、略○中大つうぬんよりミゆけん一ちりらら。御いあいらよりすしき

らら。

蜜柑

景菫ニ松  
茸ヲ賜フ

御服地

茶 菊

鮭  
紅葉ノ枝

金柑

鯡

昆布

鯰

初鱒

納豆

白鳥  
二宮及  
保安寺宮  
ニ賜フ

菱

らら。

廿一日、略○中ちとひさあう御まねあいらせる。ふしと殿へらら。

廿二日、さうぬんの上らぬよりもみちの枝らら。さうハしよりきくらら。

廿五日、略○中そく御ひら一あしきあいらせるし。

廿六日、略○中ぬんのちやうきんうんあいらする。

廿九日、さけあふり三あけあいらせる。

十一月一日、略○中女ぬんの御うさより文らら。御こふ御しきろうらら。

七日、略○中源大納言をまゆ一あしきらら。

九日、下河原殿よりくとく院御さる三ウ折三くらら。

十四日、あけとそゆきあいらせる。日野よりこもしらら。

十七日、妙法院よりいつをのいと百らら。五十らんをへゆうハさるし。御く

そり五十。

廿日、まつの木よりあろ御とり一せういらら。二宮の御方、なうあい寺殿へ

あいらるし。

廿八日、こうさうより御ひしらら。そくよりも御ひら二らら。

文明十八年正月一日

二三



串柿  
卷數

青物

鮒

海老

薪

文明十八年正月一日

二四

廿九日、大それた此置りくよりくしりさる。ちやう不う寺より御くまにし  
ゆらり。

卅日、○中 [ ] さりよりいほものあを物らり。

十二月三日、○中 二そんぬんよりみりらんら。まうより梅のえとらり。

六日、○中 こうとうとらりらんら。いらる。

七日、○中 みんな部卿よりにりきとふよし申されて、あう物、らん一、御とる二  
らり。

十二日、をゆさうすよりみりらんら。まん部卿よりふもしらり。上らぬよ  
りかきと物らり。

〔實隆公記〕 十 十二月十五日、丙晴、○中 今日庭榎木成薪進上禁裏御燒火  
薬也云々、仍有御尋之間進□。

〔御湯殿上日記〕 庫記 京都御所東山御文 十二月廿日、○中 一てうとのより  
ちをいんよりの御ちやくまにしゆらり。さんゆうしよりおり二ううい  
る。

禁裏外様番衆、歳首ヲ賀ス、

〔御湯殿上日記〕 庫記 京都御所東山御文 正月一日、  
(頭書) とさまのそんしゆ御れ申、(量光) やちたはらま御さう月とふ、

柳原量光  
賜フ

○コノ後、廷臣ノ歳首ヲ賀スルコト、便宜左ニ合致ス、

〔御湯殿上日記〕 庫記 京都御所東山御文 正月二日、○中 とさまのそんしゆ  
御さるし、

五辻富仲

三日、○中 (五辻) とみちう御れ申、御とまよて御といめんありて、すへよて御さ  
う月とふ、とさまのそんしゆ御れ申、

資氏王  
飛鳥井雅  
俊

四日、○中 とさまのそんしゆ御さ申、はく、あそり申の藤とらうよそ御さ  
う月すへよてとふ、くまにしゆう寺とらう少將御とるよて御といめんあ  
りて、御さう月二こんらり、三うさう多御らまの物ともあり、

中院通秀  
高辻長直  
同章長

五日、○中 (通秀) 中院前内ふさんう御といめんあり、(高辻長直) 少納言ちさしきひくら人つ  
きてまこう、まゆつしめによりて、二色二うらいらる、○中 侍從中納  
言そんよそしめてまゆつしよて、御さう月とふ、

〔十輪院内府記〕 中 正月五日、天晴、○中 酉刻計著新調平絹直衣綾、奴 參内、  
於議定所御對面、聊申入祝言了、即起座、

文明十八年正月一日

二五



三條西實  
隆ニ天盃  
ヲ賜フ

小倉季照

高倉永康  
正親町西  
實澄  
四辻季經

雅俊等近  
衛政家ニ  
參賀ス

〔實隆公記〕九 正月五日壬子、小雨降、及晚催興丁參内、依當番也、(滋野井)教國卿、俊量卿等同參候、前内府被參、於殿上邊小時立談、頃之予依召參常御所御庇、拜龍顏、賜天盃、上藤大納言典侍、中内侍、新内侍等祇候、伊與令陪膳、中内侍被取酌、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收

正月六日、

○中

○中、おくら御参拜

こ、御多いめんあり、そゑよて御さる月多ふ、權のそけ、源少將とよらとせらる、

七日、○中、おんしゆさち御参い申さる、御といめんあり、内々乃おとことちよ御河ふさあふ、

八日、○中、おろやを御参い申、○中、おろやを参さる、さうへそらよて御参拜申、御は

り月たふ、そゑよて又やぬ、さきの中納言御れいより、

○廷臣等參賀ノコト、本月十日ノ條ニ見ユ、又諸家相互ノ參賀ノコト、

便宜左ニ合致ス、

〔後法興院政家記〕十一

正月二日、

西、朝間小雪散、飛鳥井少將雅俊、結城七郎、鴨井孫四郎等來、令對面、

吉田兼致  
土御門有宣

竹田周防  
海住山高  
清辻父子  
高辻父子  
春持明院基

冷泉爲富

丹波頼秀

同頼量

政家父子  
諸家ニ參  
賀ス

白川忠富  
中御門宣胤

葉室光忠  
清閑寺家幸

四日、(亥)晴、右衛門督、式部大輔、藏人卜部兼致、土御門三位有宣卿、久世、大和龜法師等來、令對面、

五日、(壬)自晚景小雨下、○中、伊勢又七、大石夏弘、奥坊、竹田周防等來、令對面、

六日、(癸)朝陰夕晴、○中、海住山大納言、高辻三位父子、五條文地丸、持明院中將

基春朝臣、大外記中原師富朝臣、顯通卿、新藏人資直、林與三左衛門盛次等來、

令對面、(典藥頭富朝臣來)

七日、(寅)陰時々小雨下、冷泉前(爲富)亞相、江邊少將雅連、伊勢次郎左衛門等來、

八日、(卯)晴陰不定、風吹、海藏院々主、湜首座、不斷光院師弟等來、令對面、(頼秀朝臣、同頼量來、召前給盃)

九日、(辰)晴、興藏主、隱藏主等來、

十日、(巳)晴、入夜雨下、早旦參處々、○中、次參入江殿、次行向大祥院、有盃酌事、前

藤亞相父子來會、○中、今日亞相同參處々、今日留守間來人數、伯民部卿、中御

門中納言、正親町宰相中將、永琳院等來云々、勸修寺大納言、頭辨元長朝臣、忠

顯朝臣、大夫法橋、淨土寺等來、余歸宅後來間令對面、

十一日、(午)夜來雨、申剋止、○中、右大辨光忠朝臣、右少辨家幸、定基朝臣、理正院、



東坊城和

文明十八年正月一日

二八

御室戶石垣坊、玉千世丸等來、  
十二日、己未、降雨半更雷雨、(宜坊城)菅原和長來、  
十四日、辛酉、陰、大祥院被來、有盃酌事、則被歸、今日被參東山殿云々、  
十六日、癸亥、陰、自申剋雨下、大館彈正少弼來、令對面、  
廿日、丁卯、晴、成傳法眼來、給一盞、恒年銚子事如例、家僕外右衛門督來、倭一座頭來、

忠富中院  
通秀二參  
賀ス  
橋本公夏

〔十輪院內府記〕

中 正月四日、略、中來客、民部卿一桶隨身、三獻令祝著了、五

智院宰相律師、北長尾橋本等來了、

五日、天晴、略、中以次向民部卿局、海老并一桶持向了、三獻祝著、其後向西洞院、

旅枕留守醉狂云々、龜壽來、一桶進之、給扇了、

六日、略、中今日來賀人々、海住山大納言、武田小五郎、吉田某、摩尼珠院等也、入

夜壽久庵、

一條冬良

八日、朝間一條亞相(冬良)入來、其後長直卿父子、五條等來、陵藏主來、慶義爲齊來、柏  
首座來臨、大外記師富朝臣、院廳、等來、勸修寺亞相來臨、聊談御拜賀之事、  
十日、天晴、略、中今日來客、河內周防守、留守、有宣、同、久我、權、中納言安藏主、

甘露寺親  
長中御門宣  
參賀ス

其外少々有之、

廿九日、(甘露寺親長)按察卿來臨、被賀年頭禮、

〔親長卿記〕

十七 正月八日、權辨宣秀來、年始禮也、此外人々來、

十一日、晴、陰、朝間雨下、今日中御門黃門并母堂、同東向、子宣秀、隆永已下小生  
等男女悉來臨、有朝飯、年始佳例也、每年爲五日、依爲宣下日指合、仍延引、

〔實隆公記〕

九 正月一日、戊申、宿雨未晴、略、中黃昏向東隣、盃酌三獻令祝著

之、歸路向是心院、滋野井等勸修寺亞相入來、丞相來臨、同家僕等來、各對面、  
二日、己酉、晴、略、中晚頭亞相入來、三獻令祝著、四辻前中納言、實仲、滋野井、羽林

等同在座、武田彥二郎來、

四日、辛亥、晴、大工來、遣美物了、自上乘院納之、廿、被送之、右衛門督來、

六日、癸丑、晴、略、中來賀人々少々在之、各對面了、

七日、甲寅、陰、略、中於東隣有小盃酌、

八日、乙卯、晴、(龍統)正宗長老來臨、談話有興、其外來臨、人々各對面、

十日、丁晴、入夜雨降、入江殿御寮來臨、盃酌如例、略、中後聞右府三條中將等稱

禮被來私宅云々、

文明十八年正月一日

二九

龍統  
大炊御門  
信量  
正親町西  
實澄

實隆正親  
町三條公  
治三參賀



義尙、近衛尙通ニ物ヲ贈ル、

毬打玉扇  
書札ノ式

〔後法興院政家記〕十一

正月一日、申夜來時々小雨、晚景止、自大樹大納言〔近衛尙通〕許江有書狀、毬打玉扇等給之、祝著無極者也、書狀上所得御意候、恐々謹言トアリ、自此方可得御意候、恐惶謹言ト書之、一品ハ准丞相上、於武家儀者爲各別間、如此余所相計也、相尋海住山大納言處、彼所爲又同前也、於自餘輩者、雖爲一品、爲同官者、可書恐々謹言、

○コノ後、義尙、尙通ニ扇ヲ贈ルコト、便宜左ニ合敘ス、

〔後法興院政家記〕十一

七月一日、辰晴陰、時々小雨下、入夜甚雨、○中自大樹以書狀〔假名〕大納言給扇、裏紙ニ有和歌一首、書狀之返事并一首〔付〕短尺、等則進之、使者遁世者、遣太刀、

扇ヲ贈ル  
裏紙ニ和  
歌ヲ書ス  
尙通和歌  
ヲ草花ニ  
付ケテ義  
尙ニ進ム

二日、己權僧正公範、尊敦親王ノ師範ト爲リ、是日、始メテ參仕ス、

〔實隆公記〕九

正月廿二日、己巳、晴、公範僧正携一樽來、則勸一盞、數刻雜談、〔尊敦親王〕二宮御方顯宗御師範事、自座主蒙仰之間、去二日始而參勤云々、珍重々々、  
○尊敦親王、青蓮院ニ入室アラセラル、コト、十六年十二月二十六日ノ條ニ見ユ、

青蓮院尊  
應ノ指圖

義政誕辰、

〔蔭涼軒日録〕

文明十七年十二月十九日、○中明日東相公正月初二、正御誕生疏御銘可參之由、以悰子白之、蓋愚依不例也、

義政誕生  
疏ヲ書ス  
集證モ代  
書ス

祈禱

廿日、早旦謁東府、來正月初二、正御誕生疏奉報之、疏銘在所書立折紙二通、供台覽、冷泉殿御申次也、相國寺并十三塔頭并十四被遊御銘、自餘諸寺院七十  
六ヶ所、愚於意足室代相公書之、都合九十ヶ所也  
十八年正月二日、○中晚來東相公正誕生御祈禱、同於雲澤禪佛寺御祈禱有之、

四日、辛千秋萬歲アリ、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文 正月四日、○中ひる大こくろさう千しゆ万さ拵申、  
八日、○中いつもらりとて、きたそとけのせんを満んさいとてまう、  
○八日、又千秋萬歲アルコト、便宜合敘ス、

大黒黨

北畠黨

尊敦親王ニ扇ヲ賜フ、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文 正月四日、○中二宮の御方へ御あ



ふ爰ていらさるる、

○コノ後、宮門跡、尼宮、廷臣等ニ物ヲ賜フコト、便宜左ニ合致ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文 正月五日、仁和寺道水法親王御むろへ御あふき

まいらさるる、いほもあすらる、御とく日ゆへ々ふらる、北こうちとのへひしく埒、あつ御まぢ二つうささる、略中ふしととのへひしくあらる、

〔實隆公記〕

九 正月五日、壬子、小雨降、及晩催興丁參内、依當番也、略中自御

前有召之間參候之所、數刻雜事等御言談之後、佳例御扇被下之、祝著令満足了、今夜候黒戸、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文 正月七日、花山院へうん一、ふ

しとの庭田へうん一、御あふきつうハさる、ふしと殿より文らる、御返事、御あふきそひてまいらせらる、

廿三日、略中 志んきやう御ふと御所、ふしととの、むろいの御所ちとへ

らる、女さうさちふも御くそりあま、

二月十一日、略中 ひむろし山殿へははきの枝まいらさるる、

〔實隆公記〕

九 二月廿三日、己亥、晴、略中 自禁裏海鼠腸拜領之、

宮門跡 臣等ニ物ヲ賜フ 仁和寺道水法親王 日野苗子 伏見邦高 親王 三條西實隆

花山院 長庭田 行等 雅

義政ニ賜 義枝ニ賜 實隆ニ賜 實勝ニ賜 實隆ニ賜

莖 大聖寺ニ賜 松茸ニ賜

鷹海月 鷹海月

海老

二十七日 拜賀

上卿松木 宗綱 奉行 寺元 長露

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文 七月廿日、雨ふる女房さち、せんしゆちと

よ、御まへよてくもしとよ、源大納言もめす、

九月十九日、大しやう寺殿へまひ御ふとよ入てらる、

義尙、義政夫妻ニ物ヲ進ム、

〔親郷日記〕 正月四日、辛亥、

一京御所様より、略中 大御所へ鷹一、雜喉一折、海月二桶、塩引三、蠣百合、京御

所よて大田孫左衛門尉納之、淵田與五郎、

上様へ鷹一、塩引三、あつ不こ一折、海老一折、海月三桶、借宿五郎左衛門尉

納之、淵田與五郎、

五日、壬子征夷大將軍右近衛大將足利義尙ヲ右馬寮御監ニ補ス、

〔公卿補任〕

三四 權大納言從一位源義一、尙二、征夷大將軍、右近衛大將、兩

院別當、正月五日陣宣馬寮御監、同廿七日拜賀、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文 正月五日、略中 ひろまち殿御きん

せん下ちんの爰あり、上卿ひやう部卿申ちと頭辨、（甘木宗綱）一こんの物五百疋まいりて、御さう月らる、おとこさちも御てんしんちとすゑよてとよ、



〔親長卿記〕十六 文明十七年十二月十八日晴、自勸修寺大納言許有使者、

大將御監宣下事、頭辨可申沙汰云々、領狀了、

廿日御監日次尋之、可爲正月五日云々、先規位之次宣下、仍今度位同宜、

〔親長卿記〕十七 正月五日晴陰、入夜雨下、今日御監宣下事在之、室町殿右大將當年廿二歲、不及覺悟事也、

有宣下、佳例云々、雖然無敍位、無用脚仍敍位之時、上卿兵部卿宗綱也、外記六位、

分日次尋之、可申沙汰之由、舊冬勸大示之故也、陣云々、盛俊參、先規左右御監宣下也、但左幕先年被申請云々、仍右幕許仰詞、

右近大將源朝臣宜爲右馬寮御監、此趣仰、次第予作之與了、

上卿以下  
行訪錢下

〔實隆公記〕九 正月五日壬子、小雨降、○中入夜有陣儀、室町殿馬寮御監宣

下也、上卿兵部卿宗綱、辨頭左中辨元長朝臣、奉行職、外記小槻盛俊也、上卿於

奧座奉仰、臣可爲右近衛大將源朝、微唯稱、著端座、召官人令置軾、更召官人、召外

記仰々詞、其詞同、外記唯稱退下、上卿召官人令撤軾、即退出、事了後於御所有

小一獻、各於末勸、蓋令祝著、於長橋局又有盃酌事、予一桶兩種所相送也、源丞

相、滋野井等在座、

〔後法興院政家記〕十一 正月十日、巳晴、入夜雨下、早旦參處々、先參東山殿、

陣ノ儀

用脚無キ  
依リ儀無  
シノ儀無  
外記小槻  
盛俊

近衛政家  
義政及ビ  
義尙ニ太  
刀ヲ進ム

有對面、次參室町殿、無對面、風氣云々、去五日室町殿爲右馬寮御監云々、仍今  
日武家兩所江進太刀、金、東山殿兩度有對面、

〔十輪院內府記〕中 正月十日、天晴、○中略、通秀、義政ニ參賀ノコト、次進御

太刀、申御監御禮、兩度對面也、予太刀付申次了、

〔足利家官位記〕文明 同十八年正月五日、右馬寮御監、宣下、

御手斧始、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 正月五日、○中 ぎんさう御大く、て

うのハしめ申、天紀よくてめてと、し、

伊勢貞陸、義政ニ物ヲ進ム、

〔親鄉日記〕伊勢貞陸 正月五日、壬子、

一兵庫殿御進上、

鴈一、鯛五、雪魚三、貝蛸一折、海月一桶、今日五種御進上、恒例、於色者不定、東

山殿へゐる、

○コノ後、諸將士、社寺等、年始ノ禮等ニ物ヲ義政夫妻及ビ義尙ニ進ム  
ルコト、便宜左ニ合敍ス、

五種



諸將士社  
寺等年始  
及ビ贈答  
蛸鰯

〔親郷日記〕正月九日丙辰

一兵庫殿御進上鰯一折、鯛三、蛸一折、東山殿へ、以上、十日、丁巳、

卷數

一花王院より公私へ御卷數ある、

香水

一八幡橋祐登本坊より公私御香水ある、

粽

十一日、戊午、

初鰯

一春日御師師淳、東山殿へ御卷數一合、粽卅把ある、

一同御所様の御卷數一合、粽五十把ある、御申次伊勢肥前殿、

一同上様の御卷數一合、

一六角殿初鰯十進上、恒例云々、大御所様へある、

十四日、辛酉、

一御所様へ御卷數久喜二桶ある、

十六日、癸亥、

一いま御ちの人御うけとぬ、はり美物可被參之由、太田孫左衛門方より被申、

大鵠

鵠一、大うふ一、蠣一桶參之、

十七日、甲子、

一兵庫殿御進上鰯一折、鯛三、烏賊一折、東山殿様へ、

廿日、丁卯、

一土岐殿年始御禮、

一東山殿様へ御太刀一腰、長光御馬一疋、月毛印雀三千疋、白川殿目結にて横川

彦二郎渡請取在之、

一御所様へ御太刀一腰、兵庫殿御披露助宗、御馬一疋、青毛三千疋、廿二日渡使二郎、松田左

衛門大夫渡請取在之、

一上様へ三千疋、同御披露廿二日渡使二郎、金山次郎渡、請取在之、

廿二日、己巳、

一公方様の鷹一、ふちのをし一あり、この目と一おけ、御たね三つ、御折紙、各

親郷調進、以上、

一上様へむしくゐ一、とり二番、御とる三つ、以上、

廿五日、壬申、

文明十八年正月五日

鰯鰯  
海鼠腸

鴈

土岐成頼



蛤

栗鯛鮓

近江彦根寺伊勢觀音寺

辛螺

文明十八年正月五日

三八

一 兵庫殿御進上鴈一、蛤一折、東山殿へ、  
 廿六日、癸酉、  
 一 御え、年始御禮、東山殿様へ御り、  
 かん一、せいのし一あり、くり一あり、御とれ三つ、御おりうと親郷調進、  
 廿八日、乙亥、  
 一 彦根寺より公私御卷數り、  
 一 栗真觀音寺より公私へ御卷數參、  
 二月朔日、  
 一 兵庫殿御進上鯛三、辛螺一折、數卅、東山殿様へり、  
 三日、己卯、  
 一 花王院より公私へ御卷數り、  
 九日、乙酉、  
 一 兵庫殿御進上鮒一折、十、海月一桶、以上東山殿様へり、  
 十九日、乙未、  
 一 兵庫殿御進上鴈一、鯛三、海月一桶、彼岸のえて東山殿様へり、

東頼數

畠山政長

朝倉氏景

一 東左近將監 頼數、爲年始御禮、東山殿様へ御太刀、持、御馬一疋、代、三百疋、白川、彦二郎渡、  
 之、

廿二日、戊戌、  
 一 畠山左衛門佐殿より爲年始御禮、  
 東山殿様へ海鼠腸百桶、  
 御所様へ御太刀一腰、糸、海鼠腸百桶、三千疋、  
 上様へ海鼠腸百桶、  
 御私へ海鼠腸五十桶、  
 廿五日、辛丑、  
 一 兵庫殿御進上鯛五、鮒一折、東山殿様へり、  
 廿七日、癸卯、  
 一 朝倉孫右衛門尉 氏景、年始御禮、  
 東山殿様へ御太刀一腰、信光、參千疋、定泉渡、請取有之、  
 御所様へ御太刀一腰、恒直、三千疋、松田右衛門大夫渡、請取有之、

文明十八年正月五日

三九



文明十八年正月五日

上様へ貳千疋、

三月一日、丁未、

一兵庫殿御進上鯉二、蛸一折、東山殿様へゐる、

九日、乙卯、

一兵庫殿御進上鯛二、擁劔一折、東山殿様へゐる、

廿一日、丁卯、

一山名殿年始御禮、

東山殿様へ御太刀一腰、宗吉貳千疋、御倉定泉方へ渡之、

御所様へ御太刀一腰、助次貳千疋、松田左衛門大夫方へ渡之、

廿三日、己巳、

一左兵衛佐殿尾州より、義寛年始御禮、近年雖無御申之、當年

大御所様御太刀、糸千疋、

御所様御太刀、糸千疋、

上さほ千疋、

北白河へ千疋、御太刀、守行被進之、

山名政豊

擁劔

斯波義寛

千鯛

廿五日、辛未、

一兵庫殿御進上鯛三、そい一折、東山殿様へゐる、

廿八日、甲戌、

一得光爲年始御禮、兩御所様へ御太刀各一腰、糸卷

私へ、金手綱、腹帶三具、

四月朔日、丙子、

一兵庫殿御進上塩引二尺、海月一桶、東山殿様へゐる、

廿五日、庚子、

一兵庫殿御進上鯛三、海月一桶、東山殿様へゐる、

五月朔日、乙巳、

一兵庫殿御進上千鯛廿、鯉廿、東山殿様へゐる、

九日、癸丑、

一兵庫殿御進上千鯛一折、海月一桶、東山殿様へゐる、

六日、癸丑義政徳日ニ依リ、細川政元、物ヲ義政ニ進ム、尋テ、一色義直、赤松政

則等モ亦物ヲ進ム、

文明十八年正月六日



義政徳日  
丑未

餅  
諸將ノ進  
物

山名政豊

細川義春

細川政國

〔蔭涼軒日録〕文明十七年十二月廿三日、齋罷謁西府、○中於西府在途日來

〔親郷日記〕正月六日、癸丑、

一東山殿御徳日、細川殿より餅（政元）ゐる、御太刀（政元）金、相副、

十二日、己未、

一東山殿御徳日、一色殿より紙（義直）ゐる、御太刀（義直）金、相副、

十八日、乙丑、

一東山殿御徳日、山名殿より餅（政豊）ゐる、御太刀（政豊）金、相副、

廿四日、辛未、

一東山殿御徳日、細川兵部少輔殿より紙（義春）ゐる、御太刀（義春）金、相副、

二月朔日、（丁）丑、

一東山殿御徳日、赤松殿より餅（政即）ゐる、御太刀（政即）金、相副、

七日、癸未、

一東山殿御徳日、細河右馬頭殿より紙（政國）ゐる、御太刀（政國）金、相副、

十三日、己丑、

一東山殿御徳日、細川上總殿より餅（義春）ゐる、御太刀（義春）金、相副、

十九日、乙未、

一東山殿御徳日、淡路二郎殿より紙（細川尚春）ゐる、御太刀（細川尚春）金、相副、

廿五日、辛丑、

一東山殿御徳日、山名小次郎殿より餅（山名）ゐる、御太刀（山名）金、相副、

三月七日、癸丑、

一東山殿御徳日、大館殿より餅（政重）ゐる、御太刀（政重）金、相副、

十三日、己未、

一東山殿御徳日、白河殿より紙（伊勢貞宗）ゐる、御太刀（伊勢貞宗）金、相副、

〔古文書〕（第七集）

東山殿御徳日（丑）御進物

文明十八年

管領（明）但依（為）節（分）以後、（文）進上、

細河殿（文）明十八（正）十六、

山名殿（丑）正十八、

畠山政長  
斯波義寛

伊勢貞宗

大館政重

山名豊重

細川尚春

武衛（新）未、同十二卅、

一色殿（未）正十二、

讚岐殿（未）正廿四、



文明十八年正月六日

赤松殿、丑、二朔、

上總殿、丑、二十三、

山名小次郎殿、丑、二十五、

大館殿、丑、三七、

兵庫殿、丑、三十九、

因幡殿、丑、四二、

右馬頭殿、未、二七、

淡路殿、未、二十九、

畠山中務少輔殿、未、三朔、

伊勢殿、未、三十三、

八郎殿、未、三十五、

大館少弼殿、未、四八、

以上此後者、女中御衆御進上云々、

○畠山政長及ビ斯波義寛進物ノコト、便宜合致ス、

播磨守護赤松政則、山名政豊ノ兵ヲ同國英賀ニ破リ、尋テ復坂本ニ之ヲ破ル、

〔蔭涼軒日録〕正月十一日、○中 此日從播之陣有注進、去六日於英賀有合戰、

垣屋越中守、同息孫右衛門討取之、其外數十人討之、

二月廿日、不參、天快晴、浦上猶子新三郎今日播州下國爲留別來、

五月十五日、天洒雨、○中 今日當院施食、今朝召弘戸太郎左衛門尉齋之、自赤

松以鷹巢立二被進九郎殿、爲其使廣戸上洛也、話曰、去月廿八日攻坂本、赤松

伊勢貞陸  
伊勢貞誠

垣屋越中  
死父ノ討  
浦上新三  
郎播磨ニ  
赴カント  
シテ集證  
ヲ訪フ  
細川政元  
ニ贈ル

分捕物

集雅播磨  
ニ赴ク

山名孫次  
郎播磨在  
陣

政豊ノ兵  
勝ツトノ  
説

白鳥  
嘉樂門院  
モ獻セラ  
ル

兵得勝利、頸二取之、鉾廿一本、楯廿二挺取之云云、

十一月九日、不參、天洒雨、○中 陽叔西堂、兎大夫赴播陽、皆請吹噓、遣一行於藤

佐方也、

廿三日、不參、天快晴、○中 景雪首座來、伸山名孫次郎播陽在陣之謝、有小宴、

十二月廿二日、天飛雪、○中 兎大夫自播州歸洛陪宴、談播州陳中事、

〔蔗軒日録〕地 四月十九日、晴、○中 十餘年前栗棘庵有賀上主者、與知庵谿好

往來予之居、此日忽至云、今在防之香積寺邊、詣于伊庵之次、青景后室通狀於

整上主、話及西笏之事、因知播易阿賀福井之中津ノ宮城去十六日降矣、山名

殿得勝利云々、

七日、<sup>寅</sup>嘉樂門院ニ物ヲ進メラル、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 正月七日、○中 ひんうしのとうゐ

んとのへ文をしめあり、くゝゐゐいらざらるゝ、あまゝより御すゝのふ

ゝよ色くゝ入てらゝ、

義尚、東山第二義政ヲ省シ、義政、小川第二臨ム、

〔親郷日記〕正月七日、甲寅、

文明十八年正月七日



供ノ衆

文明十八年正月八日

四六

一御所様東山殿<sup>京</sup>の御成、御供衆細川右馬助殿、細川淡路<sup>前卷</sup>二郎殿、大館彈正少弼殿、貞陸、

〔蔭涼軒日録〕正月七日、<sup>略</sup>中未刻東相公御成于小川御所、及寅刻還御云云、

八日、<sup>乙卯</sup>後七日法ヲ停メ、太元護摩ヲ山城醍醐寺理性院ニ修セシム、

〔宣秀五位藏人御教書案〕<sup>文明十七年</sup>

太元法事

太元法可爲護摩、任近例於本坊可令勤仕給之由、被仰下候也、仍執達如件、

十二月廿七日

權右少辨宣秀

謹上 理性院法眼御房

奉行中御門宣秀

太元法任例可令申沙汰給、仍執達如件、

十二月卅日

權右少辨宣秀

藏人中務丞殿

太元法任例可被致沙汰之狀如件、

御撫物

宗典勤仕

十二月卅日

權右少辨判

四位史殿

〔御湯殿上日記〕<sup>京</sup>○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收 正月八日、<sup>略</sup>中といきんの法比御

かて物いつる、せけなを申、

〔三寶院文書〕<sup>五十五</sup>○山城<sup>宗典權僧正法記</sup>年中記拔書

同十八、午、<sup>宗典</sup>同御祈院家ニテ予行之、

〔宗典僧正記〕<sup>八十二</sup>○<sup>宗典</sup>歷代殘闕日同十八、午、<sup>宗典</sup>同御祈院家ニテ予行之、

〔東寺長者補任〕<sup>五</sup>同十八年後七日法無之、

〔續史愚抄〕<sup>四十一</sup>後土御門院中之下 正月八日、乙卯、太元護摩始、法印宗典奉仕

于理性院<sup>宗法</sup>永坊、<sup>法眼</sup>如御教書者、<sup>被仰</sup>宗永奉行藏人權右少辨宣秀、無後七日法、

長者補任、<sup>院記</sup>宣秀卿記、

護持僧參賀、

〔御湯殿上日記〕<sup>京</sup>○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收 正月八日、御ちそうにハ<sup>政略</sup>三不うゐ

ん、<sup>念</sup>ちうまん院御といめんあり、

十日、<sup>丁巳</sup>第三皇子、<sup>仁</sup>第四皇子御參内、歳首ヲ賀セラレ、又廷臣、禁裏及ビ

文明十八年正月十日

四七



文明十八年正月十日

四八

幕府ニ參賀ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收

正月十日、こんろ殿(致事)さいおんしと

く(實徳)といしさんう、御あいめん(政基)あり九條殿、一(冬息)てうとの、こんろの大納言との、

御下せうとよて御あいう(信量)、お不埒の御うときちやう所にてむうひりいら

れて、御ちろ月ろとらり、花山院ハ御あいめん(冬息)の、ち御うりらけの物よて、

ろとひとりのいらさるる、三の宮の御うと、いまり宮の御うとある、く

まちやうより御ミやけり、二色一ちあり、いまり宮の御うとより御うハラ

けの物三色一ちり、くろとよて三こんらり、まつ一とゆふ御れいまり

りとるを、一せんまハせらるるとて、くろとよてあり、そのちふしととの

御あいうり、三色三ちり、つねの御所よて三こんらり、宮比御うともあり

て、御ひしくとあり、めてとし、三の宮、いまり宮の御方への御宮参よ、御

まを二色、一ちりいらさるる、

〔後法興院政家記〕十一 正月十日、丁晴、入夜雨下、早旦參處々、先參東山殿、

有對面、次參室町殿、無對面、風氣云々、○中次北御所、○中次令參内、有御對面、

次參女院、竹園等、

近衛政家  
西園寺實  
遠大寺實  
德大寺實  
淳一條政基  
九條冬良  
一條冬良  
近衛信實  
大炊御門  
信量

松一大夫  
曲舞  
伏見邦高  
親王  
勝仁親王

政家義政  
參賀ス  
義尚風氣  
依り對  
面セズ

義政ニ參  
賀  
裝束ノ人々  
同直垂ノ人々

通秀女院  
伏見宮安  
禪寺宮等  
參賀

尼宮參賀  
安禪寺觀  
心尼善女  
同應善女  
王大慈光院  
宮

〔十輪院内府記〕

中

正月十日、天晴、早旦著鳥帽子直衣參東山殿、九條前關

白、近衛前殿、左府、愚老、德大寺前内府、左大將、新大納言、近衛亞相、藤原資直等

裝束衆也、直垂衆中御門中納言、權中納言、姉小路宰相、民部卿、高辻、五條兒以

下濟々、僧中五六七輩歟、先申年始御禮、○中次參大樹小河御第、依御風氣無

御對面、次向所々、女院、伏見殿、安禪寺殿、飛兩所依迎之人也、

〔親長卿記〕十七 正月十日、晴、東山殿、御對室町殿、無御對面云々、已下所々參賀、召

進頭辨了、兩御所參仕之後先歸宅、改束帶、禁裏申次可存知也、去七日親定、次

十日申次事被仰下云々、退出之後又參賀所々、人々來臨、

〔實隆公記〕九 正月十日、丁巳、晴、入夜雨降、○中及晚參内、依當番也、有曲舞、

今夜伏見殿御參、右府被參、

○コノ後、宮門跡、廷臣、寺社等ノ參内、年始ヲ賀スルコト、便宜左ニ合敘

ス、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收 正月十二日、くろ參御所、御あ

いり、あんせん寺殿御ふと所、ち殿、大しやう寺殿、つねの御所よて、三こん

の、ちを、の物よて五こんらり、あもし御所より三ちう二ち、をもし御所

文明十八年正月十日

四九



より二うう一う、大もし御所より二うう二うらら、御せんさちよ御しやく  
よて御さう月とふ、

〔親長卿記〕 十七

正月十四日、朝晴、入夜雨下、參内直衣平絹、指貫、著、當年始也、被召  
常御所候、簾、御對面、被下天盃大納言典侍、御陪膳、頂戴、新内侍、取酌、次、被下天扇、每年之事也、  
被下之、即退出、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文 正月十六日、○中 御まいのろうと  
ち、二（音五）そん院、そんといし、せんおう寺しやうてんくうらら、ちあん寺、ちあん  
院、まやうきぬん、あんらく光院、うんきうぬん、せんゆう寺（徳仲）、不（徳仲）のきう寺、ろさ  
んし、せん（音五）くまぬん、大とく寺、これハ御あふきすねそら十帖らら、大つう  
院、御といめん何りて、御ちう月、御あふきまふ、御ちや甘らら、とうゑいよも  
御といめん何りて、御あふきとふ、まんきうぬん下せうとよて御まい申さ  
る（音五）、めう（音五）不（音五）院、殿入（音五）いられて、御とね（音五）い（音五）らせらる（音五）、  
十七日、○中 ぶ（音五）といし御まい申さる（音五）、かうさうあん御まい（音五）らら、二色  
一うらら、御あ（音五）いめんあり、御ちくもん所なり、御ちう月とふ、御むろ、めう不  
うぬん殿（音五）、萬松よへより御ま（音五）いりありて、御とね（音五）ともらら、あところとちよ御

甘露寺親  
長等ヲ賜

僧衆參賀

二尊院善

空應寺

智恩寺

泉涌寺

知恩寺

大德寺

仲山寺

覺胤法親

王佛陀寺邦

諫

勸修寺經

飛鳥井雅

鷹司政平

義尙病氣  
ニ依リ對  
面セズ

こつけとふ、

十八日、八（音五）と（音五）の（音五）と（音五）ちう昨日ま（音五）こ（音五）う（音五）ま（音五）へ（音五）き（音五）よ（音五）御むつ（音五）う（音五）し（音五）き（音五）よ（音五）よりてとま、  
い（音五）つ（音五）も（音五）ら（音五）ら（音五）と（音五）て御（音五）と（音五）ち（音五）ら（音五）ら、

廿二日、○中 大（音五）ふ御ま（音五）い（音五）よ初（音五）ま（音五）ら（音五）ら、御ちう月あふ、  
廿九日、○中 さい御ま（音五）やう（音五）ハしめて御ま（音五）いり、御宮け（音五）よあ（音五）夜（音五）のり（音五）一（音五）ふ（音五）と（音五）ま  
いる、け（音五）いとくも（音五）ま（音五）いらる（音五）、○中 藤（音五）中入（音五）と（音五）う御れ（音五）ま（音五）よ、ころも（音五）そ（音五）う（音五）ぬ（音五）し（音五）ん  
てうしてま（音五）こ（音五）う御（音五）といめん（音五）の（音五）ち御（音五）さ（音五）う月（音五）ま（音五）へ（音五）よ（音五）てとふ、

二月六日、く（音五）ま（音五）ん（音五）そ（音五）くハしめて御れ（音五）ま（音五）よ御（音五）ま（音五）いり、御（音五）といめん何り、  
○五山僧侶ノ、義政、義尙及ビ細川政元等ニ參賀スルコト、便宜左ニ合

敘ス、

〔蔭涼軒日録〕

正月十日、齋罷、以悰子奉報來、且御相伴諸老參賀、可爲五鼓之  
前由、於白河御所以冷泉殿白之、可有御對面之命有之、○中 乃以悰子又奉報  
小川御所、依御痲氣不可有御對面之命有之、兩御所之命、以丹公報鹿苑院、晚  
來以悰子報于聯輝萬松、

十一日、○中 自三更前天降雨、寅刻行事勤之、昧且赴鹿苑、乃於御影間一湯點



鹿苑院瑞  
智相國寺梵  
怡壽院景  
文崇壽軒集  
藤涼軒集  
證持寺景  
果持寺景  
聯輝軒永

政元集證  
ルニ扇ヲ贈

議定所ニ  
伺候

勝仁親王  
御所ニ臨  
御アラセ  
ラハル  
伏見邦高  
殿親王御參  
御諮

文明十八年正月十日

五二

心上間院主(瑞智)惟明、北等持桂室(賴久)相國季睦、下間崇壽錦江(景之)蔭涼集證、等持寺春陽(景之)遲參之故、於御所間獨位點心、點心了各謁東府、諸老相集、則愚以左京大夫殿白案内、乃御對面、如先規諸老退出之後、聯輝永崇藏主御對面、依遲參愚再御對面所御戸開合之、略中、遂往伊勢守宅伸賀、愚代諸老題各々名渡奏者、謁西府、無御對面、愚向諸老致謝詞、謁西御所、以諸老書立渡于奏者伊勢肥前守、往右馬頭屋形、愚又題諸老名渡奏者、於九郎殿屋形待奏者數刻、而後奈良備前守出、愚又題各名渡之、往右馬助殿屋形、愚又題諸老名、等持院、等持寺、相國寺、某四員也、途中皆傘手笠顛深泥拍股也、十四日、略中、自細川九郎殿、以秋場備中守見贈彩畫扇一柄、蓋去十一日御相伴衆參賀謝之也、

住心院僧正公意、御加持ニ候ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文  
庫記錄甲二十七所收

正月十日、

(公意)  
略中、ちうしん院御参い申さるし、さちやう所のうちへハしこう申まし、なれとも、御うち申せへきよつきて、いり、此よしうり、ひ申、うちへゐるへきよしおせらるし、

十一日、戊午近臣及ビ宮女、勝仁親王ニ酒饌ヲ獻ズ、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文  
庫記錄甲二十七所收

正月十一日、にそりよ御うとへを

らせおハしませ、とし、のどく女房おとこ御てうしともゐいらせる、ふしと殿もある、御所よりうん一、あう御まお二、御さる二うゐいらざるし、こん三こんのなり色、よて、御ちり月十こんら、七ろ(内膳)おとうといて御ひし、あり、みち、どのなりゑいともいつよもすくれてめてとし、ふしと殿へく、お一、御さる二うゐいらざるし、

〔親長卿記〕

十七

正月十一日、晴陰、朝間雨下、略中、次親王御方佳例申沙汰

今日之由、自源大納言許相觸之、(庭田雅行)御銚子、土器一種進上了、予未出頭之間、召進元長朝臣了、

〔實隆公記〕

九

正月十一日、戊午、略中、今日宮御方申沙汰也、一種御兆子提

進上之、依故障事不參、

十二日、己未勝仁親王、三條西實隆ニ物ヲ賜フ、

〔實隆公記〕

九

正月十二日、己未、雨降、今日親王御方御楹一荷、雁一被下之、

令祝著者也、

文明十八年正月十一日 十二日

五三



十三日、庚申、御宴アリ、是夜、庚申連歌御會ヲ行ハセラル、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收

正月十三日、略

○中御むろ々御

いり、めう不う院の宮も御りいり、大ちり三うう二うら、くろとよて御ふ  
と御所三こんら、むろまちとのより御さう月のとい、ちり五うう、御ま  
三色、御さる十うら、ひんうしの御庭と、へとせむいらるゝとて、宮  
の御うと、二の宮此御うと、ふしと殿、あんせん寺殿、御むろ、めう法院殿も  
し、いらをられ、女房、さいのとおとこちのこらをめす、くむんらくと  
て、まこうあさ人もあり、うとひちとありて、月もおもしろくひしゝあり、  
ととちう下せうとよて御庭へめして、ちうしき事とを申、御といよて御し  
やくちとあり、こよひううしんよて御きんうあるへきとて、むむろ、中(官胤)の御  
うと、まけ(田向)せるのちそんめして、まこうのよし申よつきて、小御所のめん  
うへめして、御しやくよてとふ、これもまぢまハせらるゝ、ちち又御れ  
んう御さとあま、もんきき、御所とちもとめむいらせられて、御うくもん  
所よてあり、ふしみ殿ハ御ちひありて、御といしゆつちり、新ちいし殿より  
わとら、

道永法親王  
親王御法  
義尙酒饌  
ヲ獻メ  
東庭ヲ見  
ル  
勝仁親王  
二宮伏見  
邦高親王  
安禪寺内  
諸御參宮  
アリ

連歌御會  
ノ人数

尼宮等ニ  
物ヲ賜フ

三條西實  
隆不參

庚申和漢  
聯句御會  
日三月十四

人数  
貝覆嗅茶  
等アリ

勝仁親王  
御歌

あんせんし殿へ二うう二うらいらせらるゝ、不うあい寺とのへハ、ふけ  
より、いりとるを御ひら二つ、とる一うらいらせらるゝ、ちう殿へ御を  
ひの物、そろゝの大あり、いらせらるゝ、さいし所へも御さるら、  
十四日、昨日の御さる、御てうし一ゆ、御くそりよせらるゝ、

〔實隆公記〕

九

正月十三日、庚申、霽、今夕可參内之由、過日雖申入、依痢氣不  
參、

○コノ後ノ庚申和漢聯句及ビ連歌御會ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收

三月十四日、略

○中ううしんよて御

むろんあり、せんき、せんき、う、ちうせん、ま、うの中納言、あ、ちうち、  
かんま、う、さ、よ、くらぬ、御入をよて御さとあり、宮の御方もさる、あんせん  
寺殿、御ういしき御所ありて、こちよてみまゝ、御うひあそハせ、御ちや  
も御うきあり、

〔實隆公記〕

九

三月十四日、庚申、雨、依召晚頭參内、有和漢御會、親王御方、就  
山、宗山、帥下官、姉小路宰相、新宰相、和長、執筆、源富仲等也、及天明終百韻功、

松よみんハふ木あまとの藤花 親王御方、



御製

文明十八年正月十三日

五六

五月十六日  
人數三人  
及テ天明ニ

御製  
春晚綠成陰、

雨助流鶯曲、實隆、

風、歸燕吟、海住山大納言、

五月十六日、庚申、霽、入夜雨降、○中及昏參内、今夜庚申御連歌也、(親高親王)式部卿宮御

參、予執（垂）御製以下只三人也、一座以外遅々、七十句已及天明了、後日可被終

其功之由勅定、

賦初何、

葉より實牙まつ色つぎる梅雨、式部卿宮、

里（垂）けて吹麥の秋風、

蟬のこゑ山や夕猿いろくらん、實隆、

廿五日、己巳、時々雨、自午後晴、朝食之後參内、○中入夜伏見殿御參、於黒戸庚

申夜七十句之、（發考）卅句被終功、一盞又有興、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 七月十七日、かうしんよて御（垂）り

んあり、いつもの御人（垂）を五六人（垂）こ（垂）う、

〔實隆公記〕十 七月十七日、庚申、晴、晚頭參内、月次御連句爲御和漢、及曙更

殘三十句  
終功

七月十七日

御製

連歌御會  
九月十八日  
人數  
宮女文字  
書アリ

實隆執筆

十一月十日  
尊敦親王  
御連歌

庚申守

人數

勝仁親王  
御發句

終百韵功、基綱卿發句也、勸修寺大納言自餘大略參候、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 九月十八日、○中略、御方違行幸ノ

日ノ條、かうしんよて御連歌御さ（垂）とあり、せんしゆの（垂）る源大納言、侍從中

納言（垂）とめす、御さ（垂）う月七（垂）こん（垂）ら（垂）、女中（垂）ハ（垂）を（垂）し（垂）う（垂）發御さ（垂）と（垂）も（垂）あり、

〔實隆公記〕十 九月十八日、庚申、晴、○中略、御方違行幸連歌五十句計被遊

之、予執筆候、還幸（垂）及曉天傾數盃、沈醉、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 十一月十九日、かうハしより三色

御てうしひさける（垂）いりて、御さ（垂）う月（垂）ら（垂）、かうしんよて二宮の御（垂）ら（垂）の御

月（垂）さ（垂）の御（垂）せん歌あり、御人數（垂）い（垂）つものとし、あん（垂）せん寺殿より御（垂）ら（垂）て

ん（垂）う（垂）く（垂）か（垂）と（垂）ら（垂）、から（垂）しま（垂）して（垂）う（垂）ま（垂）ん御（垂）ま（垂）りあり、御（垂）う（垂）つ（垂）し（垂）き御所も

ある、

〔實隆公記〕十 十一月十九日、庚申、晴、依兼日仰、酉下刻參内、今夜二宮御方

御連歌也、源大納言、（勸修寺親及）大藏卿、執筆、兵部卿、右衛門督、下官、源宰相、（言國）山科宰相、（勸修寺親及）大貳

文地丸、（元德）以量朝臣、源富仲等祇候、及曉鐘終百韵功、

雪待て塵をもすへぬ真砂哉、親王御方、

文明十八年正月十三日

五七



尊敦親王

門役伊勢  
貞陸  
貞陸酒香  
ヲ進ム

伊勢貞宗  
モ進ム

觀世能十  
一番  
具足能三  
番

松唯

文明十八年正月十三日

落葉やうゝぬさむ松風 二宮御方

義尚、小川第二猿樂ヲ張行ス、義政、之ニ臨ム、

〔親郷日記〕 正月十三日、庚申、

一 東山殿様京御所様 江御成、御門役兵庫殿より御勤仕之、

一 兵庫殿より就御成之儀、御進上御盃臺二、御折十合、御精進五合、御小折五合、

御樽十荷、

一 白川殿より就御成之儀、御進上鴈一、鯉一、多ひ一折、杉江方より小林渡、

〔後法興院政家記〕 十一 正月十三日、申、巳刻以後屬晴、略 中 今日東山殿渡

御室町殿云々、

〔實隆公記〕 九 正月十三日、庚申、霧、略 中 今日室町殿猿樂、東山殿渡御云々、

〔蔭涼軒日録〕 正月十三日、略 中 此日八鼓刻東相公御成于小川御所、及寅刻

還御、觀世能十一番之内、具足能三番、能以後御酒盛、

○コノ後、復、義尚、小川第二猿樂ヲ張行スルコト、便宜左ニ合致ス、

〔實隆公記〕 九 正月廿三日、庚午、晴、略 中 入夜自室町殿被下御使、松田、明後

日松拍子可祇候之由也、

御撫物  
土御門有  
宗御出サ

十四日、辛酉、月食、

〔宣秀五位藏人御教書案〕 文明十八年

月蝕事

月蝕任例可令申沙汰給、仍執達如件、

正月八日

藏人中務丞殿

〔御湯殿上日記〕 京御所東山御文庫記錄甲二十七所收 正月十日、

志よくの御ちて物 （前書） あんやうのうと所へ申いとさるし、うねむと申いとす、

十五日、略 中 志よくの御ちて物返り、

〔本朝統曆〕 十一 丙午、文明十八年、庚寅、正小朔、戊申、十四夜望、丑、月蝕皆既、

文明十八年正月十四日



子三  
寅六、  
義政、等持院ニ詣ラントス、同院住持禮久、室桂寺家窮乏ノ故ヲ以テ之ヲ  
辭ス、

〔蔭涼軒日録〕正月十四日、略中等持院侍衣來曰、來廿九日御成事、依寺家闕  
乏、不可勤之由、寺官白之、住持亦爾云云、

十七日、略中齋罷謁東府、略中來廿九日等持院御成難叶之由、自寺家訴訟、以  
堀川殿去十六日白之、然者不可有御成之由有命、今日遣一行北等持傳台命、  
十五日、壬戌三毬打アリ、

〔御湯殿上日記〕庫記京御所東山御文、甲二十七所收正月十五日、御ウ程、御ウ月いつ  
ものとし、御こむく御ハかくて、夕さり御いむ、三ふんらり、ちきつちやう、

とん部卿、さるもんのせけ、はく、源少將、五條のりさう、山しな、くむせうしる  
いらる、ひこしろなとめしてはやさせらる、此ちようといふとあり、

〔親長卿記〕十七 正月十五日、朝間雨下、不參内、依無御祝、御強供三毬打三  
本燒之、

〔實隆公記〕九 正月十五日、壬戌、上元佳節、珍重々々、略中及晚參内、御祝祇

義政參詣  
ヲ止ム

強供御ハ  
ナシ

彦四郎ヲ  
召シテ囉  
ル

祇候ノ人  
々々

手猿樂

音曲

中院通秀  
第三毬打

三條西實  
隆第三毬  
打

義政集證  
ヲ召ス  
在座ノ人  
々々

爆竹

候人々、予、滋野井、民部卿、以量朝臣、賢房等也、源大納言、權中納言、源宰相、重經、  
菅原長胤等、遲參、今夜有左毬打、於清涼殿前、令拍子也、地下手猿樂、衆小□大  
鼓笛等有其興、其後暫於東庭有音曲等、小一獻有其興、

○諸家三毬打ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔十輪院內府記〕中 正月十五日、如恒粥等祝著了、略中入夜三毬杖了、次式

部男等松柏子、比興々々、

〔實隆公記〕九 正月十二日、己未雨降、略中岩堀來、三栖、武射饗、左毬打竹等如

例運送、珍重々々、

十四日、辛酉晴、略中及晚爆竹有其興、入夜東隣息女以下入來、有盃酌事、

義政東山第三毬打アリ、

〔蔭涼軒日録〕正月十五日、自三更雨降、朝來雨雪滿天、略中齋罷謁東府、略中

堀川殿自御前出曰、相公曰、可勸一盃於愚之命有之、仍調酒肴見勸之、春日殿、  
同左京大夫殿、冷泉殿、堀川殿、同阿茶、宴中又中納言殿、御左子來、又見勸傾十  
數盃、時細川政賢右馬助殿、山名重重小次郎殿被參、與愚同見勸之、固一時榮也、歸時於  
御庭觀燒爆竹、爆竹數五也、相公御見物、



相國寺蔭涼軒集證龜義政ニ物ヲ進ム、

〔蔭涼軒日録〕正月十五日、自三更雨降、朝來雨雪滿天、○中齋罷謁東相府、○

梅花紅白數枝獻之、堀川殿自御前出曰、相公曰可勸一盃於愚之命有之、

○コノ後、諸寺義政及ビ義尙等ニ物ヲ進ズルコト、便宜左ニ合敘ス、

〔蔭涼軒日録〕二月七日、不參、天氣快晴、○中雲澤鑰錫香爐東府獻之、御一覽

後見返之、調阿奉之、接梅一枝以悰子奉獻大上様、有感言、

十日、自昨暮天降雨曉來快晴、○中薄紅梅一枝、深紅梅一枝、水仙花數莖、以悰

子奉獻東府、相公有御謝詞、如此之梅當年始而台覽之由被仰出、高橋右京亮

入道語愚曰、今朝所見獻梅花適台慮、所以者何、見進華比々焉、皆自御前出可

立之命有之耳、今朝之華者別而有台言曰、今春如此之花始而台覽、召立阿將

令立之、立阿時虫氣之由申不參、重而召之嚴也、以故乃參於御前立此華、仍賜

立阿以流霞於御前重盃者六、依此花立阿施面目云云、

十四日、不參、天快晴、○中自大上様可見入花袋之用、不言紅白、其香深者尋之、

可進之命有之、時朝東啓美丈爲試筆和韻禮謝來、○中宜竹同途紅梅二朶見惠之、

把一枝香深進之、爲悰子使、有御謝詞、

紅白ノ梅  
義政集證  
ム酒ヲ勸  
諸寺義尙  
及ビ義尙  
ニ物ヲ進  
ズ  
香爐一室  
接梅一枝  
ニヲ贈ル  
薄紅梅  
深紅梅  
水仙花

義政立阿  
ヲ召シテ  
花ヲ立テ  
シメテ  
與フ  
義政室集  
證ニ香深  
キ梅花ヲ  
進メシム

白梅

廿七日、天氣半陰半晴、○中齋罷謁東府、奉獻紅梅三枝、白梅一枝、緋桃三朶、乃

召立阿見立之、

廿八日、天快晴、○中海棠小枝三朶、以悰子獻西相府、

三月十二日、天晴、○中自東雲牡丹數枝賜之、以悰子奉獻西相府、齋罷謁東相

府、○中自越後米山寺每年進上蠟燭過書事、以慈氏院住持○中隗始彥一行伺之、

過書奉行未定、命飯尾肥前守見調之、可乎之由白之、

十三日、不參、天晴、○中越後米山寺進上蠟燭過書事、被仰、付飯尾肥前守以愚

一行傳台命、

廿四日、天快晴、○中自東府被召了、春行者遣折簡西芳寺、又臂蒲團相尋可進

上之由、自調阿方白之、

四月九日、不參、天快晴、齋了紅藥數莖、以悰子奉獻西府、

十三日、天氣快晴、○中謁東府、○中白花菖蒲相尋可進上之命有之、

五月十九日、天快晴、○中自等持寺睦首座方夏菊短長廿一本贈之、齋了謁東

府、奉獻黃菊廿一朶、乃召立阿命之、

廿日、天快晴、○中齋了謁東府、○中以白菊數莖、黃菊數莖獻之、

白梅  
緋桃  
海棠  
牡丹  
米山寺  
蠟燭ノ過

臂蒲團

芍藥

菖蒲

夏菊

白菊



仙翁花

集證義政  
ヲニノ女中  
ヲ贈ル花  
桔梗

文明十八年正月十六日

六四

晦日、不參、天半陰半晴、略○中自善法寺仙翁花一莖見贈桂子、乃奉獻東相府、當年始有台覽、乃被立御前御瓶云、

七月六日、天快晴、早旦自洞春院仙翁花八十二本、同桔梗(本種)十本來、自棟季材仙翁花四十三本來、仙翁花一束八十本、以悰子奉獻東相府、五十莖堀川殿、五十莖冷泉殿、七十莖春日殿、卅八本桔梗十莖金山備中入道殿御内、一筒七十莖仙花八十二本、桔梗十本自洞春院來、十本藏光庵、百十本東福惟天侍者、百廿五本妙嚴庵、摠計七百八十五本、略○中仙花一把八十莖奉獻西府、有御感言、一筒四十本大藏卿贈之、一筒八十本摠持院、廿本久藏主、一筒五十本上埜民部大輔殿、

台阿

八重紅梅

十二月十八日、天快晴、略○中齋了謁東府、江南所無竝白梅、以數枝奉相公、乃召立阿、立阿他行、召台阿被命也、  
十九日、不參、略○中八重紅梅一枝、白梅一枝、以悰子奉獻室町殿、大館少弼殿、白次、大御乳人被請取之、相公午寢之時分也、有御起可獻云云、  
十六日、癸亥禁中恒例百萬遍念佛、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記錄甲二十七所收

正月十六日、いつもの御念佛あり

五月十六日

伏見般舟三昧院ニ仰セララル

九月十六日

○五月及ビ九月ノ禁中百萬遍念佛ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記錄甲二十七所收

五月十六日、いつもの御念佛あり

申あり、おとことちいんしゆのるうみん部卿ハうり、ふしみの御寺へい  
此のやうよお海をらるし、

九月十六日、いめの御糸ん佛あり、

信濃諏訪守矢繼實ヲ宮内少丞ニ任ズ、

〔守矢文書〕

○信濃

〔瑞雲寺〕  
一口宣案  
上卿日野中納言

文明十八年正月十六日

宣旨

神繼實

宣任宮内少丞、

〔符〕「筆者小川坊城殿」  
藏人左少辨藤原俊名奉

〔神長官系譜〕

○信濃

繼實 文明十八年正月十六日、任宮内少丞、

〔修諏訪氏系圖〕

續神長官信濃國官社諏訪神  
社神長官守矢家略系圖

滿實 文明三年四月二日、任信濃守、

文明十八年正月十六日

六五







客殿ノ床  
飾對足三  
幅持ノ寄  
附義持  
集證義政  
ヲ迎フ

萬庭中ニ  
十三重ノ  
銅塔アリ  
義政集證  
ニ集箴ノ  
起居ヲ問  
齊會

刻可有御成之由以堀川殿白之直往鹿苑院先入昭堂次御後架次御所間客  
殿歷覽之客殿三幅一對本尊布袋脇猿猴牧溪筆顯山相公御寄進于相國方  
丈(足利義教)普廣相公御代方丈頌題出之(白)珊瑚月溪住持時也(白)喬年和尚談之一番走唱御  
成愚出玄關外奉迎台輿如先規於廣緣院主奉迎相揖相公先入座相公御著  
座御相伴衆同著座愚一人後著座湯後愚將揖坐具諸老皆著座而乃揖湯后  
愚獨置座具點心饅頭麵再進皆兩度菓子五種茶了自客殿御成于御所間乃  
御成于御后架御手水壽繁喝食勤之御手水了相公乃問愚曰諸老湯以前揖  
座具如何愚白必失念○中相公又曰此庭廣狹與舊同歟愚曰與舊同舊時有  
樹否愚曰有松樹且又庭中十三重之銅塔在之相公曰箴東堂(集證)近日起居如何  
答老病相仍甚雖然持病起則其餘氣五日十日在之餘氣散則如平常至書字  
如舊相曰於手蹟者尤可也白御齋之案内則自御所間御成于客殿諸老亦著  
座齋三汁七菜菓子五種湯瓶未入先御引物扇子二包二十本高檀紙十帖繁  
喝食捧之置相公左邊御相伴衆前亦皆置杉原十帖韃子一足除院主皆置右  
邊不可也湯瓶入后御引物取之相伴衆亦同取之茶菓子了起座於廣緣院主送  
禮於御所間御手水繁公又勤之御手水了愚奉報明日方丈御成事蓋舊規如

義政義滿  
義教ノ影  
前ニ燒香  
スノ人々

先規ニ依  
リ引物ヲ  
相國寺ニ  
寄進ス

相國寺ニ  
詣ル

瑞智出デ  
迎フ

御所間ニ  
入ル

此又奉報昭堂御燒香事愚前引入昭堂本尊開山鹿苑相公普廣相公影前皆  
御燒香自正面西間如已前御出御輿在昭堂東邊還御御伴衆畠山中務少輔  
殿持御劍大館(改)刑部大輔殿山名小次郎殿伊勢八郎殿(貞應)同因幡守殿周阿彌藤  
民部駿河守後藤佐渡守御走也千若千代若兩人御伴也院主(瑞吉)惟明和尚爲禮  
謝來于當寮能倫行者持御引物謁東府乃如先規御寄進于當寺○中今日給  
仕御前壽繁瑞孝御相伴等芳承榮等善梵廣周泉慈藤也  
十九日不參寅刻行事如恒曉來風急雪入簷間積地者五六寸許東方白則雪  
罷天氣快晴愚痲氣之故不參東府以悰子奉報今朝方丈御成事愚往方丈歷  
覽客殿御所間御后架五鼓刻一番走叫御成則愚出于方丈玄關之外奉待台  
輿愚前引入方丈於廣緣鹿苑院主出迎相揖相公先入座西邊御著座御相伴  
衆同著座一湯了皆揖座具御點心饅頭麵再進兩度菓子五種茶如恒茶了自  
客殿御成于御所間不及安座御成于后架御手水壽繁公勤之愚脫帽近前曰  
昨日座具事失念之由白之相公御一笑○中白相公云昨日鹿苑本房之前庭  
之事廣狹與舊同乎之由御尋有之答曰與舊相同云云還御之後相尋于故老  
之者則南面築地四間倚北東面築地六間倚西之由白之相公御一笑而曰根



文明十八年正月十八日

七〇

大方丈

七寶樹

齋會

住持梵怡

義政歸ル

本之庭者廣大也御覺云云相公問曰崇壽錦江居等持桂室之上如何愚答錦江者南禪前住桂室者天龍前住也蓋御忘却桂室天龍前住之事也御一笑有之大方丈在處何所答曰此築地之西邊也此小方丈者住持常居處也在前者衣鉢閣也又白當年者諸五山無爲而聊無不可之事也當寺常將秉拂闕之當年者秉拂之頭首前後堂有之云云○中又問曰七寶樹者別々之樹乎答曰七寶樹者非別木皆同木也報御齋自御所間御成于客殿相伴衆亦著座御齋三汁七菜菓子五種湯瓶未入先御引物御扇子二裏二十本高檀番十帖壽繁公捧之置相公左邊御相伴衆亦杉原十帖襪子一綱各置左邊昨日置右邊不可之由今朝云之故皆置左邊也湯瓶出後御引物取之瑞孝喝食取之御相伴衆亦同前茶菓了出座住持季睦和尚於廣緣送禮有之御成于御所間御手水壽繁公勤之手水了相公問曰此渡廊曾有之否答曰有之大方丈小方丈其交皆緣也相公問曰當住持道號如何答曰季睦諱梵怡寶山和尚小師也於寺家熟人也且勤紀綱平生朴實仁也云云還御愚前引出于玄關之外御相伴衆大館刑部大輔殿御劔勤之畠山中務少輔殿山名小次郎殿伊勢八郎殿同因幡守殿周阿彌藤民部駿河守後藤佐渡守御走也御小者千若千代若還御後住持季

睦和尚爲御禮來當軒御引物以能倫奉獻于東相府則御寄進于相國○中方丈之給仕御前壽繁瑞孝御相伴等芳承榮等善梵廣周泉慈藤也  
廿日天氣快晴○中謁東相府十八日十九日御成爲禮謝鹿苑惟明相國季睦來于當軒之由白之十八日十九日御引物御寄進于當寺請取兩通供台覽紅梅數枝奉獻之件々以御阿茶白之  
廿一日不參齋了隆虎岩來○中愚問隆藏主曰昔御成時御點心後御齋後兩度之御手水二員之御給仕前後一度勤之當年十八日鹿苑院上首一人勤兩度十九日方丈亦同前如何若御不審有之如何可奉答乎隆公曰瑞孝喝食其手微小而不堪持反嗽盥以故讓之於上首壽繁喝食也不審尤也云云

十九日、丙寅近臣、宮女、酒饌ヲ獻ズ、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記錄甲二十七所收

正月十九日、内々のおとこさち、女

房しゆ申せよとてさるかくあり七内膳ろよさせらるゝろくの物御てうしなところのとし（本巻）進んきも御人そまりふしと殿御むろ（道水法親王）めう（常胤法親王）なう院の新もんしゆあんきん寺殿をう殿大しやう寺殿入るいらせらるゝ御ゆつけらゝ（本巻）こんハ御うらけの物ともまり（本巻）まやう進ん院殿も御りいり御さる五う

内藤七郎  
大夫猿樂  
宮門跡尼  
宮等御參

文明十八年正月十九日

七一



ら、のうをて、御ひし、とうたいかとありて、御さう月ら。

〔親長卿記〕十七 正月十八日、晴、明日佳例一獻申沙汰也。近臣等民部卿催之御銚子

提酒代并三十疋、土器物一種、今日付進長橋局了。

十九日、晴、早旦參内、一獻申沙汰也、有猿樂。七郎大夫、手猿樂又於軒廊前小庭在之主

上御座朝餉間也、近臣候簀子、秉燭之程事畢退出。

〔實隆公記〕九 正月十九日、丙寅、晴、今日内裏内々申沙汰也、有猿樂、入夜事

了退出、座主准后等參會、談雜事等

〔後法興院政家記〕十一 正月十九日、丙寅夜來積雪一寸許、朝間猶雪飛、今日

於禁裏有猿樂、近臣申沙汰云々、

〔十輪院内府記〕中 正月十九日、略今日内裏手猿樂七郎座云々、

○コノ後、宮女等酒饌ヲ獻ズルコト、便宜左ニ合致ス、

〔御湯殿上日記〕庫記 京都御所東山御文 五月廿一日、上らぬ新大せけ殿、御

てうし二色、雨ふる、いられて、御ちう月ら。

八月卅日、略中 上らうより御さるまいりて、御さう月ら。

十月十九日、新せけ殿より一色、御さる一うらら、いよ殿いつをの御ち、御

上藤申沙汰

七郎座

手猿樂

新典侍申沙汰

丹波重長拜診  
御平癒

勝仁親王  
モ參内

うらら、此物、御てうしひさけら、山志一色、御てうしひさけら、こ御所よて御さう月三こん、いりて、御ひし、とめてとし、あんぎん寺殿御ちりしき御所もある、

二十日、卯御祝、

〔御湯殿上日記〕庫記 京都御所東山御文 正月廿日、冬ふの御ちう月うちん

ら。

御不豫、

〔御湯殿上日記〕庫記 京都御所東山御文 正月廿一日、昨日より御もう、

まらさた、丹波はしまして、御まやくま、あけちうめを、御といよ、はならせ、

廿二日、略中 御もう、もよくまらさお、はしまして、御ひし、と五こ

んら。

近臣ヲ召シテ、月次和漢聯句御會ヲ行ハセラル、

〔御湯殿上日記〕庫記 京都御所東山御文 正月廿日、略中 御ちうんあり、

〔實隆公記〕九 正月廿日、丁卯、晴、午後參内、今日内々月次御會、和漢也、親王

御方御參、勸修寺大納言、海住山大納言、大藏卿、中御門中納言、下官、姉小路宰



文明十八年正月二十日

七四

御製

相、文地丸、和長、（音田）執筆、卜部兼致、源富仲虫所勞之間不參云々、御製

春にをる黄なる衣の糸柳  
日暄若木東、勸修寺大納言、

今夜當番之間、令候黒戸了、

○二月以後、毎月近臣ノ月次和漢聯句御會ヲ行ハセラル、コト、便宜  
左ニ合敘ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收

二月十日、御月さミ御れんくあり、

〔實隆公記〕

九

二月十日、丙戌、晴、早朝參内、今日内々御聯句也、參仕人々、勸

修寺大納言、海住山大納言、大藏卿、中御門中納言、（音田）執筆、下官、姉小路宰相、文地

丸、卜部兼致、僧就山、建詔（音田）忠富卿子、行藏、等也、秉燭之後終百句功、

十四日、庚寅、晴、（音田）○中自禁裏去十日御聯句清書事被仰之、則書進上之、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收

三月十日、（音田）○中御月さミの御りう

ん、御りくもん所よてあり、

〔實隆公記〕

九

三月九日、乙卯、晴、明日内々御會事催遣了、

三條西實  
隆ヲシテ  
清書セシ  
メラセシ  
三月

二月

四月

五月

十日、丙辰、晴、内々御會也、又當番也、仍參内、勸修寺大納言、依虫所勞不參、海住  
山大納言、中御門中納言、下官、姉小路宰相、源富仲、卜部兼致、（音田）執筆、親王御方御  
出座、

藤波の音ろふ松の嵐哉、（音田）海住山大納言、

季陽花僅殘、中御門中納言、

入夜御會以後、於長橋有盃酌、其興不淺、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收

四月十一日、いつゝの御れんく、

〔實隆公記〕

九

四月二日、丁丑、雨降風吹、内々月次御連句、可爲來五日由被

仰下、則書折昏觸廻了、

十一日、丙戌、晴、今日月次内々御會也、勸修寺大納言、海住山（音田）□□、大藏卿、上

句、中御門中納言、下官、姉小路宰相、文地丸、和長、卜部兼致、（音田）執筆、僧正舜等也、秉

燭終百句之功、

紅葉花無價、大藏卿、青松□有榮、（音田）正養、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收

五月廿日、（音田）○中いつもの御りうん

あり、

文明十八年正月二十日

七五



〔實隆公記〕

九

五月廿日、甲子、晴、午時參内、今日當番也、御會參仕人々、勸修寺大納言、海住山大納言、大藏卿、下官、姉小路宰相、承英、西堂、文地丸、執筆、和長、源富仲、卜部兼致等也、秉燭以前終百句功、

嬋娟篋解籜、實隆、

窈窕藿開花、承英、

〔御湯殿上日記〕

庫○京都御所東山御文  
庫記錄甲二十七所收

六月五日、いほもの御参んくあり、

上らぬより御てうしりて、おとこちよもあふ、

〔實隆公記〕

九

六月五日、己卯、晴、内々月次御聯句也、勸修寺大納言、海住山大納言、大藏卿、中御門中納言、下官、姉小路宰相、文地丸、源富仲、執筆、卜部兼致、

□宗山、片時令參給、則退出、

引春蓬、六月、中御門中納言、

洗暑竹三秋、宗山、

〔御湯殿上日記〕

庫○京都御所東山御文  
庫記錄甲二十七所收

八月廿日、いつもの御れんくあり、

むろひの御所より御くりの御ふとらり、

〔實隆公記〕

十

八月廿日、壬辰、天晴、當番第二請取也、飯後參内、今日内々聯

〔御湯殿上日記〕

庫○京都御所東山御文  
庫記錄甲二十七所收

九月十日、いつもの御連句あり、

卅日、わうんのこり御ちとあり、

〔實隆公記〕

十

九月十日、壬子、天晴、當番第一請取也、今日依御會聊遲參、漢和三折、入夜不終百句功、無念々々、同連歌十四句被遊之、

霜香紅蘂桂、和長、御連歌御發句  
はふつむや千世、八重さく菊

林色つくちとの一村、下官、

卅日、壬申、天顔快晴、略、中、午時參内、去十日漢和之殘一折被遊之、

〔御湯殿上日記〕

庫○京都御所東山御文  
庫記錄甲二十七所收

十月五日、略、中、いつもの御れんく

御ちとあり、参んきも御ちいり、

〔實隆公記〕

十

十月五日、丁丑、晴、今日當番第二請取也、月次御會也、參仕人々、海住山大納言、大藏卿、中御門中納言、下官、姉小路宰相、文地丸、執筆、源富仲、上



十二月

句、卜部兼致等也、就山被參、入夜終百句功、聯句會蕭也、梅曆記春小、源富仲、松琴、歲凋、卜兼致、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文庫記 十一月五日、御参んくいつものと

し、

〔實隆公記〕十 十一月五日、丙午、晴、今日當番也、内々御會也、如法早參、勸修寺大納言、海住山大納言、大藏卿、中御門中納言、下官、文地丸、和長、源當世□□、卜部兼致、執筆、等祇候、基綱卿風氣之由申之不參、乘□時分終百句功、○中略

和漢々

山や雪面影ふまる都哉 卜部兼致、

松寒風有濤、實隆、

〔吉田兼致卿記〕十一月四日、拾遺黃門被示送云、

明日五日内々御會候、短日事候故、可有御早參之由、其沙汰候也、

四日

實隆

海住山殿奉 勸修寺殿奉

五條殿奉 新少納言殿奉

藏人中務丞殿奉 藏人少副殿奉

「右一行也、略之而下ニ書之」可爲和漢候、和之發句可被申之由也、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文庫記 十二月五日、御参ん、

〔實隆公記〕十 十二月五日、丙子、晴、當番也、今日内々御會也、參仕人々、勸修寺大納言、海住山大納言、大藏卿、中御門中納言、下官、姉小路宰相、文地丸、執筆、

卜部當世□□等祇候、親王御方御參、入夜終百句功、○中略

和漢々々

つきてふれ昨日ハうすし庭の雪 親王御方、

山遙寒未威、御製、

○外様番衆ノ月次和漢聯句御會ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文庫記 二月七日、月参との御参ん、○中略

此申ささくれぬさをるくとせける、

〔後法興院政家記〕十一 二月七日、癸未、天快晴、是日禁裏和漢御會也、早旦令參内、新大納言申沙汰也、入与御製、東与御會以前令拜見小御所前御庭、秉燭

時分退出

文明十八年正月二十日

十二月

勝仁親王御參加

親王御發句御製

外様番衆月次和漢聯句御會二月我豐通申沙汰

入韻御製



發句豐通  
脇御製

人數

執筆姉小  
路基綱

不參

文明十八年正月二十日

八〇

〔十輪院內府記〕中

二月七日御會日也、仍參內、久我發句、ちらハ梅色香を  
うりせ初櫻、脇御製、霞滿烟雨中、御人數十六人、不參兩人、中山與德大寺計也、

〔親長卿記〕十七

二月七日晴、早旦參內、月次和漢御會也、參仕人々、前關白、

政家、左大臣、實遠、右大臣、信量、前內大臣、通秀、日野一位、資綱、權帥、勸修寺大納

言、海住山大納言、新大納言、豐通、予、中御門中納言、日野中納言、廣光、侍從中納

言、實隆、姉小路宰相、執筆、右衛門督、爲廣、等也、

發句

ちらハ梅色香をうりせ初櫻くら、新大納言、頭役之人、每

柳濃煙雨中、御製、

不參之輩、德大寺前內府、服解、中山宰相中將、所勞、

所役以量朝臣、在數、藤原資直、

〔實隆公記〕九

二月七日癸未晴、今日月次御會、新大納言、豐通、申沙汰也、午

時參內、著直衣、冬、借請戶部卿了、德大寺前內大臣、中山宰相中將等不參之外

皆參也、入夜事了退出、一獻之儀如例、予陪膳、役送殿上人、以量朝臣、在數、藤原

資直等也、參仕人々、近衛前關白、左大臣、右大臣、前內大臣、日野一位、帥、勸修寺

三月  
德大寺實  
淳申沙汰

實淳除服  
以前依延  
引御會

人數

大納言、海住山大納言、新大納言、按察、中御門中納言、日野中納言、下官、姉小路  
宰相、執筆、右衛門督、

ちらハ梅色香、菘うつせ初櫻、新大納言、

御製、

予今月六旬申之、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文、庫記、錄、甲二十七所收、

三月廿六日、御日、雨ふる、とく大寺申

は、前のとのををしめ、いらしめて、いつをの御人ともなり、まう、や、お、

そら、ま、ち、い、ふ、さん、い、つ、を、の、と、く、ひ、る、御、て、ん、ま、ん、よ、て、御、ち、り、月、ら、り、そ、て

御、ち、り、月、ら、り、の、物、よ、て、御、さ、り、月、ら、り、

〔親長卿記〕十七

三月五日晴、明後日、七日、御會、廿一日、已後、德大寺前內府

可出仕、爲其後、日次者可申沙汰云々、仍伺申處、可爲廿六日云々、仍各延引之

趣觸了、

廿六日、雨下、今日和漢御月次也、去七日、頭役、德大寺前內府、服解之後、未出仕

ノ、條、見、今日參仕人々、近衛前關白、冬、鑑、左大臣、右大臣、前內大臣、德大寺

前內大臣、發句、權帥、勸修寺大納言、海住山大納言、予、中御門中納言、侍從中納

言、姉小路宰相、右衛門督、中山宰相中將、執筆、等也、

文明十八年正月二十日

八一



不參日野一位、所勞、新大納言、豐通、日野中納言、不具、所役殿上人、以量朝臣、重治朝臣、臨期、源富仲、

〔後法興院政家記〕

十一 三月廿六日、壬申、自午刻雨下、晚景止、禁裏月次和漢

御會也、早旦令參內、德大寺前內府申沙汰也、余依仰申入勻、冬、及日沒退出、

〔十輪院內府記〕

中 三月廿六日、參御月次、

〔實隆公記〕

九 三月廿六日、壬申、陰雨時々降、今日月次御會、德大寺前內府

申沙汰也、仍早朝退出後則歸參、參仕人々、近衛前關白、左大臣、右大臣、前內大臣、德大寺前內大臣、帥、勸修寺大納言、海住山大納言、按察、中御門中納言、下官、姉小路宰相、右衛門督、中山宰相中將、執筆、等也、晚頭終功、一獻如例、役送以量朝臣一人也、不便々々、晚頭一獻、供御役送賢房、源富仲祇候、抑今日德大寺前內府父公忌日也、尤可避其日事、兼又除服事昨日云々、前官除服事、先日師富朝臣不審、今度宣下事如何可尋記、  
春ふろき緑は花の末葉哉 德大寺前內大臣、  
藤纏藏老松、近衛前關白、  
霞と川あしゑの池へ浪はちし 右大臣、

實淳發句

御製

夜床をちらそ絲ふるも鳥

〔後奈良天皇宸翰發句〕

○山城曼殊院所藏

文十八三廿六

春深うさきとりは花のすゑそらち

德大寺內大臣

四月申沙汰ノ人数

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記 四月十七日、とさほの御れんう、申

さとの人しゆ、くまんしゆ寺、むむろ、ましうの中納言、中山、まやう、くまん、まゆし、なくましうの中納言申さる、御ちり月のやういりものとし、ちやくはてし、のち、御あうさありてひらうあり、とくしさいをん寺、うらし頭辨、

〔後法興院政家記〕

十一 四月七日、壬午、晴、禁裏御會延引之由、一昨日相觸

十七日、辰、自拂曉雨下、酉刻止、禁裏月次和漢御會也、今日被分人数、御聯句百句、御連歌百句、於同御座敷有御張行、漢方下官、中院前內府、德大寺前內府、勸修寺大納言、海住山大納言、久我大納言、中御門中納言、日野中納言、執筆、姉小路宰相、和方左大臣、右大臣、權帥、按察、藤中納言入道、侍從中納言、右衛門督、中山宰相中將、執筆、御製兩方共有御沙汰、今日申沙汰人数、勸修寺亞相、侍從黃門、中山宰相中將等也、兩座共酉刻許事終間、有御當座三十首、右衛門督出題、

當座和歌御會アリ 讀師西園寺實遠 講師甘露寺元長 人数ヲ分ケテ御張行 漢方 執筆町廣光 和方 執筆中山 宣親 御製兩方 當座御會ハ三十首



文明十八年正月二十日

八四

御製三首、下官并亞相四人、按察、右衛門督等二首、其外一首也、有披講、讀師左大臣、講師元長朝臣、御硯蓋アヲノケテ置之、爲文臺、秉燭以後退出、愚詠如此、

春草

このころ此ふらハウすみようはもれてとりの色を草葉よみ見忍

政家

別戀

あふことのあるにわゐるしことはりをまらぬなとよやまれハウことん

政家

〔十輪院内府記〕

中

四月十七日、月次御會也、和漢二人執筆參候、同時書之、

仍相交物念、老身迷惑了、仍句々無正體、爲之如何、早速事終之間、卅首和歌披講之、讀師被仰左府、可著右方也、然被著左方、臨期被改著了、

〔親長卿記〕

十七

四月七日、晴、

略

今日御月次延引、依無人數也、

十五日、晴、日野一位故障、仍申沙汰事仰帥、依仰也、

十六日、晴、明日御會役送故障事再注了、

十七日、雨下、辰剋許參内、今日和漢月次御會也、參仕人々、近衛前關白、左大臣、

右大臣前内大臣、德大寺前内大臣、權帥勸修寺大納言、海住山大納言、新大納言、

言、豐通、和利、藤中納言入道、今日初、中御門中納言、日野中納言、侍從中納言、姉小路宰相、右衛門督、中山宰相中將等、

聯句與連歌等兩座也、執筆日野中納言聯句、中山宰相中將連歌、文臺各別相

竝書之、吟味又於同席相交、

今日頭人、日野一位俄申所勞之由、仍帥、廉、勸修寺大納言、上句、侍從中納言、發

句、中山宰相中將等也、

主上兩方御兼帶也、

所役御膳手長頭辨、朝長、前關白已下、役送重治朝臣、六位源富仲祇候、

申剋許御連歌事終、聯句五六句遲々、予申云、永日猶殘之間、若可有一續歎、仰

云、尤有其興、題事可仰右衛門督之由申之、勸許、予參女中申出御短尺、仰右衛

門督、可爲三十首歎之、由予申之、可然之由有仰、即於御前書之、此間御聯句事

終、以和歌題盛御硯蓋、予持參、二首被召了、次前關白已下丞相前予持參、亞相

已下進出御前續之、各一首御題猶相殘、前關白已下大臣又一首、此外右衛門

督又一首給之、予又可給之、由有勅命給之、一首相殘持參御前進上、再往有御

督又一首給之、予又可給之、由有勅命給之、一首相殘持參御前進上、再往有御

文明十八年正月二十日

八五



固辭雖然猶進上了、次有披講、  
讀師左大臣、講師元長朝臣、各勅定披講之時不可事多、

〔實隆公記〕

九 四月七日、壬午、晴、月次和漢御會延引云々、

十七日、壬辰、雨降、今日月次御會也、勸修寺大納言、日野一品、俄申故障、仍帥人數、下官、中山宰相中將等頭役也、聯句百句、連歌百句、於一席可被遊之云々、仍各早參、聯句衆、

近衛前關白、前内大臣、德大寺前内大臣、勸修寺大納言、海住山大納言、新大納言、中御門中納言、日野中納言、執筆、姉小路宰相、

連歌衆、

左大臣、右大臣、帥、按察、藤中納言入道、初□、下官、右衛門督、中山宰相中將、執筆、於御製者御兼作漢七句、和一十一句、也、

役送殿上人、供御御手長元長朝臣、  
役送重治朝臣、源富仲、

抑御會兩座共以早速被終功之間、又有三十首御續歌題、右衛門督、講師元長朝臣、讀師左大臣、講師右衛門督、右衛門督、歌按察、卿講之、講師了一獻之儀如

例、各分散退出、歸蓬（景方）□就寢了、

抑讀師可候御座之右方之處、被候左方、御座南面、被候東方、依都護卿和（景方）□臨期被移著了、參仕衆大略皆加□講頌、藤中納言入道、中御門中納言、日野中納言等三人、斟酌不加之席、

聯句

勝花迎夏綠、勸修寺大納言、

入菱、黄、前内大臣、

賦山何

まゝとてみんうらまてややく郭公、下官、依催所申也、

夏はいくろろまける木うくれ、帥、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫庫記錄甲二十七所收

五月七日、雨ふる、とさほの御まうん、やち

ねはら、ういちうせん、うんろし、まぢ、あ糸うこうち、衛門督申さよ、いつものとく御てんしんよて御さう月らん、ハてし御うまらけの物よて御さう月

ら、

〔親長卿記〕

三十一 傳奏奉書案

文明十八年正月二十日

五月  
申沙汰衆



柳原資綱  
ノ參仕ヲ  
促サセラ  
ル

連歌百句  
韻字ヲ置  
ク和漢五  
十

頭役  
人數

連歌執筆  
姉小路基  
綱

和漢執筆  
冷泉爲廣

役送

文明十八年正月二十日

來七日御月次御會事於去月者御歡樂之間御不參候、今月事者御頭役之間、必可有御參之由、堅被仰下候、次獻料之物、明後日必可被召進候、親長恐惶謹言、

五月三日

柳原殿

〔後法興院政家記〕十一

五月七日、辛陰、自申刻雨下、風吹、禁裏月次和漢御會也、早旦令參內、惣衆申沙汰云々、今日御連歌也、但下句被用韻字、眞諄百句了、和漢五十韻有御沙汰、晚景退出、

〔十輪院內府記〕中

五月七日、禁裏御會也、助所勞參了、百句被置韻字、五十韻和漢也、

〔親長卿記〕十七

五月七日、朝間晴、早旦參內、今日和漢月次御會也、日野一位、海住山大納言、予、日野中納言、姉小路宰相、右衛門督等頭役也、支配事先日、仰日野一品了、注別參仕人々、近衛前關白、左府、前內府、權帥、勸修寺大納言、海住山大納言、新大納言、予、日野中納言、侍從中納言、姉小路宰相、右衛門督也、予申發句、うちあひく露さへをもし石竹

執筆姉小路宰相也、下句踏韻、眞文欣

百韻畢、又有和漢、五十韻、

發句日野中納言廣光、五月雨のそれり此

執筆右衛門督也、

不參右府、不具德大寺前內府、父百ヶ日明中御門中納言爲御使下向越前、宣

風越前ニ下ルコト、五月是月ノ條ニ見ユ、中山宰相中將、父正

役送以量朝臣賢房、御膳手

〔實隆公記〕九

五月七日、辛霽、及晚雨降、月次御會、日野一品以下衆申沙汰也、參仕人々、近衛前關白、左大臣、前內大臣、日野一位、權帥、勸修寺大納言、海住山大納言、新大納言、按察、日野中納言、下官、姉小路宰相、執筆右衛門督、和漢執筆等也、一獻儀等如例、供御手長賢房、役送殿上人、以量朝臣也、先有御連歌百韻、悉踏韻、頗難得也、眞諄臻文欣兩韻相合用也、百句早速終其功之間、和漢五十句又被遊之、頗有興云々、及黃昏退出、賦韻字連歌、

うちあひく露さへをもし石竹、按察

五月雨久きはせやらぬ辰、左大臣

文明十八年正月二十日



五月雨の雲のあえまやをきりし満 日野中納言、  
鵬叫月如船、日野一位、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文  
庫記録甲二十七所收

六月七日、とさぬの御まらん御は  
とちり、御てんしんそてゝの御さう月いつものとし、こんぞ殿ハしめまい  
らして、みまゝくゝまこう、

〔後法興院政家記〕

十一

六月七日、巳、晴、早旦令參内、月次和漢御會也、禁裏

御沙汰也、風そひて松ふまくれよ蟬のこゑ、余申入勻、飛泉洗暑流、日没退出、

〔十輪院内府記〕

中

六月七日、○中參御會、晚景退出、

〔親長卿記〕

十七

六月七日、晴、月次和漢御會、禁裏御參仕人々、近衛前關白、

左大臣、右大臣、前内大臣、德大寺前内大臣、帥、勸修寺大納言、海住山大納言、予、  
中御門中納言、侍從中納言、姉小路宰相、右衛門督、中山宰相中將、執筆、  
不參、日野一品、不具、新大納言、豐通卿、内物、日野中納言、所勞、役送、頭辨、重治朝  
臣、下部兼致、

〔實隆公記〕

九

六月七日、辛巳、晴、月次和漢御會也、公方御沙汰也、御人數如

御製

七月  
近衛政家  
申沙汰

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文  
庫記録甲二十七所收

七月九日、とさぬの御まらん、こん

ぞ殿御申さゝ、御てんしん御ちう月いつものとし、

〔後法興院政家記〕

十一

七月九日、壬、晴、禁裏月次御會也、余令申沙汰、發句

散もまゝ秋風、早旦參内、日没退出、  
ならぬ柳り、

〔實隆公記〕

十

七月九日、壬子、霽、禁裏月次和漢御會、近衛前博陸頭役也、朝

膳之後參内、參仕人々、近衛前關白、右大臣、前内大臣、勸修寺大納言、海住山大  
納言、按察中御門中納言、下官、姉小路宰相、執筆、右衛門督等也、役送殿上人賢  
房、供御、在數、源富仲等候之、一獻儀等如例、至日没時、分終百句功、  
〔後法興院政家記〕 十一 八月七日、卯、晴、○中依御不豫御會延引云々、○御

〔後法興院政家記〕

十一

八月七日、卯、晴、○中依御不豫御會延引云々、○御

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文  
庫記録甲二十七所收

九月七日、○中いつもの御まらん

六月

禁裏御沙  
汰

執筆中山  
宣親  
役送

人數  
執筆姉小  
路基綱  
役送

八月  
御不豫  
依引

九月



文明十八年正月二十日

あり、さいをん寺申さよ、夜よ入てせりる、

〔後法興院政家記〕

十一 九月七日、酉、晴、禁裏月次和漢御會也、早旦令參内、

左府申沙汰、入夜退出、被定來月勻、可爲蒸登云々、

〔親長卿記〕

十七 九月七日、晴、早旦參内、和漢月次御會也、左府頭役、參仕人

人數  
執筆中御  
門宣胤

々、近衛前關白、左府、德大寺前内府、權帥、勸修寺大納言、海住山大納言、久我大  
納言、予、中御門中納言、執筆、侍從中納言、姉小路宰相、中山宰相中將等也、  
左府發句、入韻前關白、

役送重治朝臣、賢房、在數、藤原資直、

〔實隆公記〕

十 九月七日、己酉、晴、御前手長  
藏人右少辨○中今日御會也、仍參内、依不具事借請源

亞相表衣了、參仕人々、近衛前關白、左大臣、頭人德大寺前内大臣、帥、勸修寺大納言、  
海住山大納言、久我大納言、按察、中御門中納言、執筆、下官、姉小路宰相、侍從宰  
相、中山宰相中將等也、及夜終功、一獻如例、予陪膳、手長藏人右少辨賢房也、役  
送殿上人重治朝臣、在數、藤原資直等也、略○中  
和漢、

今朝うを夢紅葉や夜の一時雨 左大臣、

菊開風露香 德大寺、

枕うる山ちの末此秋ふろと 近衛、

予今日八句申之、

〔十輪院内府記〕

中 九月五日、來七日御會必定之由、自甘露寺有催、所勞之

間扶得可參之由加詞了、

六日、雨甚下、御會難參之由申入了、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文  
庫記錄甲二十七所收 十月七日、いほもの御まうん申さ

と大ゐの御うと、中院、

〔後法興院政家記〕

十一 十月七日、卯、晴、禁裏御月次御會也、參内如例、秉燭

退出、

〔十輪院内府記〕

中 十月五日、略○中明後日頭役獻料付甘露寺、以此使付進

長橋云々、

七日、天晴、禁裏御月次和漢頭役右府與愚老也、獻料各百疋宛也、久我依正忌  
不參、自餘皆參也、

〔親長卿記〕

十七 十月七日、晴、辰尅許參内、和漢御月次也、右大臣、信量前内

文明十八年正月二十日

中院通秀  
不參  
十月  
大炊御門  
信量中門  
通秀申沙  
汰

頭役獻料  
百疋宛



文明十八年正月二十日

大臣通秀兩頭役也

野ハ霜乃花おもしろし冬の春

寒微水未氷

右大臣  
前内大臣

人數

執筆中山  
宣親  
役送

參仕人々、近衛前關白、左大臣、右大臣、前内大臣、德大寺前内大臣、日野一位、權帥、勸修寺大納言、海住山大納言、予、中御門中納言、日野中納言、侍從中納言、姉小路宰相、侍從宰相、爲廣去七月御拜賀之時、別當任右衛門督之時、辭退、金吾、日ノ八月二十八、中山宰相中將、執筆、役送、以量朝臣、在數源兼仲(爲弟)、不參、久我大納言豐通、依父、正忌、不參、

〔實隆公記〕

十月七日、巳晴、今日月次御會也、著衣冠參内、一巡漸欲終之

程也、近衛前關白、左府、右府、頭人、前内府、頭人、德大寺前内府、日野一位、權帥、勸修寺大納言、海住山大納言、按察、中御門中納言、日野中納言、下官、姉小路宰相、侍從宰相、中山宰相中將、執筆、等參候、一獻如例、予候陪膳、手長以量朝臣也、役送在數源富仲等、乘燭後終功、今日不披見聚分韻、兼以被定韻之故也、來月、爲豪韻、可爲此定云々、

十一月  
德大寺實  
淳申沙汰

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文  
庫記錄甲二十七所收  
十一月七日、いつもの御まぐら申

さゝやく大寺

〔後法興院政家記〕

十一月七日、庚晴、禁裏月次和漢御會也、早旦令參

内、戌退出、德大寺前内府申沙汰

〔十輪院内府記〕

十一月七日、禁裏御會也、近衛前殿、左右大臣、前内大臣

二人、加余、已下參候、豪韻也、余八句申之、歷覽令遊了、宿令水

〔親長卿記〕

十一月七日、晴、和漢月次御會也、德大寺前内府頭役、冬さくら、

人數

役送  
東坊城和  
長初メテ  
參仕

參仕人々、近衛前關白、左大臣、右大臣、前内大臣、通秀、德大寺前内大臣、權帥、勸修寺大納言、海住山大納言、予、中御門中納言、日野中納言、侍從中納言、姉小路宰相、侍從宰相、爲廣、執筆、中山宰相中將等也、不參、日野一位、不具、故障、久我大納言、地下物、怨之、故云々、役送、賢房、和長、初參、清原宣賢、發句、德大寺前内府、入韻、日野中納言、

〔實隆公記〕

十一月七日、戊申、晴、參内、今日御會也、和漢、參仕人々、近衛前關白、

文明十八年正月二十日



左大臣、右大臣、前内大臣、頭役德大寺前内大臣、帥、勸修寺大納言、海住山大納言、按察、中御門中納言、日野中納言、下官、姉小路宰相、侍從宰相、執筆中山宰相、中將等也。一獻如例、供御陪膳、予、手長賢房、役送和長也。入夜百口各退出、冬、口む、口柳の雪や糸櫻、口德大寺口、口經霜松尚高、口日野中納言、

今日豪韵兼日被定之、不披聚分韵、來月可爲齊韵云々、今日予申之、

直聲只鄭履、近衛、

奇字是劉儼、子、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記錄甲二十七所收

十二月二日、とさゝの御わうん、こ

う申さ、

〔後法興院政家記〕

十一

十二月二日、酉、晴、禁裏御月次和漢也、早旦令參内、

戊半刻退出、

〔十輪院内府記〕

中

十一月廿八日、略、

遣入於久我、來月頭役可爲二日之

由、海住物語之間態遣入了、得其意云々、

〔親長卿記〕

十七

十二月二日、晴、早旦侍從中納言、姉小路宰相等來、羞朝食

十二月  
久我豐通  
申沙汰

人數

執筆姉小  
路基綱

役送

令同導參内、月次和漢御會、來七日也、御參仕人々、近衛前關白、左大臣、右大臣、前内大臣、通秀、德大寺前内大臣、權帥、勸修寺大納言、海住山大納言、久我大納言、豐通卿、子、中御門中納言、日野中納言、侍從中納言、姉小路宰相、基綱、侍從宰相、通中山宰相、中將也、

役送、重治朝臣、在數、藤原資直也、

不參日野一品、所勞云々、

發句、口ら、猶玉しく庭のあらさ哉、

久我大納言

入韻

侍從中納言

〔實隆公記〕

十

十二月二日、酉、晴、

今日和漢御會也、如法可早參之間、先向口

行朝食、兼日之約諾也、姉相公同在此席、朝食之後參内、今日御會參仕人々、日野一品之外、皆參也、近衛前關白、左大臣、右大臣、前内大臣、德大寺前内大臣、帥、勸修寺大納言、海住山大納言、久我大納言、頭役、按察、中御門中納言、日野中納言、下官、姉小路宰相、執筆、侍從宰相、中山宰相、中將等也、秉燭之後終功、一獻儀如例、陪膳、予、役送殿上人、重治朝臣、在數、藤原資直等也、今日風氣相侵、心神蒙然之間、一會只四句申口、入夜退出、燒火聊加療養者也、



文明十八年正月二十日

九八

ちらに猶玉しく庭の霰哉 久我大納言、  
柳氷擁御堤、實隆、依仰申之、

○近衛政家第及び中院通秀第月次和漢聯句會ノコト、便宜左ニ合致ス、

近衛政家  
第月次和  
漢聯句會

〔後法興院政家記〕

十一月十八日、乙晴、是日和漢會始也、人數如例、余發

句あをやくらよ草葉  
色つく雪乃ら

二月

二月八日、甲晴、月次和漢會也、時顯朝臣申沙汰如例、左大將被來、和漢早速事

終間、有連句興十六

三月

三月廿四日、庚晴、月次和漢會也、俊宣朝臣令申沙汰、

四月

四月九日、甲晴、月次和漢會也、親康令申沙汰、實門令來給二百疋被隨身之、如

例、

五月

五月十四日、戊朝間小雨、已刻以後霽、月次和漢會也、實治、以高申沙汰也、實相

院左大將等被來、又全首座來、和漢早速事終間、令張行漢五十句和畢、

十五日、己降、雨、昨日漢和之殘、今日滿百句、晚景祇候、面々令申沙汰、銚子事、

六月

六月廿二日、申晴、月次會也、漢和、賴秀朝臣申沙汰也、

九月  
十月  
十一月  
等會  
宗祇  
柏宗  
宵參  
十一月

九月四日、丙晴、陰、月次和漢也、

十月四日、丙晴、月次和漢會也、左幕下被來、宵柏、宗祇等來、今日長泰申沙汰也、

十一月四日、乙晴、月次和漢、令亞相頭役也、

〔長興宿禰記〕

十一月四日、乙晴、今日近衛殿和漢連句御會也、予參候之、

御方大納言殿御發句也、

〔後法興院政家記〕

十一月十七日、戊晴、月次和漢會也、

〔後法興院政家記〕

十月廿一日、癸晴、陰、時雨、洒、自當月始小月次、亞相

發句、自來月圖也、

十一月廿八日、己晴、小月次也、賴秀朝臣始候、此會長泰頭役也、

十二月十二日、癸晴、陰、時々小雨下、有小月次、

〔十輪院内府記〕

正月廿日、月次也、橋本宰相中將、菅秀才、詩僧兩人、余兩

人計也、及晚事終、

二月廿七日、○中略、今日細雨中有和漢之興、月次廿日延引、今日也、

義尚、生母日野氏ヲ省ス、

〔親郷日記〕 正月廿日、丁卯、

文明十八年正月二十日

九九

中院通秀  
第月次和  
漢聯句會

十二月  
同第小月  
次會



一 御所様上様御方へ就御成御進上、  
かん一雉五、とい五、をこ一あり、又ひ一折、御目錄親元納之、

二十二日、巳嘉樂門院御參内、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫  
記録甲二十七所收

正月廿二日、ひんろしのとうゐん

殿御あり、御うくこちたより、ちうハシの御つなをまて御あり、御  
もうくもよくまらせおハシまして、十日ノ不豫ノ見ユ、二御ひしくと  
五こんらり、あんきんし殿も入らさる、うといあり、御しやくハ宮の御  
うと、御といくまんよそうへも御と拔しあり、めてとしく、  
(頭書)  
一 こんの物いつをのどく、御すりのふともらり、

〔親長卿記〕

十七

正月廿二日、晴、當番、召元長朝臣、今日女院御參内、予可祇

候由雖有仰、申故障之旨了、

○宮門跡、尼宮等御參内ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫  
記録甲二十七所收

二月卅日、ちをんし殿をしめて御

あり、大あり二ううらり、くるとよて御あいめん、御ちやのこよて御ちや  
らり、にうそうハさうハし御せいきん、御せんふよりめん、うよさふらハ

安禪寺觀  
心尼モ御  
參内

智恩寺

安禪寺觀  
心尼  
第四皇子  
御加持御  
逗留  
第三皇子  
仁尊  
握井堯胤  
法親王

仁和寺道  
永法親王

二尊院善  
空  
萬松軒等  
貴  
大慈光院  
宮

聯輝軒永  
崇

る、

四月三日、略、○中 あんきんし殿ある、いゝまら宮の御うと、うちゝいらせられ

て、この御所よをさゝいらる、

九日、略、○中 いゝまら宮くまん御ある、三の宮比御うとなる、

七月四日、略、○中 うちまとのふしとよりの御返さよ、ちらと御まもせうとよ

て御あり、御さう月うとゝいりて、御物うとるとも御申あり、

九月三日、御むろ御あり、

四日、略、○中 御むろよへのまゝ御とうまうあり、

廿五日、略、○中 二そん院まこうよて御といめんあり、

十月六日、略、○中 せんきう御あり、

十三日、略、○中 おつとのある、さうの御あつらへ物うつくらり、

十四日、略、○中 あんきん寺殿ある、

廿二日、略、○中 きんき、せんきう御あり、

十一月六日、略、○中 あんきん寺殿ある、

十五日、略、○中 ちう殿ある、



安禪寺應  
善女王  
御宴アリ

保安寺宮

勝仁親王  
伏見宮  
高親王  
井堯胤  
親王御參

文明十八年正月二十三日

十二月九日、あんきんし殿御うりしき御所ある、てんうく御ちよみて、おと  
こちもあこらうよて、御ひし〜とめてよし、  
廿三日、なうあん寺殿ある、

二十三日、庚午、連歌御會、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 正月廿三日、○中宮の御うよふし

ミ殿御まいりよて、御れん歌御さよ、うち持殿帝と御まいりよて、つねの御  
所よて御こふちよま、御ちう月一こんら、御きん歌の事御物うより御  
申ありて、ちのま、御しこうよて、御御くもん所よて、御さうちよて又一  
こんら、いつもの御くもんその御うもら、

○コノ後御連歌ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 四月十二日、○中夜よ入て御れん

う御さよあり、御人しゆ宮の御うよ、ふしミ殿御むろ御所、うちまりてそて  
し、○以下

五月廿四日、○中ふしミ殿御まいりありて、一日のこり此御れんう御さ  
よあり、

四月十二日  
人数

九月十五日

飛鳥井雅  
康第連歌會

〔實隆公記〕十 九月十五日、丁巳、晴、入夜雨降、○中 今日當番、及晩參候、○中入

夜御連歌十一句被遊之、

○飛鳥井雅康第連歌會ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔實隆公記〕九 二月十八日、甲午、雨降、向藤中納言入道亭、有朝食、連歌百韻

興行、姉相公、明智、頼連、臨招、太禪、宗巧等在席、及晩歸宅、

ちさろめりハや心せよ花の雨 姉

雲抜よろめ此嶺の春風 亭主

月ハ猶うすまららに夜のふけて 予

宮女ヲ鞍馬寺ニ遣シ、代拜セシメラル、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 正月廿三日、

御ちの人くらほへ御代くもんよ、いらきよぬふ、御とひうきいろく

ら、

○コノ後宮女ヲ鞍馬寺ニ遣シ、代拜セシメラル、コト、便宜左ニ合敘

ス、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 五月廿二日、○中志んせけとのく

文明十八年正月二十三日



文明十八年正月二十四日

一〇四

らほへ御可いり、御とひろきらら。

六月十九日、

大せけ殿くらまへ御可いり、御とひろた、御うり一、御ふとらら。

八月廿一日、略中上らぬくらほへ御代くらん、御可いり、御とひろた色々

十一月九日、略中 新内侍くらほへら、御とひろたらら。

十二月十日、

御いまいりくらまへ御代くらん、御とひろきらら、めてとし

二十四日、辛未月次和歌御會、

〔御湯殿上日記〕

〔柏玉集〕霞

○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收

正月廿四日、々々の御さんさくと

文明十八年正月廿四日御月次

春を今朝いさらぬうとも嵐吹山よ里山よ立ちすみろ形

明ぬまを里うまさらぬ春の色よ霞よ々々を去此しめの空

〔言國卿詠草〕

○圖書寮所藏

山科言國詠進

正月廿四日禁裏内々月次御會

霞 吹風乃音を此とろみきさハ猶かす見もる、山乃をそさき

簷 梅 く終な并此こそひまもる袖なれや色うをぬう、菱軒乃梅う

忍 戀 あそ終とらくてもまればなれうへるま、る此うこの谷乃した水

○二月以後、月次和歌御會ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收

二月廿五日、略中月々々の御さん

しやくともらら。

〔言國卿詠草〕

○圖書寮所藏

二月廿四日禁裏内々月次御會

曉歸鴈 さぬ、乃まこりにな終をあらひてやあきうとちうく鴈うゑるらん

見 花 八重一と身九うさ終まはく花を百の流うさ此ありまこそみま

山村煙 山ちうと一むら里乃さひし、被さつる夢ふりのよそに、ましき

躑躅紅 山乃うきくまてもまハし紅う入目をのこせ、いせはししか

暮春雨 みあ人乃ま、さふ心や雲となり雨とちりぬる春乃別路

寄糸戀 くり返し思ふをそちを去糸此むせ、海しきさる人のま、ろよ

聞郭公 一こえよ過る計う不と、夢原ま、へそ夜半乃夢をこし、うし

樗 吹風の雲此袖よりう得るか、とみまハあふち乃花さたよきり

文明十八年正月二十四日

一〇五

二月以後ノ月次和歌御會

三月

四月



五月

三條西實  
隆詠進

釣舟 浦とをく浪はわうれしつり舟のおなしみさハみうへは暮ら  
〔御湯殿上日記〕 庫記 録 甲 御 所 東 山 御 文 五月廿四日、  
ささるるし、

〔實隆公記〕 九 五月廿四日、辰、雨降、  
略 中 禁裏月次短冊三首詠進了、

〔言國卿詠草〕 寮 所 藏 書

夏 月 山乃ほは待ぬる不と此と、間をを月よなさいやとしり夜乃空

夏 草 からをまと庭乃まうたよへとてなくほし里合ぬる花のまてしこ

戀 命 としをへてとハせぬ袖ハくちぬるよはらくものこるわう命哉

〔御湯殿上日記〕 庫記 録 甲 御 所 東 山 御 文 六月廿五日、  
略 中 御さんしやくら

ささるるし、

〔言國卿詠草〕 寮 所 藏 書

池上蓮 池水乃ろこ此と、流をそちを葉此花の色香よにありあらそち

六月祓 みそき川なうほし水によるあさおな夜夢心を神やうきん

望遠帆 奥津うせ浪路の末よあせぬらんうと不よみえてうらぬうら舟

露 秋の色よ花さう絲とをみねるうさいを野しハら此露乃玉はし

七月

六月

八月

權 以はる日を霧のまうきやるさて夢んまハしなりめよかゝるあさう海

恨 つぎなさ乃人の心をたそとして猶りり中よ志ゆるくそ此葉

月前鴈 暮らむるたう絲の雲よ海のみえて月をさえくわさるかりう絲

月前田 志茂のすむ小田乃うり海のひまをあらと月ともよやよるハもるらん

寄夢月 有明乃月ハ枕よのこせとをええつる夢ハ跡さうもあし

行路紅葉 うり乃山露此下みち分行ハ袖よ色こ發茂と紅葉うあ

暮秋雲 行秋の名残よ袖を去海せとやむらく雲のうち時雨らん

忘 戀 いまハしや忍ふにましる草の名此人のまゝろよ志夢りうひはし

霧 雲をさるゝあうちハ雪よ日乃さしてふもとよさゆるむら時雨哉

鴨 池よすむ鴨の青羽もう花草のかるしたくひと霜やをくらん

柳 柳葉乃うハらぬ色に末う巻て君をや神の猶まもるらせ

冬曉山 志見うる乃煙もそれうをのやまをあくるたう絲よのこるよを雲

歳暮雪 行とし乃末に猶ある志ら雪を茂もる日數此色よあるらし

寄枕戀 とそ絲絲をさるる涙もハらハせをちりをほくら乃床のひとり絲

禁中神樂 さうあけし神乃心もいさむらん雲を此庭のう此駒のこゑ

文明十八年正月二十四日

十二月

十一月

十月

九月



文明十八年三月二十四日

一〇八

爐火忘冬 心より春乃とゆくとさむき夜もわそれてぬる絲盆の爐火  
淵底(永殿) 年布りて梢もたつき松乃葉のみとり此ろこみひしく谷水

禁裏ノ御修理ヲ始メサセラル、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收 正月廿四日○中うち井殿御庭を雨ふる、

ふさられよ御まいり、

二月十三日○中つ絲の御所此御庭よこ夢ふせらるゝ、

三月廿八日○中おふし、(そる)小御所の御庭よ山させらるゝ、○中ひやう十人らゝ、

四月十六日、れんき、せんせう御まいり、御庭御らんをらるゝ、

六月八日、四あしちとの御志ゆりハしめとて、てんそうふけのふ行御大く  
めしくきてしこう、

七月一日○中雨ふる、あつみのうとよりのいちゆきをしむる、

八月廿二日○中(そる)て御所の御庭をふよりな被させらるゝ、

廿三日、きふも御庭をらるゝ、○中(はる)御庭のものゝ中へ御とるいとさるゝ、

九月四日○中(略)をふも御庭を被さるゝ、

五日○中(略)をふも御庭をさるゝ、

堯胤法親  
王庭作リ  
參内

小御所ノ  
庭ニ築山  
ヲ作ラル

四足門御  
修理始

築地

西向ノ庭  
御修理

終日庭ヲ  
御覽ゼラ  
ル

三條西實  
隆普請人  
夫ニ下僕  
ヲ進ム

七口新關  
料及ビ京  
中棟別錢  
ヲ御修理  
充テ費用  
ノテラル

近衛政家  
横進上

八日、御庭のたいちつうをらるゝ、

十月八日○中(略)よしむきの御庭ををさるゝ、

九日○中(略)よしむきの御庭をふよりを被させらるゝ、○中(はる)せしらうする、

〔實隆公記〕十 七月廿日、癸亥、晴、當番也、○中(略)禁中殿上御修理、築地以下嚴

重也、

九月五日、丁未、霽、及晩雨降、今日當番第二請取也、朝飧以後參内、終日小御所

御庭被御覽之、候此所、

八日、庚戌、晴、禁裏御庭築地普請、召進僕一人、

〔大乘院寺社雜事記〕百三 五月廿二日、

一宗順上洛、條々巨細仰付之、辻子同道、

一昨日辻子申○中(略)七口新關事ハ御拜賀前内裏之御修理用云々、未立敷、京

中棟別同前、但細川并勢州披官人ハ不出之、

○以下、社寺、諸家等ノ庭樹ヲ獻ズルコトニカハル、

〔後法興院政家記〕十 文明十七年十月廿二日、子(略)晴、自信樂榎木十本到來、

五本令進上禁裏、

文明十八年正月二十四日

一〇九



杉

三條西實  
隆ニ紫竹  
ヲ徴セラ

榕樹進上

三條公治  
槐樹進上

甘露寺元  
長棗進上

誓願寺森  
貞久等庭  
木進上  
梶井堯胤  
法親王庭  
木御進上

文明十八年正月二十四日

一一〇

〔後法興院政家記〕 十一

二月九日、酉、陰、自晚景雨下、略中、檜三本、杉、ヒヤク

シン等令進上内裏、

〔實隆公記〕 八

文明十七年十二月十二日、己晴、雪時々散、庭前紫竹自禁裏

被召之、

廿四日、辛、小庭榕樹令進上禁裏了、

〔實隆公記〕 十

九月三日、乙晴、略中、庭樹等進上禁裏、

八日、庚晴、略中、東隣槐小樹堀進上了、

〔御湯殿上日記〕

庫京御所東山御文 文明十七年十二月廿四日、略中、ひ

んうしの御庭此木とをえうくよりある、

廿五日、御庭の木とをえふもまいる、

〔御湯殿上日記〕

庫京御所東山御文 正月廿二日、略中、頭辨よりあつめ

のき一本らり、

二月九日、略中、とくしやうゐん、をいうんし、久庭の木ともらり、

十日、略中、かち拵殿より御庭の木ともおなくらり、

十二日、略中、三三位ひ所のとて、御庭の木ともあまさらり、

葉室教忠  
檜進上

本願寺権

進上  
賀茂ノ樹

ヲ徴セラ

嘉樂門院  
上

義政魚ヲ  
獻ズ

人數

執筆姉小  
路基綱

(頭書)

こむろよりもひの木色々らり、

十三日、略中、おんくまん寺よりとて、うやの木もらり、

八月廿七日、うち拵殿より八し不十んらり、うもへひやうつうハされて、

さともらり、

廿九日、略中、ひんうしのとうゐん殿より、人よおほせられて、しゆるの木三

んんらり、

二十五日、壬、月次連歌御會、

〔御湯殿上日記〕

庫京御所東山御文 正月廿五日、略中、ひんうし山殿よ

り御まが二色らり、いつをの御せん歌あり、

〔親長卿記〕 十七

正月廿五日、晴陰、參内、月次御連歌也、參仕人々、親王御方、

權帥、教忠、鞆、夏袍、勸修寺大納言、教秀、夏袍、海住山大納言、高清、冬袍、指予、冬直

貫、大藏卿、夏經、茂、中御門中納言、宣胤、民部卿、直富、夏姉小路宰相、基綱、夏直源

宰相、俊景、中山宰相中將、冠指、重治朝臣也、

〔實隆公記〕 九

正月廿五日、壬申、晴、略中、抑今日禁裏當番、御連歌等旁可祇

候處、今日武命難去間、見ルコト、幕府ニ、猿樂ヲ、非自由之由申入了、

文明十八年正月二十五日

一一一



文明十八年正月二十五日

○毎月ノ月次連歌御會ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文 二月廿五日、ひんぐし山殿より御

まゝ二色略らる。○中ふしと殿、仁王寺の宮も御万いり、かしと木よ御と芽お

〔親長卿記〕

十七 二月廿五日、晴、早旦參内、依御月次御連歌也、今月、六月御

被召御前五十首和歌題寫置次第可折置云々、此間人々參仕、次有御連歌、中

御門中納言執筆、人々參仕之後被取題、女中五人、上藤、大典侍、權典予持參之

了、御連歌百韻之間思案歌、予侍從中納言等四首也、依仰、事畢人々和歌、予取重之、納

御硯蓋、御前、讀師勸修寺大納言、講師、讀師勸修寺大納言參仕、召講師、重治、發

聲予勤之、今日御人數、御製、親王御方、伏見殿、仁和寺宮、權帥、勸修寺大納言、海

住山大納言、予、中御門中納言、侍從中納言、姉小路宰相、中山宰相中將、重治朝

臣、宗巧、源富仲等也、事畢退出、

續歌

〔實隆公記〕

九 二月廿五日、辛丑、晴、參内、御連歌之間各賜題五十首、御續歌

也、御連歌及晚終百韻功、各短冊、不消書、秉燭之後取重有講頌、親王御方、式部

卿宮、仁和寺宮、帥、勸修寺大納言、讀師、海住山大納言、按察、發聲、大藏卿、中御門

讀師勸修 講師勸修 重治朝臣 發聲長露 寺親長露 人數

二月 伏見宮邦 高親王仁 和寺道永 法親王御 參會

御法樂精 進

執筆中御 門宜胤

勸修長實 依親長實 隆四首 進

御製三首

發句御製

一一二

中納言、下官、按察歌民部卿、姉小路宰相、中山宰相中將、重治朝臣、講師、宗巧、源

富仲等也、此外女中、以量朝臣等詠進之、

御法樂無爲、珍重々々、按察卿、予、兩入四首詠進之、依勸定也、頗過分至極也、御

製只三首也、

御製 尋花遠行

ゆきそむる花を、山にむけいきは雪はへのこるおくのまら雲

山家鳥

まのうよもすむ身、茂友と山はとになれても鳥や又はハくらん

上藤局 栽花

折ちうさうつしうへま、いらくにしてよしの、花よ袖ふきてめん

筆寫人心 基綱卿

難波の跡をらぬより、そなほなる心、抜うつそ筆の海哉

御製

わりてめん神を、花守宮の内

春風ゆるし、むのうさの松、親王御方、

文明十八年正月二十五日

一一三



御會了之後、向戶部卿局傾一盞、又參親王御方、數刻御雜談、

〔後奈良天皇宸翰發句〕○山城曼殊院所藏

文十八廿五  
たりとこもん神を花を宮のうち

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文

三月廿五日、御きんういつものこ

とし、ふしと殿御りいりなし、ひんうし山殿より御まふ二色○中むろ

まち殿よりこうさいおなきあるおけよ入てり、御きん歌をてし、やうて

ろの御人そよて、御ちや御うねあり、

〔親長卿記〕十七 三月廿五日、雨下、參内、御月次也、御發句

花おちそ鳥の糸さひし春の暮、賦物路、

〔實隆公記〕九 三月廿五日、辛未、雨降、御連歌也、參仕入々、親王御方、帥、勸修

寺大納言、海住山大納言、按察、大藏卿、中御門中納言、下官、民部卿、姉小路宰相、

中山宰相中將、時顯朝臣、執筆、

何船

花落て鳥の音さひし春の暮

櫻の若葉さひく朝風、勸修寺大納言、

秉燭之後、終百韻功、有十種茶事、頗有其興、

〔新撰菟玖波集〕十三 雜連歌一 文明十八年三月廿五日、内裏よて百韻の連歌よ、

よ、

櫻比若葉さむくあさ風

山の端の霞おさる日色みえて 前大納言親長

〔新撰菟玖波集〕春連歌上 文明十八年三月、内裏よて百韻の連歌よ、

花をやとりとこよひあかさん

ま終りあふ春よある抜月のもと

參議基綱

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 五月廿五日、々ふの御きん歌いつ

ものことし、ひんうし山殿より二色らり、

〔親長卿記〕十七 五月廿五日、晴、參内、今日月次御連歌也、可爲名所云々、

〔實隆公記〕九 五月廿五日、己巳、時々雨、自午後晴、朝食之後、參内、御連歌祇

候、輩帥、勸修寺大納言、海住山大納言、按察、下官、民部卿、姉小路宰相、時顯朝臣、  
執筆、重治朝臣、宗巧、源富仲等也、親王御方、無御參、大藏卿、依作善事、不參云々、  
中山宰相中將、父正忌廿五回云々、每句以名所被遊之、頗難治事也、晚刻終功、



六月  
觸穢ニ依  
リ美物ヲ  
供セズ

七月

七月廿五日、御きんういりものとし、をふはよく見えさせおハしまして、御不豫ノコト、七月二日、御きんうよならしませ、ひんうし山殿より御まぬ二色ひんうし。

〔親長卿記〕

十七 七月廿五日、晴、參内、月次御連歌也、依非御發日出御、明日

人數

執筆中御  
門宣胤

御拜賀之故八月二日、義尚、拜賀ノコト、十七年、參仕入々無人、親王御方、帥、予、中御門中納言、執筆、侍從中納言、民部卿、重治朝臣、宗巧等也。

〔實隆公記〕

十七 七月廿五日、戊辰、晴、御連歌也、當番也、仍參内、人々不參無人、執筆中御門中納言也。

發句御製

御發句

吹風の多よりも志るしふと見月

及晚終百句功、

〔御湯殿上日記〕

八月廿五日、いつもの御れん歌あ

八月

延臣ニ齋  
ヲ賜フ

時正結日

〔親長卿記〕

十七 八月廿五日、晴、早旦參内、御月次也、被下朝飯、時正結日也、仍可相齋云々

〔實隆公記〕

十八 八月廿五日、酉、晴、當番第一請取也、仍早參、今日月次御連歌、參仕人々、親王御方御出座、帥、勸修寺大納言、源大納言、海住山大納言、按察、大藏卿、中御門中納言、下官、民部卿、姉小路宰相、中山宰相、中將、時顯朝臣、執筆、宗巧等也。

人數

執筆西洞  
院時顯

名號連歌

各賜齋食、依時正結願也、如法早速終百句功、名號連歌也、御製

夏草のうらうれましは花野哉

むしやぶとりもふり菱松うけ帥

あらし吹雲間の月比うつ晴源大納言

〔御湯殿上日記〕

九月廿五日、いつもの御れんう、○庫記、錄、甲、二、十七、所、收、中

略 ひんうし山殿より御まぬ二色ひんうし

〔親長卿記〕

十七 九月廿五日、晴、參内、月次御連歌也、入夜退出、

〔實隆公記〕

十九 九月廿五日、丁卯、晴、早朝欲參内之處、俄虫所勞更發、仍不參、

文明十八年正月二十五日

一一七

實隆不參

九月



其子細申入了、當番教國卿、長胤等祇候云々、月次御連○如例歟、

〔後奈良天皇宸翰發句〕○山城曼殊院所藏

文十八九廿五うらあひを下ろめかれやむらむら

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收 十月廿五日、ひんろし山殿より御

まふ二色○らり、○中いつもの御れん歌宮の御うともある、

〔親長卿記〕十七 十月廿五日、晴、參内、御月次御連歌也、

いまも代よ玉を猶ふるあらき哉

〔實隆公記〕十 十月廿五日、丁晴、當番第一請取也、仍早參、不令退出候御會、

參仕人々、帥、海住山大納言、按察、大藏卿、中御門中納言、下官、姉小路宰相、中山宰相、中將、時顯朝臣、執筆、宗巧、源富仲等也、親王御方御參、秉燭之後終百韻功、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收 十一月廿五日、御れんろいつもの

とし、ひんろし山殿より御まふ二色らり、

〔親長卿記〕十七 十一月廿五日、晴、早旦參内、月次御連歌也、○中次始行御

連歌、今日色葉連歌也、御發句

いつせとん松と竹との雪比庭 御製

ろうよさむきき月のあさ明

親王御方

〔實隆公記〕十 十一月廿五日、丙寅、霽、午後小雨濺、則屬晴、今日當番第二請

如法早參、月次御連歌、參仕人々、帥、勸修寺大納言、海住山、○按察、中御門中納言、下官、民部卿、姉小路宰相、源宰相、時顯、○源富仲等也、親王御方俄御風氣、御會未終入御、今日伊呂○連歌也、於禁中初度也、有其興、御會入夜終百韻功、○中御製

御製

いつせみん松と竹との雪比庭

ろうにさむきき月のあさあけ 親王御方

海のうにもものろめは四方比空晴て 帥

〔新撰菟玖波集〕十四 文明十八年十一月五日、いろはのもしをかきみを

きて侍し百韻連歌よ、

ぬれて身みしむつゆ衣手

るいもなくふる里さひし雨比暮

按察使俊量

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收 十二月廿五日、いつもの御れん歌



あり、

〔親長卿記〕

十七

十二月廿五日、晴、參内、月次連歌御會也、權帥、勸修寺大納言、源大納言、雅行、予、中御門中納言、執筆、侍從中納言、姉小路宰相、源宰相、中山宰相、中將、源富仲等也、

雪や春梅ハ冬さくとし哉

〔實隆公記〕

十

十二月廿五日、丙申、晴、當番第二請取也、御連歌御會、仍早參、々仕人々、帥、勸修寺大納言、源大納言、按察、大藏卿、中御門中納言、執筆、下官、姉小路宰相、中山宰相、中將、源富仲等十人也、親王御方御風氣之間、無御加、海住山大納言同所勞云々、入夜終功、

賦何□

雪や春梅ハ冬さくとし哉

空はむららほむらふ日の影帥

月出ん夜よまるまてと戸をあけて勸修寺大納言、

宮女ヲ清荒神ニ遣シ、代拜セシメラル、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收

正月廿五日、○中内侍殿きよし

へ御まいり、

○コノ後、白川忠富及ビ宮女等ヲ清荒神ニ遣シ、代拜セシメラル、コト、便宜左ニ合敘ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記録甲二十七所收

五月廿三日、みん部卿きよしへ御

代くまんまゐりて、御くまらり、夕とちして神ある、

六月廿二日、○中權まけ殿きよしへ御代くまんまゐり、御くま、御こふ

まとりり、

八月卅日、○中雨ふる、御ちの人きよしへ御代くまらり、御まやけらり、

九月十六日、○中上らぬきよし御まいり、

十月十日、いよ殿御といくまんまきよしへまいらるゝ、

十一月十三日、まけ殿御代くまんまきよしへ御まいり、

幕府月次和歌會、

〔常德院集〕

○文明十八年正月廿五日、月次會始、松爲久友、

君ろとむ四もとの松乃うけまけと雲ぬると手に生のなる迄

〔爲廣詠草〕

正月廿五日、大樹御月次會始、松爲久友

五月  
六月  
八月  
九月  
十月  
十一月  
月次會始  
義尙和歌  
冷泉爲廣  
和歌

人數  
執筆中御  
門宣胤  
發句御製  
勝仁親王  
御氣ニ  
依御氣不  
參



いくとせそかけあひく松の三友四時をもむらぬとき初ハ

○コノ後、幕府月次和歌會ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔爲廣詠草〕去廿五日、大樹御月次、故郷鶯

庭ハあれて心のまゝに茂る木を我宿らざる鶯うさく

初花

面影ノ野山の櫻されてたり花こそなふ夜をしめなれとも

寄浦戀

思はやとのめしまゝの浦波をいく夕暮の袖よとんとハ

廿五日、將軍家御會月次、摘菫

たきてみん秋ちる萩の花ハ絲糸春さたうへる庭のそみれを

暮春

あさきたる我ろと春もまゝへそやまゝふ心のいやまさりぬる

神祇

渡は世もあやうた梧の丸木橋うけてそ祈るこの神路山

廿五日、大樹御月次、竹亭夏來

神祇

四月  
竹亭夏來

三月  
摘菫

暮春

寄浦戀

初花

爲廣和歌  
二月  
故郷鶯

人傳郭公

くは夏も秋乃心をまつみせてみとり涼しき軒のくれ竹

人傳郭公

目れもらす絲衣も恨し人たてハちさうよ聞つ初郭公

從門歸戀

いとたらよりへほを去れと妹う門うさへハ犬の聲をうりして

〔常德院集〕廿五日、月次會、夏草露

草ぬらたまうさ乃本比さりくは秋まり露や泪さるらん

寄糸戀

河内女う手染の糸比くるとあくぞ我思ふ心いく夜をう經し

遠寺鐘

そのを山あらしにまうふ鐘の音をぬしとくれは誰ハ聞々ん

廿五日、月次會、關雞

あしうらや關ちの鳥比なく絲よりいそけとくらた竹の下道

〔爲廣詠草〕九月廿五日、大樹月次御會、黃葉

口れし乃色よみゆるや名も高たいてての杜比梢さるらん

五月  
夏草露

從門歸戀

寄糸戀

遠寺鐘

九月  
關雞

黃葉



文明十八年正月二十六日

惜秋

うすミ流る春乃名残も重とてめや霧多つ空此秋此別る  
關鷄

うゆとしも鼓ハさるぬ關此戸よをのれ時もる庭とりの聲  
○廣澤尙俊第月次和歌會、便宜左ニ合斂ス、

廣澤尙俊  
第月次和  
歌會  
義尙和歌  
ヲ遣ス

〔常徳院集〕同日、源尙俊家月次會、梅契還年

二十六日、西宮女等、平等寺因幡、七人詣ヲナス、

人數  
香水等ヲ  
獻ズ

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 正月廿六日、いささあうへ七人御  
まいり、御人せ上らぬ、せけ殿、新せき殿、あうハし、御あちや、中内侍殿、い  
よとの、御うう水御みやけともら、めてとし、

五月十日

○コノ後、宮女等、平等寺因幡、七人詣ヲナスコト、便宜左ニ合斂ス、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 五月十日、いささあうへ御代くら  
んよ七人御まいり、上らぬ、さう上らう、大せもし、權すもし、あうハし、いよ殿、  
御いまいりあり、御下ううともありて、うのよし御ひろうよて、御さう月

十月八日

まいりて、みさくひし、とらり、御つらうなく御めてとし、  
十月八日、いささあうへ御まいり、久上らぬ、上らぬ、せ  
けとの、あうハし、中の内侍との、御いまいり、新大をけ、まちよて源大納言  
殿御まいらせられて、御ひし、と二條とのへ、いけのミをハよてら、  
めてとし、

○白川忠富ヲ平等寺因幡、ニ遣シ、代拜セシメラル、コト、便宜左ニ合  
斂ス、

白川忠富  
御代官

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 五月廿二日、中ミん部卿いささ

前右大臣從一位徳大寺公有薨ズ、

〔親長卿記〕十七 正月廿六日、晴、入夜雨下、○中後聞、徳大寺前右府入道有

六十五歳  
徳大寺實  
淳前官除  
服ノ例ヲ  
甘露寺親  
長ニ問フ

公、薨、六十五歳云々、  
三月十五日、同前、徳大寺前内府申送云、前官之輩不申除服云々、可爲何様哉、  
不引勘先規、覺悟分可承云々、予返答云、於先例未引勘、前官之輩猶申除服之  
條、可叶道理歟之由返答、

文明十八年正月二十六日



近衛政家  
實淳ヲ甲

〔後法興院政家記〕 十一 正月廿七日、戌夜來積雪三寸許、終日猶散、○中去  
夜德大寺前右府入道薨云々、  
二月二日、寅陰、自晚景雨下、○中德大寺前內府許へ以使者、相弔入道前右府  
事、

長福寺ニ  
テ薨去

〔十輪院內府記〕 中 正月廿九日、○中自橋本有書狀、入道右府去廿六日薨  
逝、千本長福寺籠居云々、

仁和寺ニ  
テ葬禮ス  
後野宮ト  
號ス

〔實際公記〕 九 二月一日、丁丑晴、○中師富朝臣語云、德大寺入道右府去廿六日  
夜薨去、一門之遺明曉於仁和寺有葬禮云々、泉涌寺長老沙汰云々、稱號可爲  
老也、尤可愁歎也、

三條西實  
隆實淳ニ  
阿彌陀經  
ヲ贈ル

野宮云々、公繼公前左府、公清公同內府、共號野宮、今又爲右府、平生被模彼兩  
公之行狀之樣之間、號野宮云々、臨終儀殊勝云々、珍重々々、今年六十五歲、  
廿日、丙申晴、○中今日遣阿彌陀經於德大寺了、

義政ノ女  
中衆弔慰

廿四日、庚子晴、今日自禁裏雖有召弔德大寺之間故、不可參內之間、其趣內々  
申入了、午後向千本長福寺、折節東山殿女中衆、□被弔之、門前鼓爭之間、招出  
左京大夫、懷□述子細、則廻駕、

義政百三  
十貫下行

〔大乘院日記目錄〕 四 正月廿六日、德大寺右府入道、公有薨、東山殿百卅貫

公有ノ子  
空覺等籠  
居

御下行云々、

〔大乘院寺社雜事記〕 百二 二月一日、

一去廿六日、德大寺左府入道、公有薨云々、仍空覺僧都之兄弟各籠居、

〔親鄉日記〕 二月四日、庚辰、

一德大寺殿御親御所御他界爲御訪、御經一卷、壽量品、三千疋、

同上、藤御方へ御經一卷、壽量品、萬疋、東山殿樣より疋いる、

七日、癸未、

一德大寺殿御親御所御薨御爲御訪、白川殿より壽量品一卷、五百疋疋いる、

同上、藤御方へ壽量品一卷、千疋疋いる、御使杉江、

〔蔭涼軒日録〕 二月八日、○中齋罷往千本長福寺、弔德大寺殿他界芳栖院并

上郎御局弔之芳栖院對面、

九日、不參快晴、○中晚來以悰子三荷三折贈德大寺上郎御局、丁寧有謝辭也、

五月四日、天降雨、終夜不罷及巳刻、○中午時謁東府、○中自相公御折十合被

遣德大寺殿、於殿中見之驚目也、

〔曼殊院文書〕 城○山

文明十八年正月二十六日

義政實淳  
ルニ物ヲ贈

集證弔慰

伊勢貞宗  
モ弔フ

義政經ヲ  
贈リテ弔



文明十八年正月二十六日

(瑞雲卷)  
一德 大寺右府五旬諷誦草、亂聲(花押)

前内大臣家

請諷誦事

三寶衆僧御布施

右奉仰俯野宮右台相府尊靈、仕君以忠良、顧己有仁厚、久備羽翼之重臣、至德最等伊尹之佐湯王、屢居股肱之輔弼、大功偏同韓信之隨高祖、惜乎忽赴九泉之路、逝水去而如不返、早迎五旬之朝、掣電消而似無留、爰弟子纒結中陰法席、求到上品覺臺、因茲奉造立供養忌佛尊像七軀、奉彫刻率都婆卅七本、奉漸寫妙法蓮華經六部、奉摺寫淨土三部經一部、奉頓寫同經一部、奉書寫同經七部、奉勤行法華懺法并觀音懺法各一會、舍利講二座、往生講十一座、六道講一座、理珠(總)三昧一座、光明真言法百五十座、阿彌陀法十座、不動供三十座、奉讀誦妙法蓮華經十部并開結心阿等經各一卷、金剛般若經十二卷、普門品三十卷、父母恩重經二卷、奉誦唱阿彌陀寶號二百十萬遍、一字金輪呪一萬遍、破地獄呪五百遍、加之每日勤修六時禮讚、光明真言、隨求陀羅尼、楞嚴神呪、大悲呪、半齋諷經、施餓鬼僧齋沐浴等、云彼云此、志之所之、于時庭下花紅、猶慕去年之春、欄

前柳翠聊添一日之景、厥所擊者梵鯨也、清音徧徹于鐵圍、大鐵圍所焚者瑞麟也、餘薰既滿于砂界、恒砂界、然則尊靈昨補黼黻、交庶政之崇班、今綴瓔珞得往生之妙果、乃至天上天下六塵六境、廻向無邊利益平等者、奉仰諷誦所修如件、敬白、

文明十八年二月卅日

別當左京大夫從四位下藤原朝臣懷兼奉

自德大寺明日右府五旬也、無餘日之間、只例諷誦一通可所望之由、一兩日

已前以大外記師富、被示問、昨日一日成草、今日清書遣之訖、雖可爲例諷誦、

懇懃成草畢、

〔相顯抄〕右大臣

後野宮右、藤公有寬正三、八、五、任、內、元、同、同、五、廿、六、薨、文、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記錄甲二十七所收 三月廿四日、とく大寺ちよぶくき

九下の事申さるゝ、

〔實隆公記〕

九 三月廿六日、壬申、陰、雨時々降、○中抑今日德大寺前内府父

公忌日也、尤可避其日事、兼又除服事昨日云々、前官除服事先日師富朝臣不審、今度宣下事如何可尋記、

〔公卿補任〕

參議正四位下藤公有十六、父故權大納言實盛卿、母故右兵衛督

文明十八年正月二十六日



文明十八年正月二十六日

一三〇

基親卿女、應永廿九二五誕生、同卅一正五敍爵、同三月十七侍從、同卅二正卅左少將、同卅三正六從五上、同三月廿九讚岐權介、正長二正五正五下、永享二正六從四下、同三正六從四上、同四月十五正四下、同五八十八左中將、同七三十二相模權介、同九八廿九參議、中將如元、同十一年未三月十八日兼近江權守、<sup>○以上</sup>嘉吉元年<sup>辛酉</sup>十二月七日任權中納言、同日敍從三位、同四年<sup>子甲</sup>正月六日敍正三位、文安三年<sup>丙寅</sup>四月廿九日任權大納言、同四年<sup>丁卯</sup>正月五日敍從二位、<sup>○以上</sup>享德三年<sup>戊甲</sup>正月五日敍正二位、康正二年<sup>丙子</sup>正月五日兼左大將、同日左馬寮御監長祿四年<sup>庚辰</sup>八月廿七日任內大臣、同日左大將如元、十二月五日辭大將、寬正二年<sup>辛巳</sup>七月廿三日辭內大臣、同三年<sup>壬子</sup>八月五日任右大臣、同五年<sup>甲申</sup>七月十九日讓位節會內辨、九月二日辭、同十一月卅日本座、以上、同七年<sup>丙戌</sup>正月六日敍從一位、文明四年<sup>壬辰</sup>六月十七日出家、<sup>○以上</sup>十一、

〔尊卑分脈〕

藤原氏 公季孫

實盛

公有

實顯

右大臣、從一位、左大臣、內大臣、三木中將、號野宮、

母右兵衛督藤原基親女、文明十八正廿六薨、

世系

實淳 永正八年十一月廿一薨、

公祐

女子

女子

〔德大寺家譜〕

實盛

公有

實顯 中將、四位、早世、文正元年四月十日卒、

實淳 法諱繼忍、道號月仙、天文二年八月廿四日薨、

公祐 薨、八十九歲、號禪光院、母中納言永豐女、

空覺 喜多院、權僧正、興福寺別當、永正七年十一月廿五日薨、

實祐 威德寺、法眼、尊仁資、永正四年八月四日薨、

女子 初爲法久院、第三子、後右京大夫、入滅、元爲猶子、稱

女子 號抱清院、永正七年八月廿四日薨、

女子 右大臣、公教、室、寬正二年四月十八日薨、

文明十八年正月二十六日

一三一

喜多院空  
威德寺實  
祐

抱清院  
轉法輪三  
條公教室



義政ノ側室  
細川教春  
室烏丸益光

女子 足利將軍義政、永正四年三月廿七日卒、五十三歳。  
女子 下野守教春室、安房守政春母。  
女子 帥大納言益光室、永正五年十一月廿六日卒、五十一歳。

〔續史愚抄〕

後土御門院中之下

正月廿六日、癸酉、入道前右大臣 公有、薨、六

五歳、後野宮、親長卿記、諸家傳、大

○公有、元服スルコト、永享四年十二月二十九日ノ條ニ、出家スルコト、

文明四年六月十七日ノ條ニ見ユ、

二十七日、<sup>甲</sup>泉涌寺住持教見ヲ召シテ、受戒アラセラル、

〔御湯殿上日記〕

庫記 京都御所東山御文

正月廿七日、御し程うい、せんゆう

寺、<sup>乙</sup>いらる、御ふさよ昨日の御あふさ、すさハラ、ズルコト、扇院、扇杉原等ノ條  
ユ、見そのまゝつうえさる、

○コノ後、毎月二十七日、受戒アラセラル、コト、便宜左ニ合致ス、

〔御湯殿上日記〕

庫記 京都御所東山御文

二月廿七日、略、御し程う并、せん

ゆう寺ゆきふれのまさは、まて、なふハ御さよなし、  
三月廿七日、御し程うい、せんゆう寺のちやうらうまこ、

二月 御受戒ナ  
三月 泉涌寺長  
老参仕

扇杉原ヲ  
布施ニ遣  
サル

四月 東南院参  
五月 悲田院参  
六月 住持宣澤  
八月 泉涌寺新  
参仕

四月廿七日、御し程うい、とうあん院、いらる、  
五月廿七日、略、<sup>乙</sup>中々ふの御し程うい、ひてんぬん、いらる、  
六月廿七日、御し程うい、せんゆう寺、比前、ちう、いらる、  
七月廿七日、御し程うい、せんゆう寺の、前、ちう、いらる、  
八月廿七日、略、<sup>乙</sup>中 御し程うい、せんゆう寺の、ま、ん、め、い、いらる、御ふせ  
いつものことし、

九月廿七日、御まゆりい、むてん院、いらる、  
十月廿七日、御し程うい、せんゆう寺の、も、と、の、ち、や、う、ら、う、いらる、  
十一月廿七日、御し程うい、せんゆう寺の、前、ち、う、いらる、御所さぬ御と  
ねさせおハします、

二十八日、<sup>乙</sup>御祝、

〔御湯殿上日記〕

庫記 京都御所東山御文

正月廿八日、あさ御ちう月、いらる、

参ふまで、遅んし御ちい、三日なる、御い、ま、あ、あ、し、

○コノ後、毎月二十八日ノ御祝、便宜左ニ合致ス、

〔御湯殿上日記〕

庫記 京都御所東山御文

二月廿八日、御ちう月、いらる、

二月 臨時ノ御



文明十八年正月二十八日

一三四

三月廿八日、略、御さう月いつをのとし、

四月廿八日、御さう月らり、

六月廿八日、御さう月らり、

八月廿八日、略、御さう月らり、

九月廿八日、御さう月らり、

十二月廿八日、御さう月らり、上らぬ、大せけ殿、まんだせけ殿、まんだせけ殿、御まを御てうしるいらさるる、こうとう御をり御さる一まいらるる、

御聞香アリ、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 正月廿八日、略、御むろ、うち井殿

御さうりよて、御さう御さうあり、御てのうちの御さうふ、御所よりもみま

も御いとしあり、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 二月二日、くろとよて十しゆらう

あり、うち井殿も御人そよ御さういり、女房おとこちまてきんふりともるいらして、一うちまといよとふ、ろのち十まゆくこんもあり、

王道永法親王  
親王御法參

十二月  
宮女酒饌

三月  
四月  
六月  
八月  
九月

十種香

十種酒

三條西實  
隆懸物  
持參ヲ命  
ゼラル  
實隆不參

甘露寺親  
長第十種  
香

〔實隆公記〕九 二月二日、戊寅、陰雨時々降、○中 禁裏雖有召、十 持參懸物一行、

種云、故障之間、申所勞之由不參、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 二月十一日、略、○中 夜よ入て御さう

御さうあり、御むろ、れんきも御さういり、

〔實隆公記〕九 二月廿日、丙申、晴、○中 略、月次和漢聯句御會ノコト、入夜還

御本殿、其後於黒戸爲十炷香、種々遊事、非無其興者也、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 三月十五日、御さうあり、

〔實隆公記〕九 三月十五日、辛酉、雨降、○中 當番及晚參内、有十炷香、

〔御湯殿上日記〕○京都御所東山御文 三月十七日、御さうあり、

十九日、○中 小御所へなる、一昨日の御さうの御さうぬ、おろとの、上らぬ、ま

んせけ殿、御あちや、中をいしとの、まんさいし、こうあう、

○甘露寺親長第十種香ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔親長卿記〕十七 正月廿六日、晴、入夜雪下、今夜有十種香、如例年也、

義政、飯尾元連ヲ建仁寺別奉行ト爲ス、尋デ、義尙、飯尾清房ヲ相國寺別

奉行ト爲ス、

文明十八年正月二十八日

一三五



〔蔭涼軒日録〕

正月廿八日、天氣快晴、○中午後謁東相府、○中建仁寺別奉行

以飯尾大和書立伺之、御領掌、

廿九日、不參、天氣快晴、○中就建仁寺別奉行事、遣一行於建仁方丈并飯尾大

和方、

三月十三日、不參、天晴、○中晚來自西相府被召、相國寺、建仁寺別奉行事、被仰

付飯尾加賀守、可傳尊命於兩寺之由有命、

十四日、不參、天降雨、○中召相國寺出官、別奉行飯尾加賀守、自西府被仰出、傳

台命於方丈、返答可傳于此方、即尅出官來、傳領掌之命、又召建仁寺出官、傳台

命、蓋去正月廿八日、建仁住持一行并別奉行書立供台覽、飯尾大和入道被相

定評定衆、爲禮謝來降于當軒、然、以飯尾加賀守可爲別奉行旨、被仰出、意旨

如何、若兩奉行不及是非、自寺家可見領掌白、若一人奉行大和入道被退事如

何、出官云、自往古只一人奉行也、曾飯尾大和爲別奉行、其後飯尾肥前守、其後

布施下野守也、以故如先規以飯尾大和白之也、以台命乃可達評定衆也、

十七日、不參、天半陰、○中就建仁寺奉行之事、住持一行來、

十八日、天降小雨、○中就建仁寺別奉行事、住持一行、以悰子獻西府、則自東府

義向相國寺別奉行、義政既建仁寺別奉行、義連、元規、寺家、規、如、先、元、連、如、克、ム

義向清房、義政、所任命、云、フ

義政清房、任、命、失、念、ス

清房、連、下、共、元、鹿苑、院、別、奉、行、ト、ス、ベ、シ、長、得、院、別、奉、行、ト、ス、數、秀

以飯尾加賀守被仰出、蓋大和入道以前御定之事、御失念歟、可奉問東相公之命有之、

廿日、天快晴、○中大館刑部大輔殿被參、建仁寺別奉行事、自住持密溪和尚一

行、去正月廿八日、伺之、御領掌之命、傳之建仁并飯尾大和入道、數日前自西府、

相國寺、建仁寺奉行事、以飯尾加賀御定有之、由、召愚於殿中被仰出、相國寺事

者、乃傳命寺家、返答白之、建仁事者、相尋寺家、則又有住持狀、狀云、已前自東山

殿、以飯尾大和有御定如何、以其一行供西府台覽、則以此旨可自東山殿之命

有之、彼一行供東山台覽、則有御失念、加賀守事有御領掌、如已前被定大和、可

爲建仁寺之由、可自西府之台命有之、乃謁西府傳台命、西相曰、已被定加賀有

變改、則加賀可失面目如何、愚曰、鹿苑院奉行大和一人也、根本二人也、以加賀

守被仰定可乎、相曰、尤然也、以其旨可自東相之命有之、

廿一日、天快晴、齋罷謁東相府、○中長得院別奉行松田對馬守、以書立伺之、乃

遣鹿苑院、愚一行松田對馬守方遣之、鹿苑院別奉行事、自西相府以飯尾加賀

守見相定之由、謹白、東相公御領掌、乃謁西府、以今御乳白之、仍兩相公以加賀

守御定之由、報鹿苑、



四月十三日、天氣快晴、○中就相國寺同鹿苑院別奉行事、遣一行於飯尾加賀守方、蓋去三月廿一日被仰出、依紛冗于今延引之、  
七月五日、不參天快晴、○中齋前往飯尾大和入道宅、賀當院別奉行、對面、蓋携二縵也、

○義政、東福寺、普廣院等ノ別奉行及ビ東寺寺奉行ヲ定ムルコト、便宜左ニ合斂ス、

〔蔭涼軒日録〕

四月廿九日、天降雨、齋了謁東府、○中普廣院別奉行書立、飯尾加賀守有御點、乃相副證狀、召普廣院出官渡之、

六月十九日、天快晴、○中大德院別奉行事、去年以飯尾左衛門大夫被相定、雖然飯尾加賀守無出仕之故、如此御赦免出仕之條、如先規被仰付于加賀守、可爲寺家大幸、加賀守事、自曾祖父時爲院奉行云云、折紙有御爪點、仍遣愚一行證狀加賀宅也、

廿四日、天快晴、早且謁東府、○中東福寺別奉行松田對馬守、以書立伺之、有御爪點、

七月廿一日、天半晴、○中晡後謁東府、○中雲澤軒并禪佛寺別奉行、自往古飯

清房ヲ普  
廣院別奉  
行トス

大德院別  
奉行ヲ清  
房ニ改メ  
ンコトヲ  
請フ義政  
之ヲ

數秀ヲ東  
福寺別奉  
行トス

清房ヲ雲  
澤軒及ビ  
禪佛寺別

奉行トス

東寺寺奉  
行

清房義政  
及ビ義倫  
ヨリ命ゼ  
ラルトイ  
フヨリ  
清直義倫  
去年命ゼ  
ラル

尾加賀守相定之、近年以布施下野守爲別奉行、如先規以加賀守可相定由、以書立伺之、如先規可爲加賀守由有命、件々左京大夫殿被白之、  
廿三日、不參、天快晴、○中往飯尾加賀守宅、伸雲澤軒、禪佛寺別奉行、之賀、先所供台覽之書立并愚一行、以梅首座遣之、遂對面、相公御懇々之義說破之、

〔東寺百合文書〕

○山城 廿一日、方評定引付、文明十八年 同十六日、

權僧正 寶緣 教濟 覺永 融壽 俊忠 慶清 嚴信 宗承 圓忠  
祐源 榮舜 融晃 俊我 公遍

一寺奉行一方事、飯尾加賀（清房）仁爲兩御所樣被仰付之由、賀州申云々、去年既清八郎自室町殿被仰付之間如何、明日以兩使對馬并清八郎方へ有御不審、隨其儀賀州方へ可被申送之旨了、

同十八日、

教濟 覺永 融壽 俊忠 慶清 嚴信 宗承 圓忠 祐源 榮舜  
融晃 俊我 公遍

一寺奉行事、清八郎申、舊冬爲室町殿被仰付候處、又飯尾加賀被仰出之由、驚入候此子細室町殿樣へ可歎申、其間事者賀州方へ御返事、爲寺家可預御

文明十八年正月二十八日

一三九



文明十八年正月二十八日

一四〇

意得之由申候、然者依清八郎一左右賀州ニ可有御返事之由治定畢、

四月六日、

權僧正 教濟 覺永 融壽 慶清 嚴信 祐源 公遍

一寺奉行事、昨日賀州方以折昏催促、此由對馬方へ令申候處、去年清八郎被仰付モ、又只今賀州ニ被仰付之條上意如何、所詮伺申寺家ニ可御返事申之由也、私申分於加賀守仁爲寺家可有返答之由被申候間、則以雜掌賀州申送了、

同五月八日、

權僧正 杲覺 寶緣 教濟 覺永 融壽 俊忠 慶清 嚴信 宗承

圓忠 祐源 俊雄 榮舜 俊我 公遍

一寺奉行一方清八郎問事、就清八郎申置伊勢段錢奉行下向、大館少弼方へ遣兩雜掌之處、彼返事ニハ、已前モ以女中方伺申之處、彼申次無出仕、子細候間、重而伺被申候者、自是一左右可申旨返答了、

八月二日、

寶緣 教濟 覺永 融壽 俊忠 慶清 嚴信 宗承 圓忠 杲明

貞枝段錢  
奉行トシ  
テ伊勢ニ  
下ル

貞校伊勢  
ニ卒ス

祐源 榮舜 俊雄 公尋 公遍

寺奉行清八郎於勢州死去治定之間、已前寺奉行之事、飯尾加賀守競望申間、於于今者、自寺家可有領狀歟否事、對馬守可有談合云々、已前者清八郎依支申無領狀者也、

同七日、

寶緣 教濟 覺永 融壽 俊忠 嚴信 宗承 圓忠 祐源 榮舜

俊我 公遍

一寺奉行對馬守可被召請、明日可被遣雜掌也、

同十四日、

權僧正 寶緣 教濟 覺永 融壽 俊忠 嚴信 宗承 圓忠 祐源

杲明 榮舜 俊雄 公尋 俊我 公遍

一來十八九日之比、對馬守召請事申定、仍可被獻盃對謁之衆事、兎角難澁之間、一蘭并年預事者不可有豫儀候、自餘一兩人之事者、以合點可被定之由候間、仍寶泉院、金勝院治定了、已上四人公文所召出之、

一十八日、來時已後入堂、對馬守、同子主計二男彦五郎、對馬守弟松田丹後、入堂之

文明十八年正月二十八日

一四一

東寺奉  
行數秀ヲ  
召請ス

數秀父子  
等入堂



文明十八年正月二十八日

一四二

禮物  
東寺ノ引

後點心、雜羹、饅頭、蒸菱、冷麥、糟□、此外肴、菓子等、及晚酒筵、倍膳衆下野、和泉、相模、三上松壽竹壽、  
一對馬守桶三荷、折二合、柿籠一、丹後百疋、主計百疋持來、  
一引物、對馬絹三疋、杉原一束、臺丹後絹一疋、杉一束、主計絹一疋、一束、彥五郎、  
扇一本、一束、若黨五人、扇各一本、百文宛、但野村酒句也、廿日以兩雜掌此等送  
遣之、早朝以酒句寺家エ遮而御禮了、  
一一獻方并引物等、廿貫八百五十四文入足、注文別番ニアリ、此内二百疋ハ、  
持來加之、殘十八貫八百五十四文也、

九月二日、

杲覺 寶緣 教濟 覺永 融壽 俊忠 慶清 嚴信 圓忠 祐源  
榮舜 俊雄 公尋 俊我 公遍

一去月十八日、寺奉行對馬守已下入堂、御影堂可開之由、聖英春上人ニ申付、  
之處、此間持病發之間、明賢番代誂之由申、彼明賢又虫更發之間、再往雖令、  
申候不參、仍邂逅之事奉行定而可失本意間、無力年預開之令拜見了、此分、  
披露之處、近比曲事也、所詮持病再發歟否、兩人可被捧告文衆儀了、就中於

數秀御影  
堂ヲ拜ス

向後者、聖雖爲如何體指合、爲衆僧關閉儀不可叶之由治定畢、

(十月)  
同十五日、

教濟 覺永 融壽 俊忠 慶清 嚴信 宗承 圓忠 祐源 榮舜  
俊雄 公尋 俊我 公遍

一寺奉行一方事、今局御文如先規、每事以兩奉行可致披露之由被仰之條、不、  
覺悟候、自然々々之儀、每度兩人調伺申候者不可事行候、左様候者、可致思、  
案之由、對馬守申候間、以內々如此間一人可有存知候様、室町殿へ可被申、  
候分了、

(十一月)  
同十二日、

寶緣 教濟 覺永 俊忠 慶清 嚴信 重禪 宗承 圓忠 祐源  
榮舜 俊雄 公尋 俊我 公遍

一飯尾加賀守一方寺奉行禮物事參百疋、殿原中五十疋、木村入道ニ三十疋、中  
間參十疋、仍見參、一盞獻之、

〔東寺百合文書〕

○レ五十一之五十三  
山城

松田對馬殿御招請入足

文明十八年正月二十八日

一四三

寺奉行ハ  
二人ノ例  
ナリ

清房ノ禮  
物

數秀召請  
入足



文明十八年正月二十八日

文明十八年丙午八月十八日

町買注文

八十文	こふ二色
五十文	こそう
百文	こんまやく
三百文	ふ四色
卅文	大こん
廿文	せしかみ
廿文	青大豆
廿文	たうのすいき
卅文	みやううの子
卅文	賀茂うり
百文	たうふ四色
百七十文	まいとけ
四十文	平茸

廿文
二百文
卅文
七十五文
五十文
卅文
百卅二文
五十文
卅文
廿二文
五文
六十文
五十文
十文
百廿文

文明十八年正月二十八日

同
松茸
いも
山のいも 三色
くり 二色
かき
のり 三色
くるま 三色
あり此ま
まやくろ
ゆ
かんへう
まらひ
けし
あふら



文明十八年正月二十八日

卅文  
廿文  
廿文  
一貫二百文  
七百文  
廿文  
十文  
五文  
十二文  
廿文  
卅文  
廿五文  
十文  
八十文  
十文

白はし  
あうはし  
雑はし  
さうめん 二色  
まんちう  
とつさう  
あんまん  
さんせう  
こせう  
まやうの 三色  
梅干 數八十、  
す 五色  
こふのり  
瓜ノかうの物  
ゆにかうの物

和市  
十合餅

八百廿五文  
十六文  
二百五十文  
五十文  
廿文  
八十文  
百卅二文  
一貫七百六十文  
二貫四百文  
三百文  
百文  
百五十文  
卅五文  
四十文  
廿五文

文明十八年正月二十八日

トキテンシンニ物以下  
みそ  
し不  
柴 五荷  
くろ木  
とにし松  
ち  
さうし不  
和市五升宛十合ノ餅  
米八斗八升  
酒 柳六荷  
同 止買、  
ふちたう 廿、  
足付 廿二、  
平折敷 七、  
かちかけ  
角のおしき



文明十八年正月二十八日

數二百  
 ひやむきおしき  
 十六文  
 洗ぬるさき 二  
 かそけの物の臺  
 數二  
 さう月おしき  
 數百  
 あいの物  
 數七十五  
 三ト入  
 數十  
 五ト入  
 數百八十  
 ちうく  
 さくく金銀  
 そく二まい  
 へに  
 引合紙  
 杉原  
 馬ノ大豆ノ四分  
 注文酒  
 百文  
 卅文  
 十文  
 五文  
 十二文  
 十七文  
 卅文  
 廿四文  
 卅文  
 五十文  
 二文  
 五十文  
 十六文  
 百文

已上拾貫七百七十三文

經營方雜用

引物

一經營方雜用事  
 四百五十文  
 五十文  
 五十文  
 五十文  
 百四十八文  
 卅二文  
 卅文  
 十文  
 已上七百七十八文  
 一御引物方  
 松田對馬殿  
 絹三疋  
 杉原一束  
 同臺  
 米  
 みそ  
 しそ  
 柴  
 酒  
 同河匂  
 さい方  
 ち  
 代四貫五十文各一貫三百  
 代三百文  
 代十二文  
 文明十八年正月二十八日



文明十八年正月二十八日

同主計殿

絹一疋

代一貫四百文

杉原一束

代三百文

同臺

代十二文

同彦五郎殿

扇一本

代二百文

杉原一束

代三百文

同臺

十二文

同丹後殿

絹一疋

代一貫四百文

杉原一束

代三百文

同臺

十二文

同殿原方

扇一本

代二百文

扇一本

代二百文 河匂

扇一本

代百文 野村彦二郎

扇一本

代百文 粟又次郎

扇一本

代百文 新座殿原

三百文

同中間方

已上九貫三百文

都合廿貫八百五十四文

文明十八年八月廿二日

乘 慶花押

乘 琳花押

公文所(花押)

此内二貫文主計殿兩人持參、

殘十八貫八百五十四文

(編書) 松田對馬方召請入見注文

細川政誠、相國寺法住院領山城粟田ノ地ヲ押領ス、是日、義政、政誠ヲシテ、之ヲ同院ニ還付セシム、

〔蔭涼軒日録〕文明十七年十月十四日、○中 又法住院領粟田之田地三段半

文明十八年正月二十八日



幕府料所  
集證政誠  
ヲ欲フル  
政誠ニ懇  
請ス

政誠寺家  
注進ノ相  
違フ集證  
ニ説ク

政誠代官  
領トシテ  
押ス

事爲御料所、去年布施<sup>(英北)</sup>下野寺家領由白之、然者可有御免之由有命、當年自細川治部少輔殿押領之條、自寺家以訴狀可致披露之由督之、雖然愚可訴治部少輔殿於相公之事非素意、以故愚行治部少輔殿私宅、出寺家之訴狀說與曰、此三段半些少事也、不及披露、被返于寺家可然之由、丁寧白之、若又有子細者承之、可達于寺家云云、奏者井上、此分乃達法住院、  
十六日、<sup>中</sup>法住院領粟田田地三段半事、於殿中面細川治部少輔殿諭之、治部亦懇々被諭于愚、以前自寺家注田地數并土貢渡于定泉、今自寺家所注有相違、以前所注者田地多土貢少、今所注者田地少土貢多、不審之由被申、愚聽之與同矣、乃以其旨傳于法住、

十八日、<sup>中</sup>就法住院領事、遣一行於細川治部少輔殿、  
文明十八年正月廿八日、天氣快晴、<sup>中</sup>午後謁東相府、<sup>中</sup>法住院粟田御料所內田地三段半事、細川治部少輔殿爲御料所御代官之故、自去年押之、自寺家致訴訟之條、愚以內義口入、今日治部少輔殿愚白之由、以冷泉殿被達上聞、乃御免之由有御返事、及歸召法住納所珊都寺傳之、

二十九日、<sup>丙</sup>神宮奏事始、

神宮傳奏  
柳原量光

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記錄甲二十七所收

正月廿九日、<sup>中</sup>やちを<sup>(量光)</sup>ハら神宮

此ろうしハしめ申さる、御といめんのち、せへよて御さう月とよ、

是月、筒井順尊、十市遠相等、大和小山戸、鞆田等二陣ス、

〔大乘院寺社雜事記〕

百二 正月十三日、

一二階堂修正事、廻請兼日成之、山内所々可致其沙汰者未到來間、今日早且延引旨以諸進云堂方、云寺方相觸之了、<sup>(順尊)</sup>筒井、<sup>(遠相)</sup>十市以下當國落人、山内在々所々ニ出帳、故二階堂領小山戸、鞆田、白石、向淵等或成陣所、或被發向云々、凡珍事々々、



文明十八年二月一日 四日

二月 丁丑 朔 盡

一五四

一日、御祝、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文 二月一日、あさ御さう月らり、○中

あよひの御ちう月いつをのとし、さう上らぬ御りいり、

〔親長卿記〕

十七 二月一日、晴、入夜參内、御祝之後退出、

〔實隆公記〕

九 二月一日、丁丑、晴、○中入夜參内、御祝祇候人々、（源田雅行）源大納言、（寺親長）察子、（百川忠常）民部卿、以量朝臣、賢房等也、

〔外様番衆、酒饌ヲ獻ジ、手猿樂ヲ張行ス、

四日、（庚辰）外様番衆、酒饌ヲ獻ジ、手猿樂ヲ張行ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文 二月四日、とさぬのおとこち申

はさ、ちうハしへ下行ともなり、（冬光）ちらすまるよりハ一色らり、さるかく

もり山のちいさを物ともよさせらる、十一をんすこいのうちとちま

せる、こん三まんらり、宮の御うと、ふしみ殿ハうりへむうひをいらせられ

て、もんをた、くろき御所、ハへちよ御てうのまよをたをいらせらる

、御ゆつけハうりそうへらり、六こんよく御の御しやくよて、女房しゆ、と

さぬ此おとこちよとふ、五こんよふしととの、御まやくよて、とさぬし

祇候ノ人々

守山兒猿

樂一番張

行能

門跡尼宮

居別問ニ

六獻天酌

五獻邦酌

親王御高

青蓮院尊  
應參内

薄以量梅  
枝ニ益ヲ  
据エテ進

松囃

ゆハうりよとふ、ちい、のおとこちも、みち、めしてみさるる、御

しやくともよハをいらせ、まやうきん院殿御りいり、大をん所よ御ひやう

ふとて、ちことも御うとよあり、二の宮の御うとよより御しん上のふんよ

あり十う、御さる五う、もんせきよりをいりて、のうをて、御まへ、御

いりありて、御ひし、と御ちう月らり、又入をちとせる、とゆふよしる御

とちよふ、

五日、○中まと布と御庭との御てうしともらり、御さとの時の人をも、女

中おとこま、こう、ふし、殿御むし、参とて御りいりなし、めう不う院、（鳥籠）さけの

うち殿御りいり、御てうしををいらす、あんをん寺殿よりも御てうしもと

せられてある、にむうあるとちうら、ゆわうすのあそん梅の枝よ御さう月

をへて、ちりまよくしちとありて、まんしやう、やさしくたもしろくおほし

めせ、

（前書）宮の御うとよりとちら御てうしひさけ、御うむらけの物二色らり、

〔十輪院内府記〕 中 正月十二日、自勸修寺亞相使者、松拍子申沙汰、可爲十

九日、廿二日之間云々、得其意之由返答了、

文明十八年二月四日

一五



延引  
十二三歳  
ヨリ十六  
七歳迄ノ  
手猿樂

十七日、無殊事、明後日申沙汰延引、可爲來月二日、父子可參云々、  
二月四日、晴陰不定、著直衣參内、依松囉也、手猿樂十二三以上十六七以下之  
物也、十一番驚目也、老丞相參仕雖不可然、故萬里小路内府如此之時、連々參  
候云々、通世可召進之處、未參武家稠人參會不可然、仍謙身令參候、猶可思惟  
事歟、

〔親長卿記〕

十七

二月一日、晴、入夜參内御祝之後退出、來四日外様人々一

獻申沙汰、可有猿樂、可見物之由有仰、可祇候之由申畢、

四日、陰、參内、今日外様一獻申沙汰也、有猿樂、守山手猿樂也、參仕人々見及分、前内大

臣、通秀、日野一位、資綱、權帥、教忠、冷泉前大納言、爲富、前藤大納言、資世、藤中納

言入道、常永、中御門中納言、宣胤、冷泉中納言、政爲、日野中納言、廣光、姉小路宰

相、左大辨宰相、政顯、勸修寺大納言所勞之間代云々、資氏王、雅俊、和長已下御

前人々如常、十一番之後退出、其後猶有歌舞云々、元長朝臣入夜退出、

五日、雨雪等下、内裏有一獻、元長朝臣參仕、御庭見事御反禮云々、御鈍子事也、

〔後法興院政家記〕

十一

二月四日、庚辰、晴陰、今日於禁裏有猿樂云々、外様申

沙汰云々、

參仕ノ人々

歌舞行ハル

御返禮見物

僧侶ヲシテ見物セシム

〔實隆公記〕

九

二月四日、庚辰、晴、今日外様衆申沙汰也、守山小猿樂珍之間、

各可見聞之由、兼以被仰下之間、令祇候了、誠以驚耳目壯觀也、入夜退出、

五日、辛巳、晴、於小御所有御一獻、予又進上御兆子了、美聲等有興、

〔蔭涼軒日錄〕

二月四日

不參、天氣半晴半陰、略、今日於内裏、守山小猿樂有

能、爲見物皆出矣、

安藝備後ノ將庄、吉川、江田、山内等六人、播磨ノ陣ヲ撤シ、赤松政則ノ

部將浦上某、英保某等ニ送ラレテ、兵庫ニ退ク、

〔蔭涼軒日錄〕

二月十日

自昨暮天降雨、曉來快晴、略、小倉肥前入道寄一行

云、今月六日浦上美作守注進狀今日晝到來、云、今月四日、庄四郎次郎、吉川、江

田、和知、山内、鹽冶彦次郎、以上六人陣掃而退、兵庫、浦上與三左衛門尉、英保左

京亮警固而送之云云、

十一日、不參、天降雨、略、薄暮、柏木四郎宣阿自播州上洛、捷報有之、

○政則、山名政豐ノ兵ヲ播磨、英賀、坂本等ニ破ルコト、正月六日ノ條ニ

見ユ、

五日、辛巳、明ヨリ歸朝ノ江南院寂譽前參議萬里小路春房ヲ召サセラル、